

東京都南海トラフ地震防災対策推進計画

(令和 3 年修正)

東 京 都 防 災 会 議

用語例

本計画で使用する用語等は、次による。

1 地域等の標記

	標記	説明
1	区市町村	東京都に属する全区市町村をいう。
2	区部	東京都の地域のうち、特別区の所在する地域をいう。
3	多摩地域	東京都の地域のうち、市及び郡部町村の所在する地域をいう。
4	島しょ	東京都の地域のうち、島しょ町村の所在する地域をいう。

2 機関名等の標記

	標記	機関等
1	都	東京都
2	都本部	東京都災害対策本部
3	都各局	東京都災害対策本部を構成する各局・本部、庁、行政委員会事務局、支庁
4	関東信越厚生局	厚生労働省関東信越厚生局
5	関東地方整備局	国土交通省関東地方整備局
6	関東運輸局	国土交通省関東運輸局
7	東京航空局	国土交通省東京航空局東京空港事務所
8	第三管区海上保安本部	第三管区海上保安本部、同東京海上保安部、同下田海上保安部、同横浜海上保安部
9	東京管区気象台	気象庁東京管区気象台
10	日本郵便	日本郵便株式会社
11	NTT 東日本	東日本電信電話株式会社東京事業部
12	NTT コミュニケーションズ	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
13	NTT ドコモ	株式会社 NTT ドコモ
14	日赤東京都支部	日本赤十字社東京都支部
15	KDDI	KDDI 株式会社
16	ソフトバンク	ソフトバンクグループ株式会社
17	日本通運	日本通運株式会社首都圏支店
18	福山通運	福山通運株式会社
19	佐川急便	佐川急便株式会社

用語例

	標記	機関等
20	ヤマト運輸	ヤマト運輸株式会社
21	西濃運輸	西濃運輸株式会社
22	東京電力グループ	東京電力ホールディングス株式会社
		東京電力フュエル&パワー株式会社
		東京電力パワーグリッド株式会社
		東京電力エナジーパートナー株式会社
		東京電力リニューアブルパワー株式会社
23	東海汽船	東海汽船株式会社
24	都トラック協会	一般社団法人東京都トラック協会
25	都医師会	公益社団法人東京都医師会
26	都歯科医師会	公益社団法人東京都歯科医師会
27	都薬剤師会	公益社団法人東京都薬剤師会

3 法令・条例名等の標記

	標記	説明
1	本部条例	東京都災害対策本部条例(昭和 37 年都条例第 110 号)

目 次

用語例

目 次

第1章 対策の方針	1
第1節 対策の目的	1
第2節 南海トラフ地震等防災対策の基本的な考え方	2
第2章 南海トラフ巨大地震等による被害想定及び減災目標	3
第1節 南海トラフ巨大地震等による被害想定	3
第2節 被害軽減と都市再生に向けた目標（減災目標）	10
第3章 都、島しょ町村及び防災機関の役割等	12
第1節 都、島しょ町村及び防災機関の役割	12
第2節 島しょ住民と地域の防災力向上	12
第4章 南海トラフ地震等防災対策	14
第1節 災害予防対策	14
第2節 南海トラフ地震に関する情報の発表を受けた対策	34
第3節 災害応急対策	52
資料編	93
資料第1 南海トラフ地震防災対策推進地域（都総務局）	95
資料第2 島しょ港湾・漁港の緊急輸送用岸壁整備計画（都港湾局）	98
資料第3 島しょ港湾・漁港けい船施設現況（都港湾局）	99
資料第4 「津波警報等の種類、標識」（東京管区気象台）	100
資料第5 東京都の津波予報区（気象庁）	101
資料第6 東京都防災行政無線回線構成図（都総務局）	103
資料第7 東京都防災行政無線移動系回線構成図（都総務局）	105
資料第8 警備活動用資機材の整備（警視庁）	107
資料第9 ヘリコプターの機種及び性能基準（警視庁）	108
資料第10 警備艇の性能等（警視庁）	109
資料第11 通信事業者等の活動態勢（通信事業者等）	110
資料第12 通信事業者等の応急対策（通信事業者等）	113
資料第13 関係防災機関その他のに対する地震及び津波に関する情報の伝達系統図 （東京管区気象台）	117
資料第14 FAXによる気象等警報等の伝達系統図（NTT 東日本）	118

目 次

資料第15	災害派遣要請の手続等（自衛隊）	120
資料第16	陸上・航空自衛隊航空機能力基準（自衛隊）	122
資料第17	陸上自衛隊車両・舟艇等能力基準（自衛隊）	123
資料第18	海上自衛隊艦艇・航空機の能力基準（自衛隊）	124
資料第19	ヘリコプター発着場基準及び表示要領（自衛隊）	125
資料第20	震災時の即時救援主要部隊の態勢図（自衛隊）	127

第1章 対策の方針

第1節 対策の目的

「東京都南海トラフ地震防災対策推進計画」（以下「都推進計画」という。）は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「特別措置法」という。）第5条の規定に基づき、南海トラフ巨大地震など南海トラフ沿い等で発生する大規模な海溝型地震への対策を定めるものである。

1 南海トラフ地震等防災対策

平成25年5月公表の「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定」等で明らかになった南海トラフ巨大地震等が引き起こす島しょ部における津波への対策を中心に定めるものである。

南海トラフ巨大地震等が発生し、これに伴う津波による被害が発生した場合にとるべき応急災害対策活動体制を定めるとともに、避難計画の策定や物資の備蓄等の予防対策など、外海孤立離島という伊豆諸島・小笠原諸島の島しょの特質を考慮した対策計画を定め、都、島しょ町村、各防災機関等が一体となって災害対策の推進を図ることを目的に策定する。

- (1) 南海トラフ巨大地震等の発生に伴う津波被害の発生を防止し又は軽減するため、主に島しょを対象とした都、島しょ町村、防災機関等のとるべき予防・応急対策の基本的事項を定める。
- (2) 南海トラフ巨大地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっていると評価された場合等に「南海トラフ地震臨時情報」が発表されるが、その後発生する地震に伴う津波被害の発生を防止し又は軽減するため、主に島しょを対象とした都、島しょ町村、防災機関等のとるべき対策の基本的事項を定める。
- (3) 島しょ町村、各防災機関等は、都推進計画に記載されている対策に基づき、それぞれ必要な具体的な計画等を定め、防災対策を実施するものとする。
- (4) この計画は、毎年、検討を加え、必要があると認めるときに修正する。

修正に当たっては、各防災機関は、関係のある事項について、計画修正案を東京都防災会議に提出する。

2 東海地震事前対策

東海地震の事前対策については、「東京都地域防災計画（震災編）」（以下「都震災編」という。）第4部第5章に定めている。

第2節 南海トラフ地震等防災対策の基本的な考え方

1 「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定」では、島しょ部に最大30mを超える大津波が襲来し、多大な被害をもたらす想定結果となっており、島しょ部の全町村が推進地域に指定された（平成26年3月31日内閣府告示第21号。資料第1「南海トラフ地震防災対策推進地域」）。

これらの地域における防災対策については、以下の2つの視点の下、推進していく。

<視点1>「津波による人的被害ゼロ」を目指した迅速な避難対策

<視点2>孤立化する可能性がある島しょ部の地域特性を踏まえた対策

2 都推進計画では、「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定」で明らかになった島しょにおける人的被害などを踏まえ、島しょ部における津波対策を中心記載するが、都推進計画に記載のない事項については、都震災編第1部から第3部までに基づき実施する。

3 南海トラフ巨大地震による区部や多摩地域の最大震度や津波などの想定は、「首都直下地震等による東京の被害想定」よりも小さいため、区部、多摩地域における対策は、都震災編第1部から第3部までに記載されている首都直下地震等の対策を推進していくこととする。

なお、南海トラフ地震臨時情報については、区部、多摩地域においても住民等への伝達が必要となるため、南海トラフ地震臨時情報の収集・伝達等に係る対応については、島しょ町村の対応を準用する。

また、元禄型関東地震については、都震災編第1部から第3部までに記載されている対策を基本とするが、一部島しょ（三宅島、御蔵島）については、津波が高いことが想定されることから、これらの津波対策については、都推進計画に記載されている対策を講じるものとする。

第2章 南海トラフ巨大地震等による被害想定 及び減災目標

第1節 南海トラフ巨大地震等による被害想定

平成23年度から内閣府は、発生確率が高いと懸念される東海地震、東南海地震、南海地震を包含する南海トラフを震源域とした新たな被害想定を実施した。平成24年8月に公表されたこの被害想定結果は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災を踏まえ、「あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大な地震・津波を検討」（平成23年9月28日中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」報告）したものとされている。

このように設定された内閣府の南海トラフ地震・津波断層モデルは、発生頻度は極めて低いものの、M9クラスの巨大地震の中でも最大級のものであり、都においては津波の影響が大きい島しょ部に甚大な被害を示していた。そのため、都においても改めてこの結果を検証し、より詳細な被害像を示した上で、震災対策の充実に努めることとし、東京都防災会議地震部会で調査検討を実施した。

1 前提条件

(1) 南海トラフ巨大地震の震源・波源モデル

内閣府が公表した震源モデル4種類のうち、都において最大震度分布を示した「東側ケース」と、地域によっては「東側ケース」単独で計算した場合よりも大きな震度分布を示す箇所があった「東側ケース+経験的手法」の2つのパターンについて地震動予測を実施した。

また、波源モデルについては、内閣府が公表した波源モデル11ケースのうち、都に大きな影響を与えるケース①、②、⑤、⑥及び⑧の5つのケースについて想定を行った。

(2) 元禄型関東地震の震源・波源モデル

平成24年4月に東京都防災会議が公表した「首都直下地震等による東京の被害想定」の中で、海溝型地震として検討した元禄型関東地震の震源・波源モデルを用いて、島しょ部の地震動予測や津波浸水シミュレーションを実施した。

津波断層モデルとしては、関東直下に沈み込むフィリピン海プレートの上面深度が浅くなったことを加味し、1703年の元禄関東地震における地殻変動量から推定された、行谷ほか（2011）の一様滑りモデルに房総沖の小断層11を加えたモデルを用いている。

(3) 想定するシーン

島しょ部の常住人口を対象に定量的な被害想定を行うこととし、島しょ部の常住人口の季節変動は少ないと考えられることから、火災の起こりやすい冬における昼間と深夜の2つのシーン設定とする。

なお、観光客の実際の滞在地点等について、昼夜を区別して具体に推定することは困難であることから、観光客数を含む人的被害の推計は行っていない。

シーン設定	想定される被害の特徴
①冬・昼間	他と比べて火気の使用が多い季節・時間帯であり、出火件数が最も多くなる。
②冬・深夜	多くの人が自宅等で就寝中に被災するため、津波からの避難が遅れて被害が大きくなる可能性がある。

2 被害想定結果の概要

(1) 南海トラフ巨大地震全体の傾向

ア 島しょ部

- ほとんどの地域が震度5強以下
- 最大津波高はT.P.+30.16m、到達時間は15分程度（新島）
- 建物の全壊棟数は約1,300棟、うち津波による全壊棟数は約1,200棟
- 深夜の人的被害は、最大で約1,800人（早期避難率が低い場合）

イ 区部・多摩地域

- 区部・多摩地域の震度は、ごく一部の地域で震度6弱となるものの、ほとんどの地域で5強以下となる。
- 東京湾岸の区部における津波高及び浸水域は、水門閉鎖の場合で最大津波高T.P.+2.48m（浸水なし）となる。また、水門開放の場合、堤防や護岸が低い場所からの浸水が見られるが、元禄型関東地震の場合を下回る。
- 以上のように、区部・多摩地域のほとんどの地域で震度5強以下、津波浸水域もごく一部であることから、建物被害・人的被害、ライフラインの被害は限定的（首都直下地震等の被害想定を大きく下回る）と想定される。

(2) 南海トラフ巨大地震の被害想定（島しょ部）

ア 震度分布

島しょ部の一部で震度6弱が想定されるが、ほとんどの地域（島しょ部面積の99%）で震度5強以下と想定される。

イ 最大津波高及び最大津波高到達時間

島ごとの想定結果は以下のとおりである。

ここでは最大津波高到達時間（各ケースのうち最短のもの）を示している

第2章 南海トラフ巨大地震等による被害想定及び減災目標

第1節 南海トラフ巨大地震等による被害想定

が、実際には最大津波高が到達するよりも早く津波が到達するおそれがあることに十分注意が必要である。

(ア) 伊豆大島（大島町）

表：ケース別地点別最大津波高及び最大津波高到達時間（最短ケース）。以下（イ）～（サ）も同様

注：最大津波高は地殻変動量（沈降量）込みの値である。以下（イ）～（サ）も同様

港名称	南海トラフ巨大地震の最大津波高（単位：m）					最大津波高到達時間 (最短ケース) (単位：分)
	ケース①	ケース②	ケース⑤	ケース⑥	ケース⑧	
(1)元町港・元町漁港	10.43	3.95	3.36	10.43	9.71	28.2(ケース①、⑥)
(2)岡田港・岡田漁港	8.28	3.67	3.30	8.23	8.59	29.1(ケース①、⑥)
(3)泉津漁港	3.72	2.12	1.96	3.68	3.72	33.3(ケース①、⑥)
(4)波浮港	6.61	3.35	3.68	6.62	7.21	23.4(ケース①、⑥)
(5)差木地漁港	8.40	3.42	2.65	8.39	9.03	21.5(ケース①、⑥)
(6)野増漁港	13.96	3.65	3.09	13.94	13.42	27.8(ケース①、⑥)

(イ) 利島（利島村）

港名称	南海トラフ巨大地震の最大津波高（単位：m）					最大津波高到達時間 (最短ケース) (単位：分)
	ケース①	ケース②	ケース⑤	ケース⑥	ケース⑧	
(1)利島港	12.07	3.07	2.89	12.05	12.55	16.8(ケース①、⑥)

(ウ) 新島（新島村）

港名称	南海トラフ巨大地震の最大津波高（単位：m）					最大津波高到達時間 (最短ケース) (単位：分)
	ケース①	ケース②	ケース⑤	ケース⑥	ケース⑧	
(1)新島港	22.54	5.52	4.02	22.56	22.71	16.5(ケース①、⑥)
(2)若郷漁港	23.08	5.29	3.99	23.09	24.04	18.0(ケース①、⑥)
(3)羽伏漁港	8.73	4.74	3.81	9.37	9.85	43.9(ケース⑥)

(エ) 式根島（新島村）

港名称	南海トラフ巨大地震の最大津波高（単位：m）					最大津波高到達時間 (最短ケース) (単位：分)
	ケース①	ケース②	ケース⑤	ケース⑥	ケース⑧	
(1)式根島港	10.05	3.91	3.40	10.06	9.57	15.2(ケース①、⑥)
(2)野伏漁港	22.16	4.76	4.71	22.17	22.12	14.5(ケース⑥)
(3)小浜漁港	22.44	4.44	4.06	22.44	22.45	15.4(ケース①、⑥)

(オ) 神津島（神津島村）

港名称	南海トラフ巨大地震の最大津波高（単位：m）					最大津波高到達時間 (最短ケース) (単位：分)
	ケース①	ケース②	ケース⑤	ケース⑥	ケース⑧	
(1)神津島港	24.46	9.03	4.45	24.46	24.33	13.9(ケース①、⑥)
(2)三浦漁港(多幸湾)	13.11	4.97	4.32	13.10	13.69	17.6(ケース①、⑥、⑧)
(3)三浦湾	23.65	5.49	4.37	23.67	23.68	16.9(ケース①、⑥)

第2章 南海トラフ巨大地震等による被害想定及び減災目標
第1節 南海トラフ巨大地震等による被害想定

(力) 三宅島（三宅村）

港名称	南海トラフ巨大地震の最大津波高（単位:m）					最大津波高到達時間 (最短ケース) (単位:分)
	ケース①	ケース②	ケース⑤	ケース⑥	ケース⑧	
(1)三池港	9.79	5.99	6.61	10.21	10.79	36.5(ケース①、⑥)
(2)坪田漁港	8.58	5.59	4.58	8.24	9.89	23.6(ケース⑥)
(3)阿古漁港	10.85	4.29	3.68	10.83	10.05	23.0(ケース①、⑥)
(4)伊ヶ谷漁港	16.11	7.69	5.35	16.10	16.98	24.6(ケース①、⑥)
(5)大久保港・大久保漁港	12.55	5.00	3.69	12.55	12.94	26.7(ケース①、⑥)
(6)湯の浜漁港	12.16	5.04	3.81	12.17	11.29	27.0(ケース①、⑥)

(キ) 御蔵島（御蔵島村）

港名称	南海トラフ巨大地震の最大津波高（単位:m）					最大津波高到達時間 (最短ケース) (単位:分)
	ケース①	ケース②	ケース⑤	ケース⑥	ケース⑧	
(1)御蔵島港	5.80	4.01	2.87	5.64	5.45	29.4(ケース①)

(ク) 八丈島（八丈町）

港名称	南海トラフ巨大地震の最大津波高（単位:m）					最大津波高到達時間 (最短ケース) (単位:分)
	ケース①	ケース②	ケース⑤	ケース⑥	ケース⑧	
(1)神渢漁港	10.90	6.34	4.81	9.16	7.70	36.1(ケース②)
(2)神渢港	10.08	6.31	5.16	9.70	9.69	38.5(ケース②)
(3)洞輪沢漁港	9.56	8.74	6.74	9.28	8.89	33.2(ケース①、⑥)
(4)中之郷漁港	10.88	6.33	5.65	10.67	7.20	28.6(ケース①、⑥)
(5)八重根港・八重根漁港	16.13	8.44	4.87	18.07	12.04	27.7(ケース①)
(6)ナズマド漁港	5.09	4.35	2.47	5.31	4.41	23.5(ケース①)
(7)出鼻漁港	5.11	4.69	2.82	5.34	4.25	24.3(ケース⑧)

(ケ) 青ヶ島（青ヶ島村）

港名称	南海トラフ巨大地震の最大津波高（単位:m）					最大津波高到達時間 (最短ケース) (単位:分)
	ケース①	ケース②	ケース⑤	ケース⑥	ケース⑧	
(1)青ヶ島港	7.88	5.64	5.05	7.39	5.95	34.6(ケース⑥)
(2)大千代港	8.74	5.77	4.35	8.12	4.63	34.6(ケース①)

(コ) 父島（小笠原村）

港名称	南海トラフ巨大地震の最大津波高（単位:m）					最大津波高到達時間 (最短ケース) (単位:分)
	ケース①	ケース②	ケース⑤	ケース⑥	ケース⑧	
(1)二見港・二見漁港	6.00	7.47	9.76	9.12	5.25	112.3(ケース⑤)

(サ) 母島（小笠原村）

港名称	南海トラフ巨大地震の最大津波高（単位:m）					最大津波高到達時間 (最短ケース) (単位:分)
	ケース①	ケース②	ケース⑤	ケース⑥	ケース⑧	
(1)沖港	6.78	5.70	10.35	6.35	5.74	99.4(ケース⑧)
(2)母島漁港(東港)	8.83	9.23	9.40	11.20	6.89	110.8(ケース⑤)
(3)母島漁港(北港)	8.72	6.46	8.76	8.60	7.17	107.5(ケース⑤)

ウ 建物被害及び人的被害

津波による被害が甚大となり、島しょ部全体としては南海トラフ巨大地震（東側ケース+経験的手法）津波ケース⑥が建物被害、人的被害ともに最大となる。

下表は、いずれもほとんどが津波による被害であるが、急傾斜地崩壊等による被害も含まれている。

		冬・昼間	冬・深夜
建 物 被 害	建物全壊棟数		
	南海トラフ①	1,175 棟	
	南海トラフ②	263 棟	
	南海トラフ⑤	372 棟	
	南海トラフ⑥	1,282 棟	
	南海トラフ⑧	1,157 棟	
人的 被 害	死者数		
	南海トラフ①	1,302 人	1,714 人
	南海トラフ②	78 人	96 人
	南海トラフ⑤	109 人	172 人
	南海トラフ⑥	1,332 人	1,774 人
	南海トラフ⑧	1,192 人	1,749 人

*津波による人的被害は、最大被害となる「早期避難者比率が低い場合」

*死者数には、行方不明者数を含む。

（3）元禄型関東地震の被害想定（島しょ部）

ア 震度分布

島しょ部における元禄型関東地震による地表震度分布について、「首都直下地震等による東京の被害想定」と同様の手法で計算した。

伊豆大島以南新島北部までは、ごく一部震度6強の地域があるが、おおむね震度6弱以下となっている。新島南部以南から鳥島までは、一部震度6弱の場所があるが、おおむね震度5弱以下になっている。

小笠原諸島については、深部地盤モデルが整備されていないため、元禄型関東地震で波形計算を行っていない。距離減衰式（司・翠川（1999））により工学的基盤における計測震度を求めたところ0であったため、地表計測震度も0と考えられる。

イ 最大津波高及び最大津波高到達時間

「首都直下地震等による東京の被害想定」の中で海溝型地震として検討した元禄型関東地震の波源モデルを用いて、島しょ部の津波浸水シミュレーションを実施した。

地域によっては、南海トラフ巨大地震よりも元禄型関東地震の最大津波高が大きい場合もある。

表 元禄型関東地震における津波高(まとめ)

島名	最大津波高 (m)	最大津波高(左欄) の到達時間(分)
大島	8.69	11.1
利島	4.94	19.6
新島	9.66	41.0
式根島	7.06	43.9
神津島	10.98	37.4
三宅島	18.20	16.7
御蔵島	22.60	17.6
八丈島	10.75	44.0
青ヶ島	5.77	56.3
父島	3.96	199.3
母島	2.76	199.4

注) 到達時間は、地震発生からの経過時間を示す。

最大津波高の値は地殻変動量を考慮した場合の値を示す。

ウ 建物被害及び人的被害

大島において揺れによる建物被害が発生する一方、三宅島等では津波による被害が発生する。早期避難者比率が低い場合、深夜における津波による死者数は、155人と想定されるが、入念な備えなどによる避難の迅速化によって、0人まで低減できる可能性がある。

	冬・昼間	冬・深夜
建物全壊被害		294棟
揺れ		19棟
急傾斜地崩壊等		152棟
津波		123棟
死者数計	90人	165人
急傾斜地崩壊等	9人	10人
津波	81人	155人

(4) 島しょ部における共通的被害様相

ア ライフライン施設被害

- ・ 発電所又は送配電線の被災により、一定期間電力供給が停止する可能性
- ・ 発電所が健全であっても島外からの燃料供給が途絶え、一定期間停電する可能性
- ・ 港湾施設又は燃料受入設備の被災により本州からのガス・燃料の搬入が途絶する可能性
- ・ 通信設備（ケーブル・アンテナ・機材等）の被災等により島内外の通信が困難となる可能性
- ・ ごみ処理施設又はし尿処理施設の被災により、処理が困難な状態が継続する可能性

イ 交通施設、主要施設の被害

- ・ 津波又は停電により港湾施設若しくは空港が平常どおり利用できず、中長期にわたり本州との往復交通手段が制限される可能性
- ・ 津波又はがけ崩れにより、島内の道路で通行できなくなる区間が発生する可能性
- ・ 被災又は燃料不足により車、バス等が利用できず、中長期にわたり生活に支障をきたす可能性
- ・ 港湾施設の被災、航路障害物等により、海運による生活物資の搬入が途絶する可能性
- ・ 多数の負傷者の発生により、島内診療所の受入能力を超える可能性に加えて、診療所が被災した場合に更に深刻化する可能性
- ・ 空港の被災（停電を含む。）により、重傷者等の本土への搬送が平常時よりも遅れる可能性

第2節 被害軽減と都市再生に向けた目標（減災目標）

目標

津波による人的被害をゼロとする。

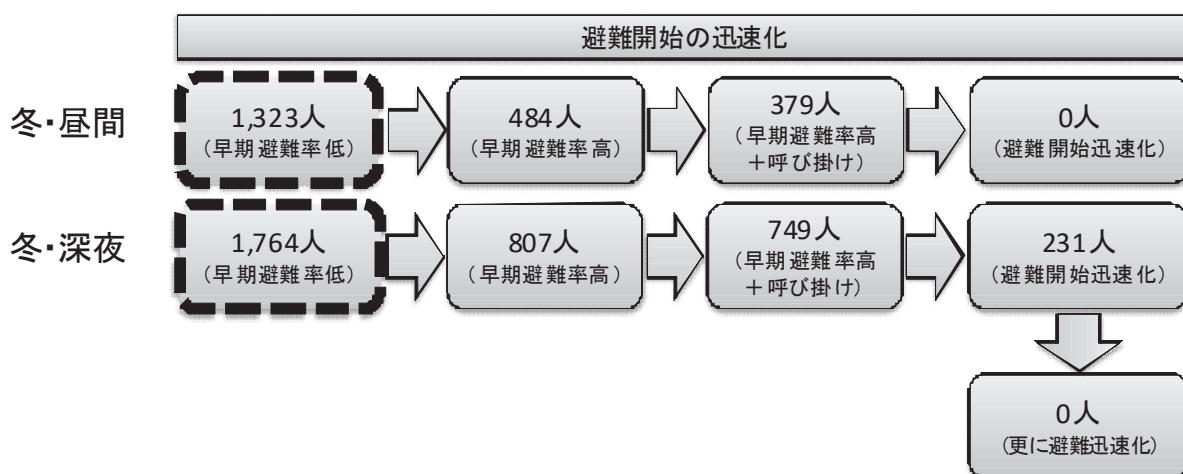
- 南海トラフ巨大地震等においては、津波高が高く、津波浸水域における人的被害、建物被害が想定される。

島しょ部全体で、人的被害、建物被害が最大となるケースは、津波ケース⑥である。次の図は、複数の条件で計算した場合に、人的被害がどのように変化するのかを示すものである。

災害において人命を守ることは最優先かつ重要な課題であり、津波による人的被害を削減するためには、迅速な避難につながる備えが重要である。

そこで、津波による人的被害ゼロを目標に、都は、目標達成に向けて、国、関係機関、島しょ町村、住民及び事業者と協力して、対策を推進していく。

南海トラフ巨大地震(津波ケース⑥)



歩行速度 : 昼 2.65km/時、深夜 昼の 8 割 (2.12km/時)

早期避難率低 : 地震発生後、早期に避難開始（地震発生後、昼 5 分、深夜 10 分で避難開始）する人の割合が 2 割

早期避難率高 : 地震発生後、早期に避難開始する人の割合が 7 割

早期避難率高+呼び掛け : 地震発生後、早期に避難開始する人の割合が 7 割、的確な津波情報
・避難情報の伝達や呼び掛け

避難開始迅速化 : 地震発生後全員が早期に避難開始する場合

更に避難迅速化 : 深夜発災ケースであるが、全員が昼と同様に地震発生後 5 分で避難開始し、
時速 2.65km で避難する場合

＜目標達成のための主な対策＞

- ・ 津波浸水ハザードマップの作成
- ・ 町村、地域及び事業者の津波避難計画策定
- ・ 避難行動要支援者名簿の作成及び情報共有
- ・ 津波避難訓練の実施
- ・ 避難路（夜間照明等を含む。）の整備
- ・ 津波避難施設の整備

第3章 都、島しょ町村及び防災機関の役割等

第1節 都、島しょ町村及び防災機関の役割

都、島しょ町村及び防災機関の役割は、都震災編第2部第1章第2節「都、区市町村及び防災機関の役割」に定めるところによるが、南海トラフ地震等防災対策に係る役割については、本節以下の各事項において定める。

第2節 島しょ住民と地域の防災力向上

自助又は共助による地域の防災力向上については、都震災編第2部第2章「都民と地域の防災力向上」に定めるところによるが、本節では、島しょにおける南海トラフ地震等の対策として必要な取組について定める。

1 自助による都民の防災力向上

都民は、次に掲げる措置をはじめ、「自らの生命は自ら守る」ために必要な備えを推進する。

短時間に巨大津波が到達することを踏まえ、迅速な避難行動の確保のために住民は以下の取組に努める。

- ・ 建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保
- ・ 日頃からの出火の防止
- ・ 消火器、住宅用火災警報器等の住宅用防災機器の設置、維持管理
- ・ 家具類の転倒・落下・移動防止や窓ガラス等の落下・飛散防止
- ・ ブロック塀の点検補修など、家の外部の安全対策
- ・ 避難方法、津波の到達時間、津波危険予想区域、避難先、避難誘導策等を確認しておく。
- ・ 水（1日一人30㍑目安）・食料・医薬品・携帯ラジオ・簡易トイレ・モバイルバッテリーなど非常持用品の準備及び地域内の応急給水拠点の確認をしておく。
- ・ 家族で地震発生時における役割分担、避難、連絡方法、安否確認方法（災害用伝言ダイヤル171等）などをあらかじめ話し合っておく。また、各自の行動予定を確認してておく。
- ・ 都・町村、防災市民組織等が行う防災訓練又は防災事業へ積極的に参加し、防災に対する知識及び行動力を高める。
- ・ 地域ごとの津波避難計画の策定へ参画する。
- ・ 避難行動要支援者がいる家庭では、町村の定める要件に従い、差し支えがない限り、町村が作成する「避難行動要支援者名簿」に掲載する名簿情報の避難支援等関係者への提供に同意し、円滑かつ迅速な避難に備える。

また、遠隔離島である島しょにおいて、物資等の供給が途絶することが想定

されるため、地域で自活するという備えが必要となることを踏まえて、可能な限り1週間分程度の家庭内備蓄を確保するよう努める。

「南海トラフ地震臨時情報」が発表された際には、その後津波を伴う地震が発生する可能性があることを踏まえ、日常生活を行いつつできるだけ安全な行動をとるという観点から、町村等からの情報を十分に確認し、あわせて避難先、避難方法、備蓄物資の確認等を行う。

また、事前避難対象地域の住民等は、自らの生命を自ら守るために事前避難等の適切な行動をとる。

2 地域による共助の推進

消防団又は防災市民組織の活動の充実強化により、地域における共助の取組を進めていく。

特に、避難行動要支援者が迅速に避難できるよう、発災時、「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合等における地域の支援体制を整備する。

- ・ 避難行動要支援者名簿等による、地域の要配慮者の把握
- ・ 避難の際、要配慮者を支援する連絡体制の強化
- ・ 行政、地域内の企業、事業所との連携又は協力体制の強化

3 事業所による自助・共助の強化

事業者は、従業員を保護するとともに、事業継続を図るため、可能な限り1週間分程度の飲料水・食料・生活必需品等の備蓄を確保する。

「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合の事前避難対象地域等について確認を行う。

地域における共助の取組に協力するよう、行政、防災市民組織等との連携や協力体制を強化する。

さらに、不特定多数の者が利用する施設の管理者は、自らの津波避難計画を策定するなど、観光客等を安全に避難させる支援を行う。

また、特別措置法第7条に基づき、南海トラフ地震防災対策計画の作成を義務付けられている事業者は同計画の策定を行う（詳細は、都推進計画第4章第1節「5 事業所に対する指導等」参照）。

第4章 南海トラフ地震等防災対策

第1節 災害予防対策

本節では、特別措置法第3条で指定された推進地域に係る整備事業の推進及び島しょ町村における津波被害等を軽減するための災害予防対策について定める。

1 緊急整備事業

南海トラフ巨大地震が発生した場合の直接的被害を極力軽減し、災害応急対策を的確かつ迅速に実施することにより都民の生命及び財産を守るために、都及び推進地域の島しょ町村は、あらかじめ避難場所、避難経路、海岸保全施設等各種防災関係施設の整備を推進する必要がある。

(1) 南海トラフ地震防災対策推進計画に定める緊急整備事業

都及び推進地域の島しょ町村は、特別措置法第5条及び南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成15年政令第324号。以下「特別措置法施行令」という。）第1条の規定に基づき、下記の地震防災上緊急に整備すべき施設等について、南海トラフ地震防災対策推進計画（以下「推進計画」という。）に定めるよう努めるとともに、原則として、その具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。

ア 地震防災上緊急に整備すべき施設等

次に掲げる施設等で当該施設等に関する主務大臣が定める基準に適合するもの。

(ア) 避難場所

最大クラスの津波に対し、人命を守ることを目的として、高台等の安全な地域に避難場所の整備を図ること。

(イ) 避難経路

避難時間の短縮、避難経路の安全性の向上等、避難の円滑化を図るため、避難経路の整備を図ること。

(ウ) 避難誘導及び救助活動のための拠点施設等

消防団による避難誘導のための拠点施設や緊急消防援助隊による救助活動のための拠点施設その他消防用施設の整備を図ること。

(エ) 消防活動が困難である区域の解消に資する道路

消防用資機材の運搬に支障があるなど、消防活動が困難な区域を解消する道路の整備を図ること。

(オ) 延焼防止上必要な道路若しくは公園等

木造住宅が密集するなど、火災延焼の危険がある区域において、延焼防止に必要となる道路、公園その他の公共空地等の整備を図ること。

(カ) 緊急輸送を確保するため必要な道路、空港施設、港湾施設等

人員・緊急物資・復旧用資機(器)材等の輸送機能を確保するために必要となる施設の整備を図ること。

(キ) 共同溝、電線共同溝等

電柱の倒壊による道路閉塞などに有効な対策となる電線共同溝等の整備を図ること。

(ク) 海岸保全施設等

津波による被害の発生を防止又は軽減することにより、円滑な避難を確保するため、海岸保全施設や津波防護施設の整備を図ること。

(ケ) 砂防設備、地すべり防止施設又は急傾斜地崩壊防止施設等

避難経路、緊急輸送を確保するため必要な道路又は人家の地震防災上必要となる砂防施設、地すべり防止施設等の整備を図ること。

(コ) 公的医療機関、社会福祉施設、その他改築、補強をするもの

発災時に重要な役割を果たす公的医療機関、要配慮者に係る社会福祉施設及び公立小中学校等において、改築、補強など必要な整備を図ること。

(サ) 農業用排水施設

農業用排水施設であるため池で、避難経路、緊急輸送を確保するため必要な道路又は人家の地震防災上改修等を要するものについて、整備を図ること。

(シ) 災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点施設

防災拠点としての機能を有する庁舎など、発災時に応急対策の拠点となる地域防災拠点施設の整備を図ること。

(ス) 防災行政無線設備等

発災時において、迅速かつ的確な被害状況の把握や住民への災害情報の伝達を行うために必要となる、防災行政無線設備等の整備を図ること。

(セ) 被災者の生活に不可欠なものを確保するための施設又は設備

被災者の生活に必要となる飲料水、食料等を確保するため、貯水槽、備蓄倉庫、その他施設又は設備の整備を図ること。

(ソ) 救助用資機材、その他の物資の備蓄倉庫

発災時において、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため必要となる救助用資機材その他の物資の備蓄倉庫の整備を図ること。

(タ) 救護設備、その他の設備又は資機材

発災時に負傷者を一時的に収容、保護するための救護設備その他の応急的な措置に必要な設備又は資機材の整備を図ること。

(2) 津波避難対策緊急事業計画

推進地域のうち、特別措置法第10条で南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域に指定された島しょ町村は、特別措置法第12条の規定に基づき、南海トラフ地震に伴い発生する津波から避難するため必要な緊急に実施すべき事業に関する津波避難対策緊急事業計画（以下「緊急事業計画」という。）を作成することができる。

緊急事業計画の作成に当たっては、島しょ町村の地域防災計画において、基本となるべき事項を定める。

ア 基本的な方針

島しょ町村における津波の浸水想定に基づき、区域ごとに、津波から避難するために必要な緊急に実施すべき緊急事業計画の基本となるべき事項を定める。

イ 目標及びその達成期間

津波避難対策の推進のために必要な事業が重点的かつ効率的に行われるよう、原則として、その具体的な目標及びその達成の期間を定める。

(3) 都における推進計画に定める緊急整備事業

都における推進計画は次の事業を基本とするとともに、本項以降で規定するが、特別措置法及び特別措置法施行令が規定する範囲で、適宜、推進計画を見直すこととする。

なお、各事業の具体的な目標及びその達成の期間については、別途定める。

ア 避難場所

最大クラスの津波に対して、人命を守ることを目的に、高台等への避難が困難な港湾・漁港区画に津波避難施設を整備する。

イ 避難経路

避難時間の短縮、避難経路の安全性の向上等、避難の円滑化を図るため、町村と連携し、避難経路等の整備を検討する。

ウ 緊急輸送を確保するため必要な道路、空港施設、港湾施設等

発災時における人員や緊急物資等の緊急輸送機能を確保するため、港湾・漁

港・空港施設の改良等を実施する。

エ 海岸保全施設等

防波堤など既存施設の改良等に当たっては、津波に対して倒壊しにくい構造に改良するなど、津波低減効果を高めていく。

オ 被災者の生活に不可欠なものを確保するための施設又は設備

津波による浸水から、被災者の生活に不可欠となる備蓄物資等の被害を防ぐため、備蓄倉庫等は高台や浸水が及ばない建物階へ設置する。

2 地震・津波対策の推進

(1) 地震・津波対策の推進

ア 対策内容と役割分担

伊豆諸島及び小笠原諸島の防災対策は、「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定」等を踏まえ、浸水被害を軽減するとともに、必要な耐震強化等に取り組む。

なお、発生頻度の高い地震・津波に対しては、海岸保全施設等の構造物で防護するための対策を講じるとともに、発生頻度は極めて低いものの最大クラスの地震・津波に対しては、避難対策等により人命を守ることを目標とする。

機関名	対策内容
都 総 務 局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定」を踏まえ、各島の津波対策を支援 ○ 救出救助活動等に伴う人員や物資の輸送について、船舶のみならず、ヘリコプター等を活用するなど輸送体制の複線化を検討 ○ 島しょ部において応急対策に必要となる燃料確保等を行う。
都 総 務 局 警 視 庁 東 京 消 防 庁	<ul style="list-style-type: none"> ○ 島しょ地域におけるリアルタイムでのヘリテレ映像を、都、警視庁及び東京消防庁で共有するための検討を行う。
都 環 境 局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域特性に応じた再生可能エネルギーの導入など、防災力の向上に資する自立・分散型エネルギーの導入を支援する。
都 産 業 労 働 局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 漁船又は養殖施設の係留促進及び漁業用燃料タンクの耐震化・耐浪化を事業者等へ働き掛ける。

第4章 南海トラフ地震等防災対策

第1節 災害予防対策

機関名	対策内容
都建設局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 東日本大震災後の想定地震・津波の見直し等を踏まえ、海岸保全施設の整備推進や必要に応じた既存施設の改良等を促進 ○ 島しょ町村が策定する津波避難計画等を踏まえて、迂回路又は代替路の確保を検討
都港湾局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 東日本大震災後の想定地震・津波の見直し等を踏まえ、港湾施設及び海岸保全施設等の整備推進や必要に応じた既存施設の改良等を実施 ○ 発災時における人員や緊急物資等の緊急輸送機能を確保するため、港湾・漁港・空港施設の改良等を実施 ○ 既存施設の改良等に当たっては、津波に対して倒壊しにくい構造に改良するなど、津波低減効果を高める。 ○ 津波第一波到達までに高台等への避難が困難な港湾・漁港区域に津波避難施設を整備
島しょ町村	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指定緊急避難場所等、避難路等について、発生頻度は極めて低いものの最大クラスの地震・津波を想定した整備等を推進 ○ 地域の実情を踏まえつつ、災害リスクに対応した土地利用計画を事前に策定するなど、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。

イ 詳細な取組内容

《都総務局》

- 南海トラフ巨大地震等に関し、人的・物的被害などを島ごとに検証し、島しょ町村に提供するなど、各島の津波対策を支援する。

《都総務局》《警視庁》《東京消防庁》

- 島しょ地域におけるヘリテレ映像のリアルタイム受信を可能とし、都、警視庁及び東京消防庁で共有する体制の実現に向けた検討を行う。
(都震災編第2部第7章「情報通信の確保」参照)

《都環境局》

- 島しょ地域での再生可能エネルギー導入促進に向けた技術的助言等を行うとともに、島の全ての電力を再生可能エネルギーで賄うための調査・検討を行う。

《都建設局》《都港湾局》

- 東日本大震災後の想定地震・津波の見直し等を踏まえ、護岸などの海岸保全施設や港湾・漁港施設の整備を進める。

《都港湾局》

- 想定地震・津波に対して、港湾・漁港施設等の耐震性・耐波性の向上を図るため、

施設の改良等を実施する。

- 防波堤等を津波に対して倒壊しにくい構造に改良し、津波低減効果による減災効果を高めていく。
- 最大クラスの津波に対して、最低限人命を守ることを目的に、大島岡田港など9港に避難施設等を整備していく。
- 島しょ港湾・漁港の緊急輸送用岸壁は、「伊豆・小笠原諸島における港湾等防災対策基本方針(平成26年1月東京都港湾局離島港湾部計画課)」に基づき、整備を推進していく。(資料第2「島しょ港湾・漁港の緊急輸送用岸壁整備計画」)
- 島しょ部の緊急輸送用岸壁等と東京における輸送拠点との機能連携に取り組み、防災力を向上させる。

(資料第3「島しょ港湾・漁港けい船施設現況」)

《島しょ町村》

- 指定緊急避難場所等・避難施設、避難路・避難階段等について、発生頻度が少ない最大クラスの地震・津波想定を踏まえ、整備、指定等を着実に推進する。
- 夜間、季節等の状況に応じて円滑な避難が可能となるよう避難体制を確立するため、必要に応じて避難路や夜間照明の整備を推進する。
- 島しょ町村は、都と連携し、地域の実情を踏まえつつ、災害リスクに対応した土地利用計画を事前に策定するなど、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりに取り組んでいく。

《都各局》《島しょ町村》

- 地震発生時に重要な役割を担う行政関連施設、学校、避難行動要支援者に関する社会福祉施設、医療施設等の建築物の耐浪化等を推進するとともに、想定される津波の高さ、立地条件等の地域の実情等を踏まえた津波対策を講じる。

3 避難等対策

(1) 津波避難計画の策定等

ア 対策内容と役割分担

地震による津波浸水被害等を最小限に抑えるため、最新の被害想定等を踏まえた津波浸水想定に基づき、被害が想定されるなど津波防災対策が必要となる自治体は津波避難計画及びハザードマップの作成を行う。

機関名	対策内容
都総務局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 津波浸水想定に基づくハザードマップ基本図を提供し、島しょ町村のハザードマップ作成を支援 ○ 関係各局及び島しょ町村で構成される連絡会において、各町村と情報共有・意見交換を行い、ハザードマップ作成をはじめとした津波対策を推進 ○ 津波浸水想定に基づき、必要な自治体に対して、避難

第4章 南海トラフ地震等防災対策

第1節 災害予防対策

機関名	対策内容
	行動や避難誘導等を規定する津波避難計画の策定を支援するため、津波避難計画策定指針や津波避難計画モデルを提供
都各局	<ul style="list-style-type: none">○ 事業所や学校などの施設において、利用者等の安全を確保し、迅速かつ確実な避難を行うため、津波避難計画を策定
島しょ町村	<ul style="list-style-type: none">○ 都が実施する津波浸水想定に基づき、必要な自治体は、津波ハザードマップを作成又は改定し、津波対策の充実を図る。○ 推進計画に基づき、避難対象地域、指定緊急避難場所等、避難経路等を記載した津波避難計画を策定○ 住民による地域の津波避難計画作成を促し、住民等への理解を深める。○ 国、都などの庁舎等や民間施設を含む津波避難施設を適切に指定

イ 詳細な取組内容

《都総務局》

- 各島における地域ごとの浸水域などについてより詳細な検討を行った上で、その結果をハザードマップ基本図として島しょ町村に提供するなど、島しょ町村の津波防災対策を支援する。
- 関係各局及び島しょ町村で構成される連絡会において、各町村と情報共有・意見交換を行い、ハザードマップ作成をはじめ、それぞれの実情や課題に即した実効性のある対策を町村とともに推進していく。
- 津波浸水想定に基づき、被害が想定されるなど津波防災対策が必要となる自治体に対して、避難行動、避難誘導等を規定する津波避難計画の策定を支援するため、津波避難計画策定指針や津波避難計画モデルを提供する。

《都各局》

- 事業所や学校などの施設において、迅速かつ確実な避難を行うため、災害の状況に応じ、施設職員等が協力して、利用者等の安全確保が図れるよう、津波避難計画の作成等を行う。

《島しょ町村》

- 地域ごとの浸水域を住民、観光客等に示し、迅速かつ確実な避難により人命を守るために、津波浸水ハザードマップを作成・配布する。
- 避難対象地域、指定緊急避難場所等・避難経路の指定、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示※の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した津波避難計画を策定する。
- 津波避難計画の策定に当たっては、住民による地域ごとの津波避難計画の作成を

支援し、津波避難に関して住民等の理解を深める。

- 最大クラスの津波に対応できる指定緊急避難場所等として、国、都等の庁舎等及び民間施設を含む津波避難施設の適切な指定を行う。
- 海浜にある者は、直ちに海浜から退避し、住民等は、テレビ、ラジオの放送を聴取する必要がある。このため、関係町村長は、あらかじめ、津波発生時の対応について住民等に周知徹底しておくものとする。
- 地震発生後の海面状況の監視、避難の指示の伝達等について、漁業関係者や港湾関係者、海水浴場管理者などの観光施設等管理者の協力が得られるようにしておく。また、指定緊急避難場所等を定め、住民等に周知徹底を図る。

※ 内閣府における避難勧告と避難指示の一本化等、避難情報の改善の動向を踏まえ、従来の「避難勧告、避難指示（緊急）」を「避難指示」、「避難準備・高齢者等避難開始」を「高齢者等避難」とした。災害対策基本法の改正等が成立し、避難情報等の表現が異なる場合には、法の表現に読み替えるものとする。

第4章 南海トラフ地震等防災対策

第1節 災害予防対策

【津波避難計画で検討する内容（例）】

- ① 津波浸水想定区域
想定する津波が陸上に遡上した場合に、浸水が予測される陸域の範囲を、津波浸水シミュレーション等による津波の浸水地域に基づき定める。
- ② 避難対象地域
津波が発生した場合に避難が必要な地域を、津波浸水想定区域に基づき設定
- ③ 避難迅速化重点地域
津波の到達までに、避難対象地域の外に避難することが困難な地域で、より迅速な避難などの対策を重点的に展開する必要がある地域
- ④ 避難(場)所
区市町村で設定した場所(施設)で、津波の危険から避難するために、避難対象地域の外にある場所(施設)を選定
- ⑤ 避難目標地点
避難対象地域の外縁と避難経路の交点に設定
- ⑥ 避難経路等
避難目標地点まで短時間で到達できる経路で、安全性の高い経路を定める。
- ⑦ 初動体制
津波警報、注意報等が発表された場合、あるいは強い地震を観測した場合の職員の連絡・参集体制、情報受信・伝達体制等について定める。
- ⑧ 津波警報、注意報等の収集及び伝達
津波警報等や津波情報等を誰に、どのような手順で、どのような経路で伝達するかを定める。
- ⑨ 避難指示の発令
津波警報等の通知を受けた場合又は津波警報等を認知した場合、自動的に避難指示を発令する体制とする。
- ⑩ 避難行動要支援者、観光客等の避難対策
避難対象地域の避難行動要支援者や観光客等の避難体制を確保するため、各施設の管理者等が実施する津波避難計画等の策定を支援
- ⑪ 防災事務に従事する者の安全確保
避難誘導、津波防災施設の操作等の防災事務の従事者が、津波浸水想定区域内で活動する場合の退避ルール等の確立
- ⑫ 津波対策の教育・啓発
津波発生時に円滑な避難を実施するため、津波のおそろしさや海岸付近の地域の津波の危険性、津波避難計画等について、地域の実情に応じた教育・啓発を実施
- ⑬ 津波避難訓練の実施
地域の実情に応じて訓練実施体制、参加者、訓練の内容等を検討し、可能な限り多くの回数を実施

(2) 大津波警報・津波警報・津波注意報・南海トラフ地震に関連する情報等の伝達

体制の充実・強化

ア 対策内容と役割分担

地震による津波浸水被害等を最小限に抑えるため、島しょ町村は、大津波警報・津波警報・津波注意報・南海トラフ地震に関連する情報等の情報を迅速・的確に収集し、住民、観光客、船舶等にいち早く伝達する体制を構築する。

(資料第4 「津波警報等の種類、標識」)

(資料第5 「東京都の津波予報区」)

機 関 名	対 策 内 容
都 総 務 局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 津波警報等の情報を迅速・的確に収集し、島しょ町村や避難が必要な者に、いち早く伝達する体制を構築
島 し ょ 町 村	<ul style="list-style-type: none"> ○ 津波警報等の情報を迅速・的確に伝達する手段に関して、都、島しょ町村、港湾管理者等とともに検討し、体制を構築 ○ 防災行政無線の整備・充実

イ 詳細な取組内容

《都総務局》

- 気象庁とのホットラインなどにより、津波警報等の情報を迅速・的確に収集する。

《都総務局及び島しょ町村》

- 津波警報等の情報伝達に際して、防災行政無線だけでなく、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能、「東京都防災アプリ」等、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）を含む。）、緊急警報放送、インターネット等を用いた伝達手段の多重化・多様化、災害時に確実に伝達できる人員配置等のあらゆる手段を活用し、津波が襲来するまでの時間で適切に正確な情報伝達を図る。

- 住民等の安全な避難行動を担保するためには、津波警報等の情報伝達網と津波ハザードマップ等を実地で理解しておくことが重要であり、実践的な訓練を通して、理解を深める。

《島しょ町村》

- 防災行政無線の整備・充実により、関係防災機関及びその他重要な施設の管理者等との間で通信を確保する。

(3) 事前避難対象地域の指定

島しょ町村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、地域住民等が後発地震発生後の避難では、津波の到達までに避難が間に合わないおそれがある地域として事前避難対象地域をあらかじめ定める。

また、事前避難対象地域のうち全ての地域住民等が後発地震の発生に備え1週間避難を継続すべき地域として住民事前避難対象地域を、事前避難対象地域のうち要配慮者等に限り後発地震の発生に備え1週間避難を継続すべき地域として高齢者等事前避難対象地域をあらかじめ定める。

(4) 津波予測等に対する避難誘導

ア 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
都総務局	○ 津波警報等に関して、避難が必要な者に、いち早く正確に情報を伝達する体制を整備
島しょ町村	○ 住民等の速やかな避難誘導等を適切に行う。

イ 詳細な取組内容

《都総務局》

- 津波警報等が発表された際にいち早く正確に情報を伝達するなど、住民、労働者、観光客、船舶等の迅速な避難誘導を促し、安全な避難態勢を確保する。

《島しょ町村》

- 津波の危険性を正確に住民等に認識させるため、国等と連携して津波警報等の伝達及び避難指示を的確に実施し、住民等の速やかな避難誘導等を適切に行う。
- 島しょ町村長は、災害対策基本法第49条の10の規定に基づき、避難について特に支援が必要な住民（避難行動要支援者）の把握に努めるとともに、当該住民の避難の支援、安否の確認、生命又は身体を災害から守るため必要な措置を実施するための基礎とする名簿として、「避難行動要支援者名簿」を作成することが義務付けられた。島しょ町村は以下の記載事項を踏まえ、避難行動要支援者名簿を作成する。

ア 氏名

イ 生年月日

ウ 性別

エ 住所又は居所

オ 電話番号その他の連絡先

カ 避難支援等を必要とする事由

キ 避難支援等の実施に関し島しょ町村長が必要と認める事項

- 作成された避難行動要支援者名簿は、避難行動要支援者本人からの同意を得て、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、島しょ町村地域防災計画の定めるところにより、警察署、民生委員等の避難支援等関係者に提供し、災害時の避難誘導に活用する。
- 避難行動要支援者名簿の作成及び活用に当たっては、内閣府が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月）を参考にし、迅速かつ円滑な避難誘導体制の整備を推進する。

(5) 指定緊急避難場所、指定避難所等の指定等

避難指示を行った場合、避難者等を安全な場所に収容し、保護する必要があることから、あらかじめ指定緊急避難場所、指定避難所等を指定し、住民へ周知するなど、円滑な避難を推進する。

ア 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
都総務局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指定緊急避難場所、指定避難所等の住民への周知 ○ 島しょ町村が実施する指定緊急避難場所、指定避難所等の機能の強化を支援
都支庁	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指定緊急避難場所、指定避難所等の選定について、管内町村を支援
都福祉保健局 (島しょ保健所)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 東京都災害情報システム (DIS) への入力、支庁からの報告等に基づき、指定緊急避難場所、指定避難所等（福祉避難所含む）の所在地等について把握 ○ 指定緊急避難場所、指定避難所等の衛生確保について管内町村を指導 ○ 法人設置の社会福祉施設等の福祉避難所等指定を支援
都教育庁	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指定避難所等に指定されている都立学校における避難所運営支援
島しょ町村	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指定緊急避難場所、指定避難所等の指定・確保及び住民への周知 ○ 指定緊急避難場所、指定避難所等の安全性確保 ○ 指定緊急避難場所、指定避難所等において、太陽光発電設備などの再生可能エネルギー導入を検討 ○ 指定緊急避難場所、指定避難所等において、住民の特性に応じた情報提供手段を確保

イ 詳細な取組内容

《都総務局》

- 効率的・効果的な避難を実現するため、指定緊急避難場所、指定避難所等の役割、安全な避難方法について、島しょ町村と連携を図りながら周知していく。
- 島しょ町村が実施する指定緊急避難場所、指定避難所等の機能の強化について助言するなど、安全・安心な指定緊急避難場所、指定避難所等における生活の確保を支援していく。

《都福祉保健局》

- 「避難所管理運営の指針」及び要配慮者対策に係る各指針に基づき、「避難所管理運営マニュアル」などの作成・改訂に関する島しょ町村における取組を支援する。

第4章 南海トラフ地震等防災対策

第1節 災害予防対策

- 法人設置の社会福祉施設等について、島しょ町村による福祉避難所への指定を支援する。

《都教育庁》

- 指定避難所等に指定されている都立学校の校長は、「学校危機管理マニュアル」に基づき、町村職員との役割分担について協議の上、教職員の役割分担、初動体制等の計画を策定し、避難所運営を支援する。

《島しょ町村》

- 島しょ町村の地域防災計画において、あらかじめ指定緊急避難場所、指定避難所等を指定し、住民に周知する。
- 指定した指定緊急避難場所、指定避難所等の所在地等については、警察署等関係機関に連絡するとともに、東京都災害情報システム（DIS）への入力等により、支庁及び都福祉保健局に報告する。
- 指定避難所等の指定基準は、おおむね次のとおりとする。
 - ・ 指定避難所等は、原則として、町会（又は自治会）又は学区を単位として指定する。
 - ・ 指定避難所等は、耐震・耐火構造を備えた公共建物等（学校、公民館等）を利用する。
 - ・ 指定避難所等に受け入れる被災者数は、おおむね居室3.3m²当たり2人とする。ただし、新たな感染症の拡大等が懸念される際は、「避難所における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン（東京都避難所管理運営の指針別冊）」を参考にする等、指定避難所等が過密にならないよう努めるものとする。
- 指定避難所等に指定した建物については、早期に耐震診断等を実施し、安全性を確認・確保するとともに、避難者のプライバシーの確保や生活環境を良好に保つよう努める。
- 指定避難所等に指定した建物については、食料の備蓄や必要な資器材、台帳等を整備するなど、日頃より機能の強化を図る。
- 指定避難所等に指定した建物については、平常時より、町村職員等の中から担当者を割り当て、建物・備蓄物資等のチェックを行うとともに、災害時には管理責任者として適切かつ迅速に行動できるように訓練を行う。
- 指定避難所等に設置した災害時用公衆電話については、平常時より、町村職員等の中から担当者を割り当て、動作確認を行うとともに、災害時には管理責任者として適切かつ迅速に行動できるように訓練を行う。
- 指定避難所等の管理運営が混乱なく円滑に行われるよう、事前に「避難所管理運営マニュアル」を作成し、関係機関に周知する。

4 広報及び教育

南海トラフ地震等による災害に適切に対応するためには、都民及び職員等が地震及び津波に関する知識を習得するとともに、理解を一層深める必要がある。

都は、都民が南海トラフ地震等災害に対して的確な行動がとれるように不斷に地震及び津波に関する情報提供等を行い、防災対応について、教育、啓発及び指導するものとする。

(1) 防災広報

地震・津波災害に対応するため、平常時から、津波の高さ・津波の到達時間、防災対策の内容等を広報し、発災に伴う被害の軽減と、社会的混乱の防止を図る。

また、推進地域に指定された町村では、津波防災意識の啓発、教育及び観光客の安全確保など、地域住民等が津波からの避難をはじめとして、的確な判断に基づいた行動ができるための広報活動を行う。

さらに、地域の防災市民組織の育成やその活用、各種商工団体、PTA、その他の公共的団体、事業所等の協力を得るなど多様な手段を用い、住民等の立場を考慮した広報を行う。

ア 主な実施事項

- 南海トラフ地震臨時情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- 南海トラフ地震等に伴い発生が予想される地震動及び津波に関する知識
- 地震及び津波に関する一般的な知識
- 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合や南海トラフ地震等が発生した場合の出火防止策等、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- 正確な情報の入手方法
- 防災関係機関が講じる災害応急対策等の内容
- 各地域における避難対象地域や南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の住民事前避難対象地域、高齢者等事前避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- 各地域における指定緊急避難場所、避難経路等に関する知識
- 地域住民等自らが実施し得る、可能な限り1週間分程度の飲料水、食料、生活必需品等の備蓄、家具の固定、出火防止策等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法

イ 広報の方法

①テレビ、ラジオ、新聞等による広域的広報、②インターネット等による速報的な広報、③印刷物等による地域的・現場的広報により実施する。

(ア) テレビ、ラジオ、新聞等による広報

- a 各放送機関は、南海トラフ地震等情報番組を編成するなど、防災知識の向上に努める。
- b 都及び各防災機関は、提供番組等を通じて南海トラフ地震対策の内容の周知に努める。

(イ) インターネット等による広報

ホームページや「東京防災アプリ」など、様々な媒体を通じ、自助の必要性に係る意識啓発を行う。

(ウ) 印刷物による広報

防災ブック「東京防災」「東京くらし防災」等、普及啓発冊子の作成・配布、活用促進により意識啓発を行う。

(エ) イベント、講演会等による広報

防災展又は津波防災の日におけるイベントの実施、講演会の開催等を通じ、防災知識の普及を図る。

ウ 島しょ町村による広報

島しょ町村は、パンフレット、ワークショップによる広報のほか、地域の実情に応じて広報を行う。

また、津波に関する看板の設置、住民等へのハザードマップ等の配布などにより、避難方法等の周知徹底を図る。

エ 事業者による広報

- 旅館及びマーケットをはじめ不特定多数の者が立ち寄る施設では、現地の地理に不案内な観光客向けのチラシ又はパンフレットにより、指定緊急避難場所、避難経路等の広報を行うよう留意する。
- 電気事業者・ガス事業者は、電気、ガス等の住民等への使用上の注意など、二次災害防止に関する広報を行う。
- 通信事業者は、災害用伝言ダイヤル等の安否確認手段の普及を図る。
- 船舶運行事業者は、船客待合所や船舶内等不特定多数の者が立ち寄る施設等では、チラシやパンフレットにより、指定緊急避難場所、避難経路等の広報を行うよう留意する。

(2) 教育指導

ア 幼児・児童・生徒に対する教育

都、島しょ町村、当該区域内学校等においては、次の事項について、幼児・児童・生徒に対する地震防災教育を実施する。

(ア) 教育指導事項

東京都教育委員会「安全教育プログラム」における必ず指導する基本的事項に基づき指導する。

- a 地震発生時の安全行動
- b 登下校（園）時等の安全行動等

(イ) 教育指導方法

児童・生徒に対しては、「防災ノート～災害と安全～」を活用し、地震に関する防災教育を推進する。

イ 自動車運転者に対する教育

都公安委員会は、津波警報等が発せられた場合又は津波が発生した場合に運転者が適正な行動をとれるよう、事前に次の事項について教育指導を行う。

(ア) 教育指導事項

- a 南海トラフ巨大地震等での津波の基本的事項
- b 道路交通と交通規制の概要
- c 自動車運転者のとるべき措置
- d その他の防災措置等

(イ) 教育指導の方法

- a 運転免許更新時の講習
- b 安全運転管理者講習
- c 自動車教習所における教育、指導

(3) 職員への教育

都及び島しょ町村は、南海トラフ地震等に関する知識など、発災時に職員が果たすべき役割に相応した防災教育を実施する。

ア 主な実施事項

- 地震及び津波に関する一般的な知識
- 南海トラフ地震等に伴い発生が予想される地震動及び津波に関する知識
- 南海トラフ地震臨時情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合や南海トラフ地震等が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合や南海トラフ地震等が発生した場合に職員が果たすべき役割
- 南海トラフ地震等防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- 南海トラフ地震等対策として今後取り組む必要のある課題

5 事業所に対する指導等

(1) 南海トラフ地震防災対策計画の作成

津波による災害を防止するため、下記の条件に該当する施設等の管理者・運営者は、特別措置法第7条に規定する南海トラフ地震防災対策計画（以下「対策計画」という。）を作成する。

ア 対策計画の作成義務者

対策計画（準用（みなし）される計画を含む。以下この項について同じ。）

の作成を法律上義務づけられている者（以下「対策計画作成義務者」という。）は、南海トラフ地震防災対策推進基本計画（以下「基本計画」という。）で定める「対策計画を作成して津波に関する防災対策を講ずべき者」で特別措置法第7条第1項各号及び特別措置法施行令第3条各号に掲げる、旅館、マーケット等の不特定多数の者が出入りする施設、危険物施設、電気・水道などの施設、旅客航路事業等を管理又は運営する者である。

なお、推進地域内で作成義務を生じない地区においても、自主的に対策計画を作成することが望まれる。

イ 作成期限

対策計画作成義務者は、推進地域の指定の日から6か月以内に、また事業を開始する等により対策計画作成の義務が生じるときは、事業の開始に先立ち対策計画を作ることとされている。

なお、施設の拡大、事業内容の変更等により対策計画を変更する必要のあるときは、対策計画を変更しなければならない。

ウ 対策計画に記載すべき事項

- 津波からの円滑な避難の確保に関する事項
 - a 各計画において共通して定める事項
 - ・ 津波に関する情報の伝達等
 - ・ 避難対策
 - ・ 応急対策の実施要員確保等
 - b 個別の計画において定める事項
 - ・ 病院、百貨店その他不特定かつ多数の者が出入りする施設を管理・運営する者が行う、津波情報等の顧客等への伝達、避難のための措置等
- 南海トラフ地震の時間差発生等における円滑な避難の確保に関する事項
- 防災訓練に関する事項
- 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

エ 対策計画の届出先等

対策計画の届出先等は、次表により行うものとする。

特別措置法施行令 第3条の号	施設又は事業の種類	作成すべき計画又は規程と 根拠規程	届出先
1	不特定多数人が出入する以下の用途の防火対象物 集会所、マーケット、旅館、民宿、診療所、停車場、発着場、事業所（工場、作業所等を除く）、文化財等	[消防計画の作成義務があるもの] 消防法第8条第1項若しくは第8条の2第1項に規定する消防計画（特別措置法第8条みなし規定）	・島しょ町村長 ・消防本部消防長
		[消防計画の作成義務がないもの] 対策計画	・都知事
2	複合用途防火対象物のうち、その一部が以下の用途（不特定多数人が出入りするものに限る）に供されているもので、当該用途部分の収容人員が30人以上のもの 集会所、マーケット、旅館、民宿、診療所、停車場、発着場、事業所（工場、作業所等を除く）等	[消防計画の作成義務があるもの] 消防法第8条第1項若しくは第8条の2第1項に規定する消防計画（特別措置法第8条みなし規定）	・島しょ町村長 ・消防本部消防長
		[消防計画の作成義務がないもの] 対策計画	・都知事
3	危険物施設	消防法第14条の2第1項に規定する予防規程（特別措置法第8条みなし規定）	・都知事
11	一般旅客定期航路事業、旅客不定期航路事業	[一般旅客定期航路事業] 海上運送法施行規則第7条の2第1項及び第21条の19第1項の安全管理規程（南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行規則第3条みなし規定）	・関東運輸局長
		[旅客不定期航路事業] 海上運送法施行規則第23条の4において準用する同施行規則第7条の2第1項の安全管理規程（南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行規則第3条みなし規定）	
12	一般乗合旅客自動車運送事業（道路運送法、運行管理規程）	旅客自動車運送事業運輸規則第48条の2第1項の運行管理規程（南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行規則第3条みなし規定）	・都知事

第4章 南海トラフ地震等防災対策

第1節 災害予防対策

特別措置法施行令 第3条の号	施設又は事業の種類	作成すべき計画又は規程と 根拠規程	届出先
13	学校、専修学校、各種学校	[消防計画の作成義務があるもの] 消防法第8条第1項若しくは第8条の2第1項に規定する消防計画 (特別措置法第8条みなし規定)	・島しょ町村長 ・消防本部消防長
		[消防計画の作成義務がないもの] 対策計画	・都知事
14	社会福祉施設等	[消防計画の作成義務があるもの] 消防法第8条第1項若しくは第8条の2第1項に規定する消防計画 (特別措置法第8条みなし規定)	・島しょ町村長 ・消防本部消防長
		[消防計画の作成義務がないもの] 対策計画	・都知事
21	水道事業、簡易水道事業、水道用水供給事業、専用水道	対策計画	・都知事
22	電気事業	電気事業法第42条第1項に規定する保安規程 (特別措置法第8条みなし規定)	・経済産業大臣

注) 特別措置法施行令第3条の第4~10, 15~20, 23~24号に規定する施設等については、推進地域内の対策計画を策定する必要がある者の範囲に該当する施設等が存在しないことから、記載していない。

(2) 事業所に対する指導

対策計画の作成指導については、前記(1)エに掲げる届出先の機関が行う。

また、推進地域内で作成義務を生じない地区の事業所に対しても、発災時の対応措置に関して消防計画等、予防規程及び事業所防災計画に定めるよう指導し、定める場合は必要な助言及び支援を行う。

さらに、災害発生により、輸送手段等が途絶する可能性があることから、島しょの事情を踏まえ、各事業所においても、地域住民等と同様、可能な限り1週間分程度の飲料水・食料・生活必需品等の備蓄など、防災対策を働き掛ける。

6 防災訓練の充実

南海トラフ地震に伴う津波による災害が発生した際の防災措置の円滑化を図るため、津波からの迅速な避難や津波警報等の情報伝達体制の確立に重点を置く総合防災訓練及び島しょ町村における訓練を実施する。

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
都総務局 島しょ町村	○ 津波を想定した防災訓練を実施

(2) 詳細な取組内容

《都総務局》《島しょ町村》

- 地震の発生により短時間で到来する津波を想定した防災訓練を都と島しょ町村とが合同で実施するなど、訓練で得られた成果や課題を検証して、島しょ町村の新たな避難計画の策定及びその後の防災訓練に活かしていく。
- 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合を想定した防災訓練についても実施する。

区分	機 関	内 容
総合防災訓練	都	<p>南海トラフ地震発生に伴う津波被害が発生するおそれがある場合又は発災した場合における、都・推進地域指定町村及び各防災機関がとる防災措置及び津波による発災時の応急対策が、迅速かつ的確に行えるよう住民等の協力を得て、津波避難対策に重点をおいた実動訓練等を実施し、推進地域での訓練の充実を図る。</p> <p>1 参加機関 都各局、島しょ町村、指定地方行政機関、指定公共機関、事業所、施設利用者、住民等</p> <p>2 訓練項目 非常招集訓練、災害対策本部運営訓練、情報伝達訓練及び避難訓練</p> <p>3 実施時期 他の防災訓練等との調整を行い実施する。 また、津波防災の日（11月5日）も考慮し、実施するよう検討する。</p>
島しょの訓練	町 村	<p>南海トラフ地震発生に伴う津波被害が発生するおそれがある場合又は発災した場合において、防災活動を円滑に進めるため、特に津波情報伝達訓練を実施するとともに、住民の津波避難訓練など地域の実情に合わせた訓練を実施する。</p> <p>そのために、必要な組織及び実施方法等に関する計画を定め、平常時からあらゆる機会をとらえ訓練を実施することで実践的能力のかん養に努める。</p> <p>1 参加機関 島しょ町村、地域住民、事業者、防災機関等</p> <p>2 訓練項目 非常招集訓練、災害対策本部運営訓練、情報伝達訓練、避難訓練、要配慮者等避難誘導訓練、津波警報等情報伝達訓練及び消防訓練</p> <p>3 実施時期 他の防災訓練等との調整を行い実施する。 また、津波防災の日（11月5日）も考慮し、実施するよう検討する。</p>

第2節 南海トラフ地震に関する情報の発表を受けた対策

本節では、南海トラフ地震に関する情報が発表された場合の対応について定める。

なお、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合において、地震・津波による被害が発生している場合は、「第3節 災害応急対策」に基づいて対応する。

1 南海トラフに関する情報

(1) 南海トラフに関する情報の発表

南海トラフ地震とは、駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレートとユーラシアプレートの境界を震源とする大規模な地震である。

気象庁は、南海トラフ沿いでマグニチュード6.8以上の地震が発生した場合や東海地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合等、異常な現象が観測された場合には、有識者及び関係機関の協力を得て「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催し、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうかの調査を行う。この検討会において、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に、気象庁は「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」を発表する（この二つの情報をあわせて「南海トラフ地震に関する情報」と呼ぶ）。

南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の情報が発表された場合には、国は地方自治体に対して防災対応について指示や呼びかけを行い、国民に対してその旨周知することとしている。

【南海トラフ地震に関する情報の種類と発表条件】

- 「南海トラフ地震臨時情報」又は「南海トラフ地震関連解説情報」の情報名で発表
- 「南海トラフ地震臨時情報」には、情報の受け手が防災対応をイメージし、適切に実施できるよう、防災対応等を示すキーワードを情報名に付記
- 「南海トラフ地震関連解説情報」では、「南海トラフ地震臨時情報」発表後の地震活動や地殻変動の状況等及び「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における評価結果について発表

情報名	発表条件
南海トラフ地震臨時情報	<ul style="list-style-type: none"> ○ 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合 ○ 観測された異常な現象の調査結果を発表する場合

南海トラフ地震関連 解説情報	<ul style="list-style-type: none"> ○ 観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○ 「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定期例会合における調査結果を発表する場合（ただし、南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く。） <p>※ 既に必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。</p>
-------------------	--

【「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードとキーワードを付記する条件】
情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で発表

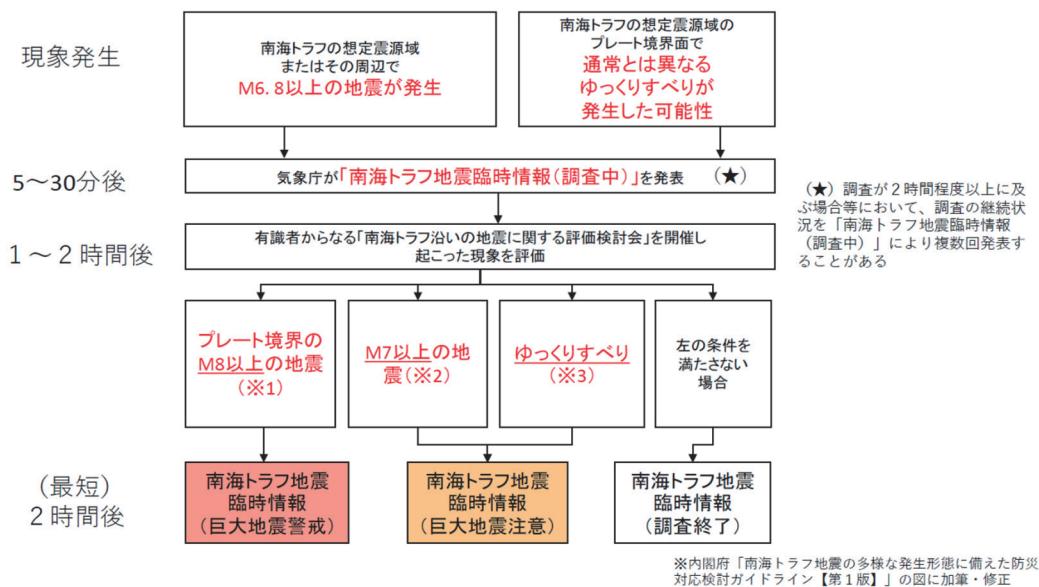
発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から5～30分後	調査中	<p>次のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 監視領域内^{*1}でマグニチュード6.8以上^{*2}の地震^{*3}が発生 ○ 1カ所以上のひずみ計での有意な変化^{*4}と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化^{*4}が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべり^{*5}が発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○ その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
地震発生等から最短で2時間後	巨大地震警戒	<ul style="list-style-type: none"> ○ 想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード^{*6}8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	<ul style="list-style-type: none"> ○ 監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震^{*3}が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合を除く。） ○ 想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
	調査終了	<ul style="list-style-type: none"> ○（巨大地震警戒）又は（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

第4章 南海トラフ地震等防災対策

第2節 南海トラフ地震に関連する情報の発表を受けた対策

- ※1 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲
- ※2 モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードで6.8以上の地震から調査を開始する。
- ※3 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震を除く。
- ※4 気象庁では、ひずみ計で観測された地殻変動の変動量の大きさで異常レベルを1～3として、異常監視を行っている。レベル値は数字が大きい程異常の程度が高いことを示し、平常時のデータのゆらぎの変化速度（24時間など、一定時間でのひずみ変化量）についての出現頻度に関する調査に基づき、観測点毎（体積ひずみ計）、成分毎（多成分ひずみ計）に設定されている。
具体的には、
 - レベル1：平常時のデータのゆらぎの中の1年に1～2回現れる程度の値に設定
 - レベル2：レベル1の1.5～1.8倍に設定
 - レベル3：レベル1の2倍に設定
- 「有意な変化」とは上記、レベル3の変化を、「関係すると思われる変化」は上記の「有意な変化」と同時期に周辺の観測点で観測されたレベル1以上の変化を意味する。
- ※5 ひずみ観測において捉えられる、従来から観測されている短期的ゆっくりすべりとは異なる、プレート境界におけるゆっくりすべりを意味する。南海トラフのプレート境界深部（30～40km）では数ヶ月から1年程度の間隔で、数日～1週間程度かけてゆっくりとする現象が繰り返し発生しており、東海地域、紀伊半島、四国地方のひずみ計でこれらに伴う変化が観測されている。このような従来から観測されているものとは異なる場所でゆっくりすべりが観測された場合や、同じような場所であっても、変化の速さや規模が大きいなど発生様式が従来から観測されているものと異なるゆっくりすべりが観測された場合には、プレートの固着状況に変化があった可能性が考えられることから、南海トラフ地震との関連性についての調査を開始する。なお、数ヶ月から数年間継続するようなゆっくりすべり（長期的ゆっくりすべり）の場合はその変化速度が小さく、短期的にプレート境界の固着状態が変化するようなものではないことから、本ケースの対象としない。
- ※6 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、このマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

【南海トラフ地震臨時情報発表までの流れ】



※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合(半割れケース)
 ※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合(一部割れケース)
 ※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合(ゆっくりすべりケース)

(資料) 気象庁「南海トラフ地震臨時情報」等の提供開始について (令和元年5月31日)

(2) 南海トラフ地震臨時情報の発表を受けた対応

- 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合
都、島しょ町村、各機関等は必要な体制を構築し、情報の収集及び伝達に努める。
- 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合
都、島しょ町村、各機関等は必要な体制を構築し、情報の収集及び伝達に努めるとともに、後発地震に対して次の期間注意する措置をとる。
 - ・ 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてマグニチュード7.0以上8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でマグニチュード7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震を除く）が発生する場合：1週間
 - ・ 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測された場合：プレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間
- 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合
都、島しょ町村、各機関等は必要な体制を構築し、情報の収集及び伝達に努めるとともに、後発地震に対して1週間警戒する措置をとる。
また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとる。

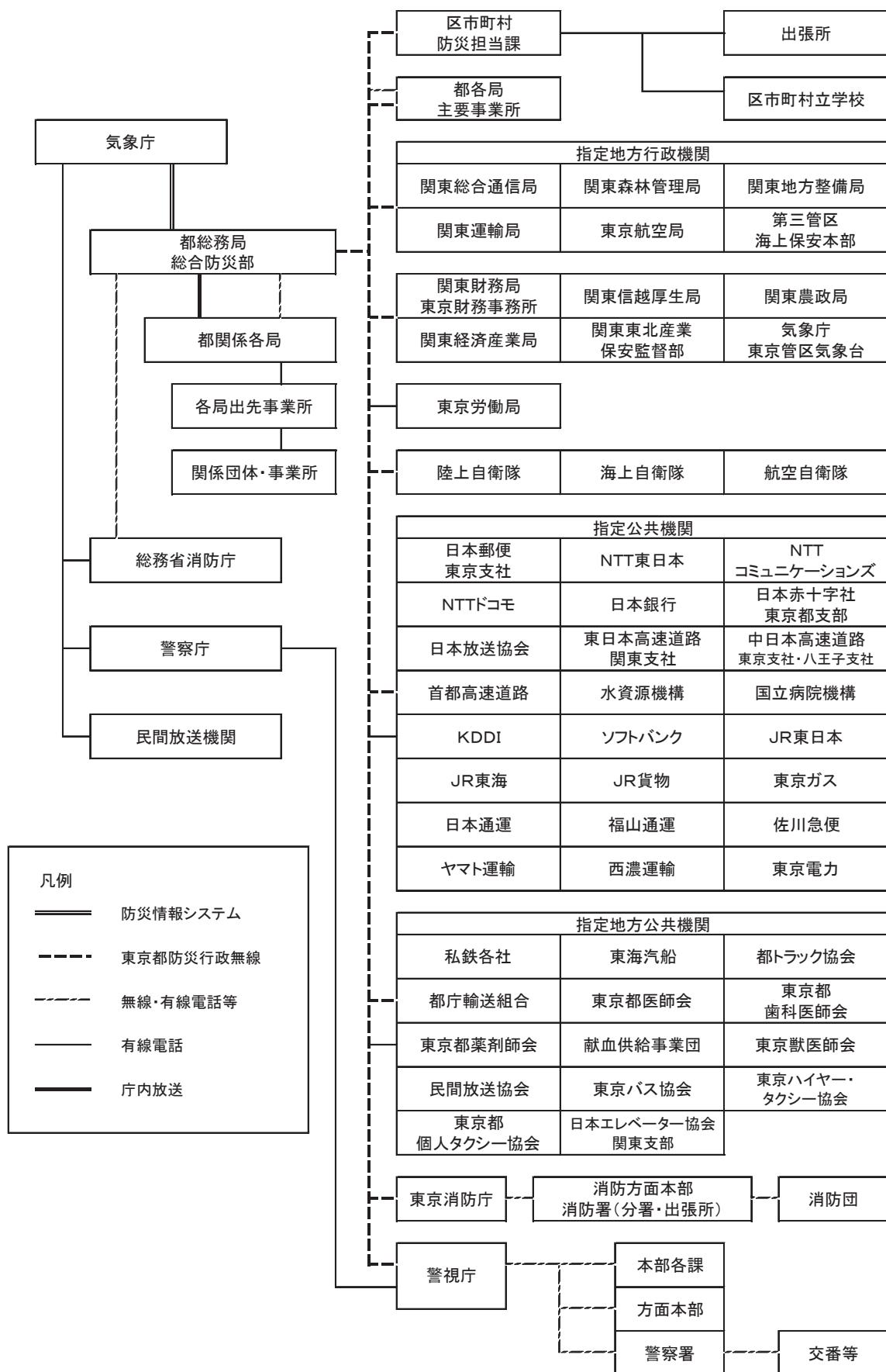
第4章 南海トラフ地震等防災対策

第2節 南海トラフ地震に関する情報の発表を受けた対策

○ なお、機関ごとの情報の伝達体制は、次のとおりとする。

機 関 名	内 容
都 各 局	<p>1 都総務局は、情報を受けたときは、防災行政無線、有線電話及びその他の手段の活用により、直ちにその旨を区市町村、都各局、警視庁、東京消防庁、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、自衛隊等の各関係機関に伝達（資料第6「東京都防災行政無線回線構成図」、資料第7「東京都防災行政無線移動系回線構成図」）</p> <p>2 都各部局は、都総務局から情報を受けたときは、有線電話、無線電話等の活用により直ちに部内各部課及び各出先事業所に伝達するとともに、特に所管業務上伝達が必要な関係機関に対し周知</p> <p>3 都生活文化局は、上記2のほか、私立学校に伝達</p> <p>4 都教育庁は、上記2のほか、都立学校及び区市町村教育委員会に伝達</p>
島しょ町村	<p>情報を受けたときは、直ちに各課及び各出先事業所に伝達するとともに、町村教育委員会を通じて町村立学校（園）長に伝達する。社会福祉施設に対しても各所管課を通じて伝達する。</p> <p>また、直ちに状況判断し、防災行政無線、広報車、サイレン等により住民等に周知し、その安全確保に努める。</p> <p>消防本部・消防団、港湾管理者等と連携して必要な対策を実施</p>
警 視 庁	都総務局又は警察庁から通報を受けたときは、直ちに一斉通報により全所属に伝達
東京消防庁	都総務局から通報を受けたときは、直ちに一斉通報、消防無線及びその他の手段により、庁内各部課、消防方面本部、消防署（分署・出張所）及び消防団に伝達
第三管区 海上保安本部	<p>通報を受けたときは、船舶等に対し航行警報、安全通報及び巡視船艇により伝達するとともに、関係事業者に周知する。</p> <p>なお、各放送機関との間で締結している「災害時における放送要請に関する覚書」により速やか放送を依頼する。</p>
その他の 防 災 機 関	都総務局から通報を受けたときは、直ちに各部課及び出先機関に伝達するとともに、必要な関係機関、団体等に伝達
東 海 汽 船	港湾ターミナルに滞在する旅客等に対して、南海トラフ地震臨時情報が発表されたことを周知する。

【情報の連絡伝達系統図】



第4章 南海トラフ地震等防災対策

第2節 南海トラフ地震に関連する情報の発表を受けた対策

2 住民等の避難

(1) 住民等の避難誘導

島しょ町村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合は、先に発生した地震に伴う大津波警報又は津波警報が津波注意報へ切り替わるなど安全が確認された後に、後発地震に備え、高齢者等事前避難対象地域に対し高齢者等避難を、住民事前避難対象地域に対し避難指示を発令し、島しょ町村が指定する指定避難所、知人宅等へ避難誘導する。

また、対象地域外において地震に伴う土砂災害や耐震性に不安がある住居に居住する住民、滞留旅客等についても、必要に応じて指定避難所等へ避難誘導する。

避難誘導に係る機関ごとの対策は次のとおり。

機 関 名	対 策 内 容
都 教 育 庁	○ 児童・生徒の避難誘導
警 視 庁	○ 住民等の避難誘導
島 し ょ 町 村 消 防 団	○ 住民等の避難誘導 ○ 要配慮者に関する情報収集、安否確認 ○ 滞留旅客者等に関する情報収集
第 三 管 区 海 上 保 安 本 部	○ 船舶交通の整理指導

詳細な取組内容

《都教育庁》

- 校長及び教職員は、地域の防災機関と連絡をとり、必要に応じ計画に従い臨時休校の対応や避難誘導を行い、児童・生徒の安全を図る。

《警視庁》

- 島しょ町村に協力し、あらかじめ指定された指定避難所等へ避難誘導する。
- 避難誘導にあたっては、パトカー、サイレン等を有効に活用して活発な広報活動を行い、混乱による事故等の防止にあたる。

《島しょ町村》

- 津波警報等の情報収集に努め、地域に応じて、適切な措置をとる。
- 避難指示等を発令した場合、地元警察署、消防本部等の協力を得て、可能な限り地域又は町会・自治会単位に、あらかじめ指定した指定避難所等に誘導する。この際、指定避難所等に職員を派遣するか又は指定避難所等の管理責任者と連絡を密にして常に情報を共有する。
- 避難経路については、事前に検討し、危険箇所には標示等をするほか、要所に誘導員を配置するなど、事故防止に努める。
- 高齢者、障害者、外国人等の要配慮者については、障害の特性や住環境などを踏まえ、避難方法に配慮して、地域住民、防災市民組織等の協力を得ながら適切に避難誘導

し、安否確認を行う。

(2) 指定避難所等の開設・管理運営

ア 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
都 支 庁	<ul style="list-style-type: none"> ○ 島しょ町村から応援要請を受け、指定避難所等の開設運営に協力 ○ 島しょ町村から指定避難所等の開設状況を把握するとともに、都福祉保健局に報告
都 福祉 保 健 局 (島しょ保健所)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 島しょ町村からの報告に基づき、局において指定避難所等の開設状況を把握 ○ 島しょ町村の避難住民に対する健康相談支援 ○ 「環境衛生指導班」による飲料水の安全等環境衛生の確保 ○ 「食品衛生指導班」による食品の安全確保 ○ 避難住民に対する食品の衛生的な取扱指導 ○ 島しょ町村の衛生管理対策支援 ○ 食料・生活必需品等の配分について、都福祉保健局のみでは実施が困難であるときは、都本部に対して応援を依頼するとともに、日赤に対して救護ボランティアの応援要請等の措置を講じる。
都 教 育 庁	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都立学校に指定避難所等を開設する場合の運営協力 ○ 指定避難所等（福祉避難所を含む）の開設 ○ 指定避難所等の運営等対策 ○ 食料・生活必需品等の供給 ○ 被災した島しょ町村において、被災者に対する炊き出しその他食品・生活必需品等の給与の実施が困難な場合は、炊き出し等について都福祉保健局に応援を要請
島しょ町村	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難住民に対する健康相談 ○ 避難住民に対する食品の衛生的な取扱指導 ○ 指定避難所等におけるトイレ機能の確保 ○ 保健衛生上必要な入浴の確保に努め、住民へ情報提供 ○ 感染症予防についての避難住民への周知、患者発生時の感染拡大防止対策 ○ 指定避難所等における防火安全性の確保

イ 詳細な取組内容

《島しょ町村》

- 指定避難所等（福祉避難所を含む）を開設したときは、開設の日時、場所、避難者の

第4章 南海トラフ地震等防災対策

第2節 南海トラフ地震に関連する情報の発表を受けた対策

数及び開設予定期間等を速やかに所定の様式により、支庁を経由して都福祉保健局に報告するとともに警察署、消防本部等に連絡する。

- 報告については、原則として東京都災害情報システム（DIS）への入力により行う。
- 指定避難所等を開設した場合は、管理責任者を置く。管理責任者は、避難者数・被害状況・要配慮者の状況・必要物資などを速やかに把握し、関係機関との連絡に努める。
- 指定避難所等の開設期間は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表の日から1週間を目安とする。
- 自宅や指定避難所等で生活している高齢者、障害者等の要配慮者に対し、状況に応じ、介護など必要なサービスを提供するため、あらかじめ社会福祉施設等を福祉避難所として指定する。
- 可能な限り町会又は自治会単位に避難者の集団を編成し、防災市民組織等と連携して班を編成の上、受け入れる。
- 指定避難所等に避難した避難者に対し、正確かつ迅速な情報提供を行うため、テレビ・ラジオ等の設置、臨時広報誌の発行、災害時用公衆電話、インターネット（Wi-Fi）、公衆無線 LAN、FAX 等の整備、SNS での情報発信を行う。被災者の特性に応じた情報提供手段をとるものとする。
- 被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

3 南海トラフ地震臨時情報の発表を受けた機関ごとの対策

(1) 都

- 南海トラフ地震臨時情報（調査中）又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合
 - ・ 都総務局総合防災部は「情報連絡態勢」を構築し、気象庁、総務省消防庁、関係機関等から情報収集を行うとともに、区市町村、都各局、防災関係機関等に対し情報提供を行う。
 - ・ また、東京都防災ホームページ、東京都防災Twitter、「東京都防災アプリ」等を活用し、都民等に対して情報提供を行う。この際、都推進計画第3章第2節「島しょ住民と地域の防災力向上」に記載されている取組について再確認を促す。
- 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合
 - ・ 都総務局総合防災部は「災害即応対策本部」を設置し、気象庁、総務省消防庁、関係機関等から情報収集を行うとともに、区市町村、都各局、防災関係機関等に対し情報提供を行う。
 - ・ また、東京都防災ホームページ、東京都防災Twitter、「東京都防災アプリ」等を活用し、都民等に対して情報提供を行う。この際、都推進計画第3章第2節「島しょ住民と地域の防災力向上」に記載されている取組について再確認を促す。
 - ・ 災害即応対策本部の組織は以下の通り。

本部長	構成員	主な役割
危機管理監	<ul style="list-style-type: none"> ○ 危機管理監が指名する局の危機管理主管部長 ○ 時間外は、危機管理監が指名する局の災害対策本部本部員代理等 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 危機に対処するための対応策の策定 ○ 対応局役割分担の総合調整 ○ 南海トラフ地震臨時情報等の情報共有 ○ 他局又は区市町村の設置する本部等との連携 ○ その他必要な対策に関すること。

(2) 島しょ町村

- 第一次の防災機関として、法令、都地域防災計画、島しょ町村地域防災計画等の定めるところにより、都、他区市町村、防災関係機関等の協力を得て、その有する全機能を發揮して、後発地震の発生等に伴う被害の防止に努める。
- 島しょ町村は、上記の責務を遂行するため必要があるときは、災害対策本部（以下「町村本部」という。）を設置し、災害応急対策に従事する職員を配置する。
- 島しょ町村は、町村本部を設置し、又は廃止したときは、直ちに、知事に

第4章 南海トラフ地震等防災対策

第2節 南海トラフ地震に関する情報の発表を受けた対策

その旨を報告するとともに、警察署等の関係機関に通報する。

- 島しょ町村は、町村本部に関する組織を整備し、本部の設置又は廃止、非常事態に応ずる配備態勢、職員の配置、服務等に関する基準を定める。
- 町村本部が設置される前又は設置されない場合における災害応急対策の実施は、町村本部が設置された場合に準じて処理する。
- 島しょ町村は、夜間・休日等の勤務時間外の災害発生に備え、情報連絡体制を確保する。
- 災害が発生し、町村本部が設置されるまでは、町村長、支庁長及び警察署長からなる三者連絡会等を開催して災害情報の相互提供等を行う。
- 防災行政無線だけではなく、適宜他媒体を活用すること等により、住民に対し適切な情報を迅速かつ確実に提供する。

なお、警視庁等と連携し、住民等に対し事前避難対象地域内の車両走行は極力控えるように周知する。

- 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、町村長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

(3) 警視庁・海上保安庁

都民の生命、身体及び財産の保護を図るため、速やかに各種の犯罪の予防、取り締まりその他公共の安全と秩序を維持し、治安の維持の万全を期する。

機 関 名	対 策 内 容
警 視 庁	<p>1 関係機関と緊密な連携を保持しながら、早期に警備態勢を確立して次の警備活動を行う。</p> <p>(1) 各種情報の収集並びに的確な情報発信</p> <p>(2) 不法事案等の予防及び取り締まり</p> <p>(3) 地域防犯団体等の行う民間防犯活動に対する指導</p> <p>2 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときで、町村長若しくはその職権を行う当該町村の吏員が現場にいないとき、又は、これらの者から要求があつて防災上必要と認めるときは、警戒区域を設定するとともに、直ちにその旨を当該町村長に通知</p> <p>3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の運転者のとるべき行動の要領等について定め、住民等に周知する。</p> <p>なお、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、島しょ町村等と連携し、住民等に対し事前避難対象地域内の車両走行は極力控えるように周知する。</p>

第三管区 海上保安本部	1 各種情報の収集及び的確な情報発信 2 海上における治安の維持
----------------	-------------------------------------

(資料第8 「警備活動用資機材の整備」)

(資料第9 「ヘリコプターの機種及び性能基準」)

(資料第10 「警備艇の性能等」)

(4) その他の防災機関

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は、都、島しょ町村等の活動が円滑に行われるよう協力する。

4 南海トラフ地震臨時情報の発表を受けた各施設等の取るべき対策

(1) 船舶

後発地震による被害を防ぐため、必要な情報の伝達、適切な退避措置の実施などにより、船舶の安全を確保する。

(2) 島しょ空港・港湾・漁港

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、国、地方自治体等の応急対策活動、緊急輸送活動等が実施される場合があるため、都港湾局が所管する島しょ空港・港湾・漁港の各施設管理者は、所管する施設の点検等を実施し、これらの活動に協力する。

(3) 水道施設

島しょ町村は、後発地震が発生した場合に備え飲料水の確保及び被害施設の応急復旧に必要な人員、車両及び資器材の確保、情報収集連絡体制等を構築する。

機 関 名	対 策 内 容
島しょ町村	<ul style="list-style-type: none"> ○ 水道施設の点検及び災害発生による被害を受けた場合の応急復旧、広報等の確認 ○ 住民に対する飲料水備蓄の広報
都 支 庁	<ul style="list-style-type: none"> ○ 島しょ町村の要請に応じ、当該町村に対して給水用資材の調達、供給等の応援及び都本部との連絡にあたる。
都 水 道 局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 島しょ町村及び都本部からの要請に応じ、当該町村への技術支援を実施
都 福祉保健局 (島しょ保健所)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 必要に応じて、飲料水の衛生管理指導を行う。

(4) 下水道施設等

公共下水道及び浄化槽に係る対策は、町村の定める地域防災計画による。

第4章 南海トラフ地震等防災対策

第2節 南海トラフ地震に関連する情報の発表を受けた対策

(5) 電気施設

《東京電力グループ》

- 「被災しにくい設備づくり」「被災時の影響軽減」「被災設備の早期復旧」を基本方針とし、後発地震が発生した場合でも迅速に復旧できるよう備える。
- 津波被害を受ける可能性のある発電所に対しては、電源車などによる暫定的な対応及びその稼動に必要となる燃料の調達について検討する。

(6) ガス施設

《都環境局》

- 後発地震が発生した場合でもLPガスが利用できるように、都は、一般社団法人東京都LPガス協会の点検体制の構築について支援を行う。

(7) 通信施設

《各通信事業者》

- 後発地震が発生した場合でも重要通信を確保し、又は被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、次の情報を収集し、応急復旧対策に備える。
 - ・ 気象状況、災害予報等
 - ・ 当該組織の災害応急復旧計画及び措置状況
 - ・ その他必要な情報

(資料第11「通信事業者等の活動態勢」)

(資料第12「通信事業者等の応急対策」)

(8) 放送施設

《各放送事業者》

- 南海トラフ地震臨時情報の正確かつ迅速な報道に努める。
その際、推進地域内の住民等に対して冷静な対応を呼びかけるとともに、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報、火災防止等、後発地震に備えた被害軽減のための取組等、住民等が防災行動等をとるために必要な情報の提供に努めるよう留意する。
また、推進地域外の住民等に対しても、交通に関する情報、後発地震の発生に備えた準備等、冷静かつ適切な対応を促すための情報の提供に努めるよう留意する。

(9) 危険物、毒劇物施設等

《島しょ町村消防本部等》

- 危険物施設、毒劇物施設等の管理者等に対して、地震発生後の津波等の襲来に備え、避難に要する時間を十分確保した上で当該危険物施設、毒劇物施設等の実態に応じた措置を講じるよう指導する。

(10) 不特定多数の者が出入りする公共施設等

- 道路、河川、海岸、港湾施設、漁港施設、庁舎、社会福祉施設、学校等の施設管理者は次の措置等を講ずる。
 - ・ 南海トラフ地震臨時情報の入場者等への伝達
 - ・ 入場者等の安全確保のための待避等の措置
 - ・ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
 - ・ 出火防止措置
 - ・ 水、食料等の備蓄
 - ・ 消防用設備の点検整備
 - ・ 非常用発電装置、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備
 - ・ 各施設における緊急点検、巡視
 - ・ その他、道路利用者に対する情報提供等の必要な措置

(11) 災害応急対策の実施上重要な公共施設等

- 災害応急対策の実施上重要な施設は、後発地震の発生に備え、5（1）に掲げる措置をとるほか、非常用電源の確保や無線通信機器等通信手段の確保、緊急車両や災害対策本部設置に必要な資機材を確保する。

(12) 工事中の建築物等

- 都が工事中の建築物その他の工作物又は施設について安全保全上必要な措置をとる。

5 飲料水・食料・生活必需品等の確保

後発地震の発生に伴う津波により港湾施設等が大きな被害を受けた場合は、船舶を利用した島しょ地域への物資輸送が困難となり、飲料水・食料・生活必需品等が不足することが想定される。

このため、発災後1週間程度は原則として地域内で対応することを目標に、自助、共助、公助が相互に補完できる体制を整備するなど効率的、効果的に飲料水・食料・生活必需品等を確保する。

また、公助においては、地域特性を踏まえ、都及び島しょ町村の役割分担等を整理した上で、飲料水・食料・生活必需品等を確実に確保するために、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合に、必要に応じて物資の供給を行う。

(1) 物資の供給

島しょ町村は、南海トラフ地震臨時情報の発表を受けて備蓄物資の状況を確認し、備蓄物資が不足している場合には都に対し要請を行う。

都は、要請に基づき、関係機関と連携して、島しょ町村に対し必要な物資の供給を行う。

第4章 南海トラフ地震等防災対策

第2節 南海トラフ地震に関連する情報の発表を受けた対策

ア 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
都 総 務 局	<ul style="list-style-type: none">○ 支庁の要請を取りまとめ○ 関係機関等と連携し、あらかじめ協力依頼している協定団体等へ要請
都 支 庁	<ul style="list-style-type: none">○ 管内町村の要請に応じ、物資の調達、供給等の応援及び都総務局との連絡調整
都 水 道 局	<ul style="list-style-type: none">○ 都総務局からの応援要請があった場合は、都水道局が保有する資器材等による応援を実施
都 福 祉 保 健 局	<ul style="list-style-type: none">○ 島しょ町村と連携して、分散備蓄等により物資を確保○ 備蓄倉庫は浸水から免れる高台や建物の浸水が及ばない階への設置に努める。○ 必要に応じて都備蓄物資を島しょ町村へ放出
島しょ町村	<ul style="list-style-type: none">○ 都と連携して、分散備蓄等により物資を確保○ 備蓄状況等を確認し、必要に応じて支庁に対して要請

イ 詳細な取組内容

《都総務局》

- 都総務局は、支庁からの要請を取りまとめ、必要に応じ関係機関等と連携し、あらかじめ協力依頼している協定団体等へ要請する。

《都支庁》

- 都支庁は、管内町村から要請を取りまとめ、必要に応じ都総務局に要請する。

《都水道局》

- 都総務局の要請に応じ、島しょ町村への応援を行う。

《都福祉保健局》

- 島しょ町村の指定避難所等やその近隣に、物資を分散して備蓄することにより、発災時において避難者に迅速に物資を提供できるよう、島しょ町村と連携して、分散備蓄等により発災後1週間程度の物資の確保に努める。

- 備蓄物資の不足に備えて、物資の調達体制を整備する。

- 島しょ町村の状況を踏まえて、必要に応じて備蓄物資を放出する。

《島しょ町村》

- 島しょ町村は都と連携して、分散備蓄等により発災後1週間程度の物資の確保に努める。

- 物資確保が困難な場合には、都に対して要請する。

- 備蓄物資の不足に備えて、物資の調達体制を整備する。

(2) 物資の輸送体制

- 島しょ地域に必要な物資を輸送する場合は、海上輸送に伴う荷役が発生する

など、複数の事業者が関係し、調整に時間要することが想定される。

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、原則として平時の輸送ルートを活用して輸送を行うこととなるが、それだけで不足する場合には、関係する事業者と横断的に調整を図り、迅速に輸送体制を構築する必要がある。

- その場合には、既存の協定等に基づく輸送体制をより一層強化するため、臨時便の増発、船舶のチャーター、航空機等による輸送手段を確保し、輸送体制の迅速化及び複線化を図る。

ア 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
都 総 務 局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広域輸送基地（東京都多摩広域防災倉庫）の開設 ○ 輸送に必要な船舶、ヘリコプター等を関係各局及び関係機関に要請
都 支 庁	<ul style="list-style-type: none"> ○ 島しょ町村の選定した地域内輸送拠点を把握 ○ 島しょ町村から物資の受入れについて支援要請があつた場合、支庁倉庫等を活用 ○ 物資の輸送に必要な車両、船舶等を調達 ○ 島しょ町村からの要請も含め輸送手段の確保が困難な場合は、都総務局に要請
都 福 祉 保 健 局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都備蓄物資の本土側港湾までの陸上輸送を協定団体に要請 ○ 広域輸送基地（トラックターミナル）を開設し、協定民間物流事業者に調達物資等の本土側港湾までの陸上輸送を要請
都 港 湾 局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 島しょ港湾・漁港施設について、受入れ場所の開設、支援物資の受入れ・荷さばき等作業を関係団体、協定団体に要請 ○ 島しょ港湾・漁港施設については、被害状況を的確に把握するとともに、応急対策に必要な技術的判断と援助を実施し、特に緊急物資輸送対応施設の応急対策を行って広域輸送基地を確保
島 し ょ 町 村	<ul style="list-style-type: none"> ○ 島しょ町村の備蓄（都の事前配置分を含む。）、調達する食料、生活必需品等の輸送等の方法について定める。 ○ 交通及び連絡に便利な公共施設等を災害時における地域内輸送拠点として選定し、支庁に報告 ○ 島内の輸送手段について、車両の調達先及び調達予定期数を定めておくとともに、災害時において車両が調達できない場合は、支庁に対し調達あっせんを要請

第4章 南海トラフ地震等防災対策

第2節 南海トラフ地震に関する情報の発表を受けた対策

機関名	対策内容
関東地方整備局	○ 緊急輸送に必要な船舶の情報を収集
関東運輸局	○ 災害時における輸送用船舶のあっせん
日本通運	
ヤマト運輸	
福山通運	
佐川急便	○ 飲料水・食料・生活必需品等の輸送
西濃運輸	
東海汽船	
都トラック協会	

イ 詳細な取組内容

《都総務局》

- 東京都多摩広域防災倉庫を開設し、拠点運営及び本土側港湾までの物資輸送について、協定団体に要請する。
- 他道府県及び関係防災機関から船舶の供与があったときは、船舶の把握を行う。また、都各局は、他から船舶の供与があった場合は、都総務局へ報告する。
- 各局の用途別必要船舶数を把握して都港湾局に通知し、調達を指示する。
- 都港湾局が調達した船舶及び他道府県及び関係防災機関から都に供与された船舶について、配分する。

《都支庁》

- 食料・生活必需品等の輸送に必要な車両、船舶等を調達する。
- 輸送手段の確保に当たっては、支庁保有の車両又は島内漁業協同組合所属の漁船を活用する。
- なお、車両、船舶等を調達する際には、島しょ町村の調達計画に競合しないよう、独自の調達計画を策定し調達する。

《都福祉保健局》

- 都備蓄倉庫の備蓄物資の本土側港湾まで輸送を、協定団体に要請する。
- 調達物資等の一時積替基地として、トラックターミナルに広域輸送基地を開設し、協定民間物流事業者に本土側港湾までの陸上輸送を要請する。トラックターミナルにおける荷役作業は協定民間事業者が行うものとする。

《都港湾局》

- 東海汽船又は協定締結団体（関東旅客船協会、日本船主協会、日本外航客船協会及び日本内航海運組合連合会）から必要な船舶を調達し、調達した船舶名、運行事業者、使用開始場所等を都総務局に回答する。
- 支援物資受入れのため必要な荷役態勢の確保を、関係団体に依頼する。
- 依頼を受けた関係団体は、災害発生時より、ふ頭の状況を把握し、その情報を都港湾

局に提供するとともに、都港湾局が指定する受入場所において、荷役に必要な態勢を整える。

- 荷役に必要な態勢を確保するために必要な港湾荷役災害対策拠点の設置・運営について、関係団体に協力する。

『関東地方整備局』

- 港湾関係者と連携し、緊急輸送に必要な船舶が確保されるよう努める。

『関東運輸局』

- 都総務局の指示に基づいた都港湾局の要請により、船舶の調達あっせんを行う。

第3節 災害応急対策

本節では、島しょ町村における津波災害等に対応するための災害応急対策について定める。

1 津波情報の収集・伝達

津波による災害発生時において、円滑な応急対策活動を実施するためには、各防災機関の緊密な連携のもと、津波災害に関する情報を的確かつ迅速に把握することが必要である。

(1) 大津波警報・津波警報・津波注意報

ア 大津波警報・津波警報・津波注意報の発表等

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模及び位置を即時に推定し、これらを基に沿岸で予想される津波の高さ※を求める、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下「津波警報等」という。）を発表する。

なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられている。

津波警報等とともに発表される、予想される津波の高さは、通常は数値で発表される。ただし、マグニチュードが8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等が発表される。その場合、最初に発表される大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表され、非常事態であることが表現される。

予想される津波の高さが定性的表現で発表された場合は、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等が更新され、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表される。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等は次のとおりである。

【津波警報等の種類と発表される津波の高さ等】

種類	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
	数値での発表 (発表基準)	定性的表現 での発表	
大津波警報	10m超 (10m < 予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
	10m (5 m < 予想高さ ≤ 10m)		
	5 m (3 m < 予想高さ ≤ 5 m)		
津波警報	3 m (1 m < 予想高さ ≤ 3 m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
津波注意報	1 m (0.2m ≤ 予想高さ ≤ 1 m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆します。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。

(気象庁ホームページ参照)

※ 津波の高さ

津波の高さとは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であり、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

イ 津波警報等の留意事項等

- 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- 津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容が更新される場合がある。
- 津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報等は解除される。このうち、津波の観測状況等により、津波が更に高くなる可能性は小さいと判断された場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除される場合がある。

(2) 津波情報

ア 津波情報の発表等

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表している。

以下に、津波情報の種類と発表内容等を示す。

第4章 南海トラフ地震等防災対策

第3節 災害応急対策

【津波情報の種類と発表内容】

	情報の種類	内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）又は「巨大」や「高い」という言葉で発表 〔発表される津波の高さの値は、上記（津波警報等の種類と発表される津波の高さ等）を参照〕
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表 ^{*1}
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表 ^{*2}
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

(※1) 津波観測に関する情報の発表内容について

- 沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
- 最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報又は津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

【沿岸で観測された津波の最大波の発表内容】

発表中の津波警報等	観測された津波の高さ	内容
大津波警報	1 m超	数値で発表
	1 m以下	「観測中」と発表
津波警報	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報	(全ての場合)	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

(気象庁ホームページ参照)

(※2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された観測点ごとの最大波の観測時刻と高さ及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ）を津波予報区単位で発表する。

- 最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報又は津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）又は「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

【沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値）の発表内容】

発表中の 津波警報等	沿岸で推定される 津波の高さ	内容
大津波警報	3m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	1m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	(全ての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

(気象庁ホームページ参照)

- 沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測値についても、より沿岸に近く予報区との対応付けができる他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは「観測中」と発表する。

イ 津波情報の留意事項等

(ア) 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

- 津波到達予想時刻は、津波予報区の中で最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区の中でも場所によっては、この時刻よりも數十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることがある。
- 津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

(イ) 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

- 津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

(ウ) 津波観測に関する情報

- 津波による潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
- 場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

(エ) 沖合の津波観測に関する情報

- 津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
- 津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

(3) 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

【津波による災害が起こるおそれがない場合の発表内容】

発表される場合	内容
津波が予想されないとき	津波の心配がない旨を地震情報に含めて発表
0.2m 未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも 0.2m 未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っての作業、釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

(気象庁ホームページ参照)

(4) 津波警報等の伝達

津波から住民及び観光客等を守るために、情報を迅速に伝達することが非常に重要となるため島しょ町村等は、伝達ルートに関係なく最初の津波警報等に接したときは、直ちに地域防災無線、サイレン、緊急速報メール等により住民、観光客、船舶等に広報するなどの確な措置を行う。

各機関の役割は、次のとおり。

機 関	伝 達 方 法
東京管区気象台	<ul style="list-style-type: none"> ○ 津波警報等を発表した場合、防災情報提供システム、気象情報伝送処理システムを用いて、総務省消防庁、関東管区警察局、警視庁、第三管区海上保安本部、NTT 東日本、NTT 西日本、日本放送協会、関東地方整備局、都、島しょ町村及び緊急放送を行う放送局に通知 (資料第 13 「関係防災機関その他に対する地震及び津波に関する情報の伝達系統図」) <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <p>気象庁</p> <p>凡例</p> <p>— 防災情報提供システム</p> <p>- - - 気象情報伝送処理システム</p> <p>総務省消防庁 関東管区警察局 警視庁 第三管区海上保安本部 NTT東日本及びNTT西日本(注) 日本放送協会 関東地方整備局 都総務局 島しょ町村 関係民間放送局</p> </div> <p>(注)NTT 東日本及び NTT 西日本への伝達は、警報が発表されたとき及びそれが解除されたときに限られる。</p>
NTT 東日本	<ul style="list-style-type: none"> ○ 気象庁から津波警報等を受けたときは、FAXにより関係機関に通報 (資料第 14 「FAXによる気象等警報等の伝達系統図」)
都 総 務 局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 気象庁から津波警報等を受けたときは、防災行政無線によって、沿岸区、島しょ町村、各支庁（大島、三宅、八丈、小笠原）、東京消防庁、都建設局総務部、同水門管理センター、都港湾局総務部及び同高潮対策センター等にその旨を通報
都 産 業 労 働 局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 津波警報等を受けたときは、指導用海岸局から漁業無線によって漁船にその旨を通報
都 建 設 局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 津波警報等を受けたときは、総務部は直ちに局内に周知を図り、河川部は各建設事務所及び江東治水事務所に連絡し、これらの事務所は、各出先機関や関係者等に周知
都 港 湾 局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 津波警報等を受けたときは、総務部は直ちに離島港湾部、東京港管理事務所及び東京港建設事務所に連絡し、これらの事務所は、各出先機関や関係者等に周知
警 視 庁	<ul style="list-style-type: none"> ○ 気象庁から津波警報等の通知を受けたときは、直ちに津波の警戒強化警察署（以下「指定警察署」という。）に対し津波警報等の発表を伝達 ○ 指定警察署は、直ちに交番・駐在所に伝達するとともにパトカー、警備艇を活用して危険区域の住民等に広報 ○ 指定警察署の交番・駐在所勤務員は、危険予想区域を優先的に、広報資器材を活用して住民等に周知
東京消防庁	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都総務局からの情報に基づき、地震による津波が発生するおそれがあるときは、直ちに管内の消防署、消防団に一斉通報し、消防署、消防団は都民に周知を図る。

第4章 南海トラフ地震等防災対策

第3節 災害応急対策

機 関	伝 達 方 法
島しょ町村	<ul style="list-style-type: none"> ○ 津波警報等を受けたときは、港湾管理者等と連携して対策を実施 ○ 津波警報等の通報を受けたときは、直ちに状況判断し、地域防災行政無線、広報車、サイレン等により関係地区住民等に周知し、その安全確保に努める。
第三管区海上保安本部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 巡視船艇、ヘリコプターにより適宜港内及びその周辺を巡回し、港内及びその付近に在泊する船舶に対して拡声器、横断幕等により周知 ○ 第三管区海上保安本部警備救難部運用司令センターほか各海岸局から、国際VHF(16ch) 156.8Mhzで船舶向けに周知 ○ 各港における「台風・津波等対策委員会連絡系統」を通じ、電話等により関係者及び在港船舶に伝達

(5) 船舶の安全確保対策

船舶は、島しょと本土を結ぶ交通手段として島しょの生活上重要な役割を果たしている。災害時においても、救援物資及び人員の円滑な輸送を図るため、港湾施設の整備、適切な退避措置の実施などにより、船舶の安全を確保する必要がある。

各機関が実施する安全確保対策については、次のとおりとする。

ア 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
島しょ町村	<ul style="list-style-type: none"> ○ 港湾又は漁港において、津波災害が発生するおそれがある場合で避難に十分な時間的余裕のある場合は、停泊中の船舶に対して、港外の水深が深く広い海域まで退避する等の伝達措置をとる。 ○ また、港外退避できない小型船に対し、避難に十分な時間的余裕のある場合は、高いところに引き上げて固縛するなど最善の措置を取るよう伝達
都 支 庁	<ul style="list-style-type: none"> ○ 津波情報が出された場合、警察署及び島しょ町村並びに漁業組合等と連絡を密にし、漁業無線等を活用した、津波情報の伝達や、避難に十分な時間的余裕のある場合は、港外の水深が深く広い海域まで退避する等の伝達措置をとる。 ○ また、港外退避できない小型船に対し、避難に十分な時間的余裕のある場合は、高いところに引き上げて固縛するなど最善の措置を取るよう伝達

機関名	対策内容
第三管区海上保安本部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 船舶の安全を確保するため、津波災害の発生が予想される場合で避難に十分な時間的余裕のある場合は、次の措置を講じる。 <ol style="list-style-type: none"> 1 港内又は沿岸付近にある船舶に対して、港外又は沖合等安全な海域へ避難すること、避難できない船舶等は、係留策の強化等必要な安全措置を講じることを命令又は勧告 2 危険物荷役中の船舶に対して、作業の中止等を命令又は勧告 3 避難誘導にあたっては、船舶交通が幅狭<small>ふくそう</small>する海域に巡回船艇を配置して船舶交通の整理指導を行う。
東海汽船	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第三管区海上保安本部等から勧告又は情報伝達があった場合、それに従って対処 ○ 地震・津波防災対策基準に基づき、防災対策を迅速かつ的確に実施し、人命、財産の保護および本船の安全確保を図る。

2 避難

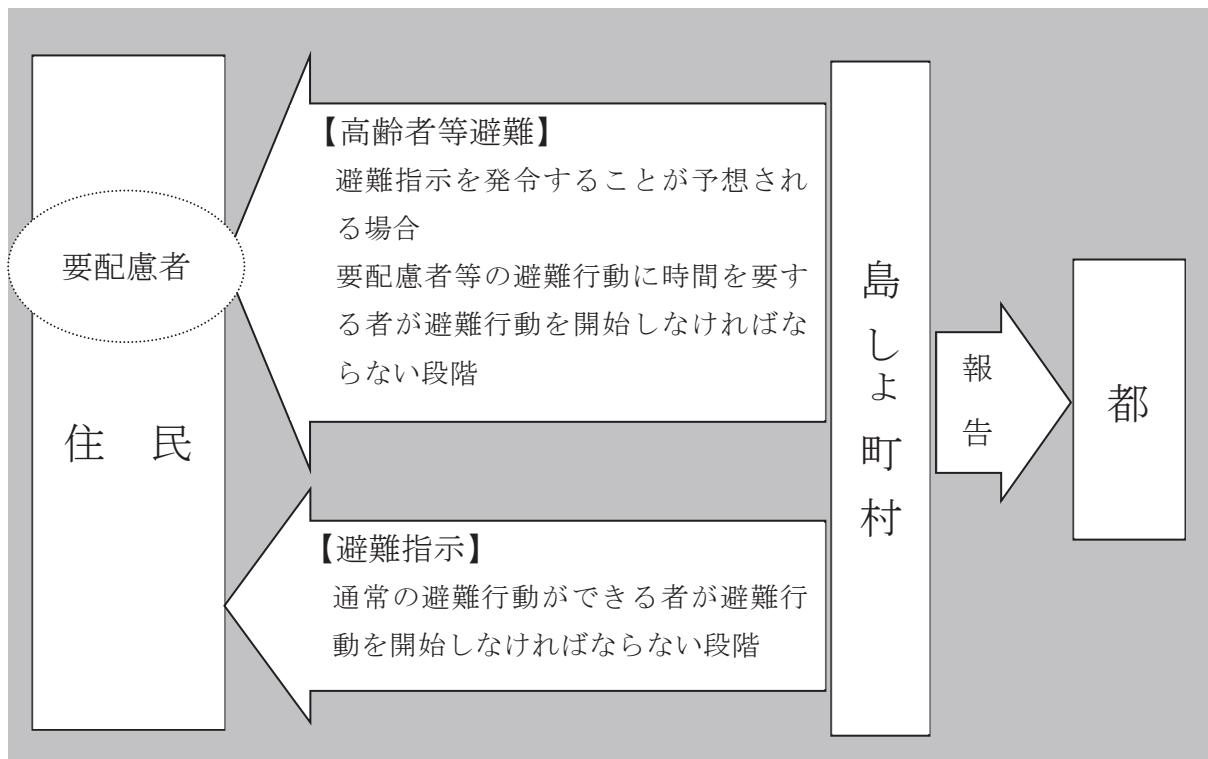
津波災害時には、広範囲にわたり、住民の生命に危険を及ぼす事態が発生することが予想される。このため、迅速かつ的確な避難対策を講じ、住民等の生命及び身体の安全を確保する必要がある。

(1) 避難の指示

ア 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
都総務局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害対策基本法に規定する知事の役割（応急措置、町村長の代行（避難指示、応急措置）） ○ 島しょ町村からの要請に関する都関係各局との連絡調整
警視庁	<ul style="list-style-type: none"> ○ （島しょ町村長が避難指示を発令できない場合）警察官による避難指示の発令
島しょ町村	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難指示の発令
第三管区海上保安本部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 港内外にある船舶等に対して必要な命令又は勧告を行う。

【避難指示】



イ 詳細な取組内容

《都総務局》

- 知事は、災害の発生により島しょ町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難のための立ち退きの指示に関する措置の全部又は一部を当該島しょ町村長に代わって実施する。

《警視庁》

- 警視庁は、危険が切迫した場合において、島しょ町村長が避難の指示をすることができないと認めるとき、又は町村長から要求のあったときは、警察官が居住者等に避難の指示を行う。この場合警察官は、直ちに当該島しょ町村長に通知する。

《島しょ町村》

- 津波災害は、危険地域からの一刻も早い避難が必要であることから、「高齢者等避難」は発令せず、基本的には「避難指示」のみを発令する。

ただし、大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。

- 島しょ町村長は、津波情報等の発表を待たず、浸水予想区域への立入り規制を行う必要があると認めるときは、都支庁長、警察署長等と協議の上、立入り規制を行う。
- 島しょ町村長は、津波災害が発生し又は発生する恐れがある場合において、必要があると認めるときは、警察署、消防本部に連絡の上、避難のための立ち退きの指示を行う。

- 南海トラフ巨大地震等の強い地震が発生し、津波警報等の情報を報道機関等から入手した場合、あるいは津波情報の伝達があったときは、関係島しょ町村長は、基本的に

直ちに住民等に対して避難の指示を発令するものとする。

- 島しょ町村長は、立入り規制、避難のための立ち退きの勧告又は指示の措置をとった場合、直ちに、支庁長を経由の上、都総務局（総合防災部防災対策課）に報告するとともに、関係防災機関に通知する。
- 島しょ町村長は、津波災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

『第三管区海上保安本部』

- 港内及び沿岸付近にある一般船舶、釣り客、海水浴客等に対して早期避難の命令又は勧告を行う。

(2) 避難誘導

ア 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
都 教 育 庁	○ 児童・生徒の避難誘導
警 視 庁	○ 住民等の避難誘導
島 し ょ 町 村	○ 住民等の避難誘導 ○ 要配慮者に関する情報収集、安否確認
第 三 管 区 海 上 保 安 本 部	○ 船舶交通の整理指導

イ 詳細な取組内容

『都教育庁』

- 島しょ町村から避難指示が出た場合、校長及び教職員は、地域の防災機関と連絡をとり、必要に応じ計画に従い臨時休校の対応や避難誘導を行い、児童・生徒の安全を図る。

『警視庁』

- 避難の指示が出された場合には、島しょ町村に協力し、あらかじめ指定された指定避難所等へ避難誘導する。
- 地震発生から津波の襲来まで時間的余裕のない場合、避難の指示の伝達及び避難誘導は迅速・的確に行う。
- 津波から避難させるための高台等への自主的避難を行わせる。
- 避難誘導にあたっては、パトカー、サイレン等を有効に活用して活発な広報活動を行い、混乱による事故等の防止にあたる。

『島しょ町村』

- 津波警報等の情報収集に努め、地域に応じて、適切な措置をとる。
- 避難の指示をした場合、島しょ町村は、地元警察署、消防本部等の協力を得て、可能

第4章 南海トラフ地震等防災対策

第3節 災害応急対策

な限り地域又は町会・自治会単位に、あらかじめ指定してある指定避難所等に誘導する。この場合、当該島しょ町村は指定避難所等に職員を派遣するか又は指定避難所等の管理責任者と連絡を密にして、常に情報を共有する。

- 避難経路については、事前に検討し、危険箇所には標示等をするほか、要所に誘導員を配置するなど、事故防止に努める。
- 高齢者、障害者、外国人等の要配慮者については、障害の特性や住環境などを踏まえ、避難方法に配慮して、地域住民、防災市民組織等の協力を得ながら適切に避難誘導し、安否確認を行う。

(3) 指定避難所等の開設・管理運営

ア 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
都 支 庁	<ul style="list-style-type: none">○ 島しょ町村から応援要請を受け、指定避難所等の開設運営に協力○ 島しょ町村から指定避難所等の開設状況を把握するとともに、都福祉保健局に報告
都 福祉 保 健 局 (島しょ保健所)	<ul style="list-style-type: none">○ 島しょ町村からの報告に基づき、局において指定避難所等の開設状況を把握○ 島しょ町村の避難住民に対する健康相談支援○ 「環境衛生指導班」による飲料水の安全等環境衛生の確保○ 「食品衛生指導班」による食品の安全確保○ 避難住民に対する食品の衛生的な取扱指導○ 島しょ町村の衛生管理対策支援○ 食料、生活必需品等の配分について、都福祉保健局のみでは実施が困難であるときは、都福祉保健局長は、都本部に対して応援を依頼するとともに、日赤に対して救護ボランティアの応援要請等の措置を講じる。
都 教 育 庁	<ul style="list-style-type: none">○ 都立学校に指定避難所等を開設する場合の運営協力

機関名	対策内容
島しょ町村	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指定避難所等（福祉避難所含む）の開設 ○ 指定避難所等の運営等対策 ○ 食料・生活必需品等の供給 ○ 被災した島しょ町村において、被災者に対する炊き出しその他食品・生活必需品等の給与の実施が困難な場合は、炊き出し等について都福祉保健局に応援を要請 ○ 避難住民に対する健康相談 ○ 避難住民に対する食品の衛生的な取扱指導 ○ 指定避難所等におけるトイレ機能の確保 ○ 保健衛生上必要な入浴の確保に努め、住民へ情報提供 ○ 感染症予防についての避難住民への周知、患者発生時の感染拡大防止対策 ○ 指定避難所等における防火安全性の確保

イ 詳細な取組内容

《島しょ町村》

- 指定避難所等（福祉避難所を含む）を開設したときは、開設の日時、場所、避難者の数及び開設予定期間等を速やかに所定の様式により、支庁を経由して都福祉保健局に報告するとともに警察署、消防本部等関係機関に連絡する。
- 報告については、原則として東京都災害情報システム（DIS）への入力により行う。
- 指定避難所等を開設した場合は、管理責任者を置く。管理責任者は、避難者数・被害状況・要配慮者の状況・必要物資などを速やかに把握し、関係機関との連絡に努める。
- 指定避難所等の開設期間は災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、知事の事前承認（内閣総理大臣の承認を含む。）を受ける。
- 自宅や指定避難所等で生活している高齢者、障害者等の要配慮者に対し、状況に応じ、介護など必要なサービスを提供するため、あらかじめ社会福祉施設等を福祉避難所として指定する。
- 可能な限り町会又は自治会単位に避難者の集団を編成し、防災市民組織等と連携して班を編成の上、受け入れる。
- 指定避難所等に避難した避難者に対し、正確かつ迅速な情報提供を行うため、テレビ・ラジオ等の設置、臨時広報誌の発行、災害時用公衆電話、インターネット（Wi-Fi）、公衆無線 LAN、FAX等の整備、SNSでの情報発信を行う。被災者の特性に応じた情報提供手段をとるものとする。
- 被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

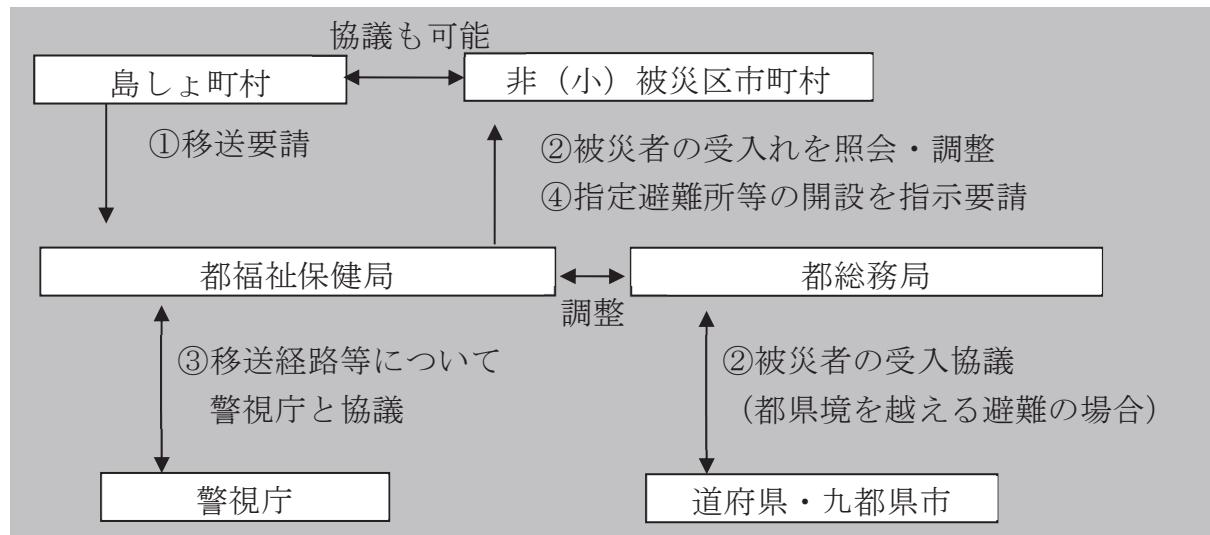
(4) 被災者の他地区への移送

ア 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
都総務局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都県境を越える避難についての調整
都福祉保健局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災者の移送先の決定 ○ 移送先の区市町村との調整 ○ 被災者の移送方法を決定、移送手段の確保 ○ 島しょ町村による要配慮者等の移送支援
国・都	<ul style="list-style-type: none"> ○ 観光客等の帰宅困難者に対し、船舶等による代替輸送手段を確保
島しょ町村	<p>(被災地側)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 移送について知事(都福祉保健局)に要請 ○ 移送先における指定避難所等の管理者を決定し、移送先へ派遣 ○ 指定避難所等の運営への積極的な協力
区市町村	<p>(受入側)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 受入態勢を整備 ○ 移送後の指定避難所等の運営

【移送先の決定】

移送に伴う車両の調達については、都震災編第2部第11章以降を参照



イ 詳細な取組内容

《都総務局》

- 都総務局は、都県境を越える避難について、避難先の道府県と協議を行う。
- 九都県市、21大都市、全国知事会との連携は、都震災編第2部第6章「広域的な視点か

らの応急対応力の強化」参照。

- 都総務局は、被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、被災者の運送を要請することができる。
- 島しょ町村長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合で、被災住民の生命若しくは身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、当該被災住民について広域一時滞在の必要があると認めるときは、知事は、その全部又は一部の事務を当該区市町村長に代わり実施する。

『都福祉保健局』

- 被災地の島しょ町村から被災者の移送の要請があった場合、被災者の移送先を決定する。
- 島外への避難を行う場合は、集合位置、移動手段、携行品の制約等の情報提供を行う。
- 移送先決定後、移送先の区市町村長に対し被災者の受入体制の整備を要請する。
- 被災者の移送方法については、当該区市町村と協議の上、被災地の状況を勘案して決定し、船舶、航空機及びバス等を中心に、区市町村、都交通局、警視庁、東京消防庁等の協力を得て実施する。
- 要配慮者の移送手段については、島しょ町村による調達が困難な場合に、都福祉保健局が関係各局等の協力を得て調達する。
- 被災地以外の指定避難所等に避難した被災者に対しても、避難先の区市町村において救援に協力するよう連絡する。

『島しょ町村』

- 島しょ町村長は、当該島しょ町村の指定避難所等に被災者を受け入れることが困難な時は、被災者の他地区(近隣の非被災地区若しくは小被災地又は隣接県)への移送について、知事(都福祉保健局)に要請する。なお、相互応援協定等の締結先区市町村や、他の区市町村長に協議した場合、その旨を都知事に報告しなければならない。
- 被災者の他地区への移送を要請した島しょ町村長は、所属職員の中から移送先における連絡要員を定め、移送先の区市町村に派遣するよう努める。
- その他、必要事項については島しょ町村地域防災計画に定める。

『区市町村』

- 都から被災者の受入を指示された区市町村長は、受入体制を整備する。
- 移送された被災者の指定避難所等の運営は、原則として被災者を受け入れた区市町村が行い、移送元島しょ町村は運営に積極的に協力する。
- その他、必要事項については区市町村地域防災計画に定める。

3 応急活動体制

南海トラフ地震による被害は、極めて広域的かつ甚大になると想定されると同時に、人的・物的資源や被害情報等が不足する可能性がある。そのため、都、島しょ町村、その他防災関係機関は、被害の全容の把握を待つことなく、直ちに行動を開始し、災害応急対策活動を円滑かつ迅速に実施することにより被害を最小化するこ

とが重要である。

そのため、津波災害が発生した場合、都、島しょ町村及びその他の防災関係機関は防災対策の中核機能として、それぞれ災害対策本部を速やかに設置するなど、防災業務の遂行にあたることが必要である。

ここでは、各防災機関の応急活動体制について必要な事項を定める。

(1) 都の活動体制

- 知事は、島しょ町村において津波による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、法令及び本計画の定めるところにより、防災機関及び他府県などの協力を得て、災害応急対策を実施するとともに、島しょ町村及びその他の防災機関が処理する災害応急対策の実施を援助し、かつ総合調整を行う責務を有する。上記の責務を遂行するため、必要がある場合は災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

ア 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
都 本 部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本部長室の構成 本部長室は、次の者をもって構成する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策本部長 ・ 災害対策副本部長 ・ 災害対策本部員 ○ 本部長室の所管事務 本部長室は、次の事項について本部の基本方針を審議策定する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 都本部の非常配備態勢及び廃止に関すること。 ・ 重要な災害情報の収集及び伝達に関すること。 ・ 避難の指示に関すること。 ・ 災害救助法の適用に関すること。 ・ 区市町村の相互応援に関すること。 ・ 局長、地方隊長及び島しょ町村長に対する事務の委任に関すること。 ・ 自衛隊に対する災害派遣の要請に関すること。 ・ 政府機関、他府県、公共機関、駐留軍及び海外政府機関等に対する応援の要請に関すること。 ・ 公用令書による公用負担に関すること。 ・ 災害対策に要する経費の処理方法に関すること。 ・ 前各号に掲げるもののほか、重要な災害対策に関すること。

機関名	対策内容
現地災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 構成員 <ul style="list-style-type: none"> ・ 現地災害対策本部長は、本部長が指名する副本部長又は本部員とする。 ・ 同副本部長は、本部長が指名する本部の職員とする。 ・ 現地災害対策本部員は、本部長が指名する者とする。 ・ 現地災害対策本部派遣員は、関係防災機関の長が指名する職員とする。 ○ 分掌事務 <ul style="list-style-type: none"> ・ 被害及び復旧状況の情報分析に関すること。 ・ 区市町村及び関係機関との連絡調整に関すること。 ・ 現場部隊の役割分担及び調整に関すること。 ・ 自衛隊の災害派遣に係る意見具申に関すること。 ・ 本部長の指示による応急対策の推進に関すること。 ・ 各種相談業務の実施に関すること。 ・ その他緊急を要する応急対策の実施に関すること。 ○ 設置場所 <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害現場又は区市町村庁舎等

○ 各局の災害対応における分掌事務は、都震災編第2部第1章「都、区市町村等の基本的責務と役割」のとおり（東京都災害対策本部条例施行規則）。

また、都本部等の組織、運営等については、都震災編第2部第6章「広域的な視点からの応急対応力の強化」のとおりである。

○ 支庁（地方隊）は、管轄区域内に津波災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、都本部等の事務を包括的に分掌するとともに、島しょ町村の実施する災害予防及び応急対策を援助し、若しくは総合調整し、又は災害援助事務の補助執行を指導する。

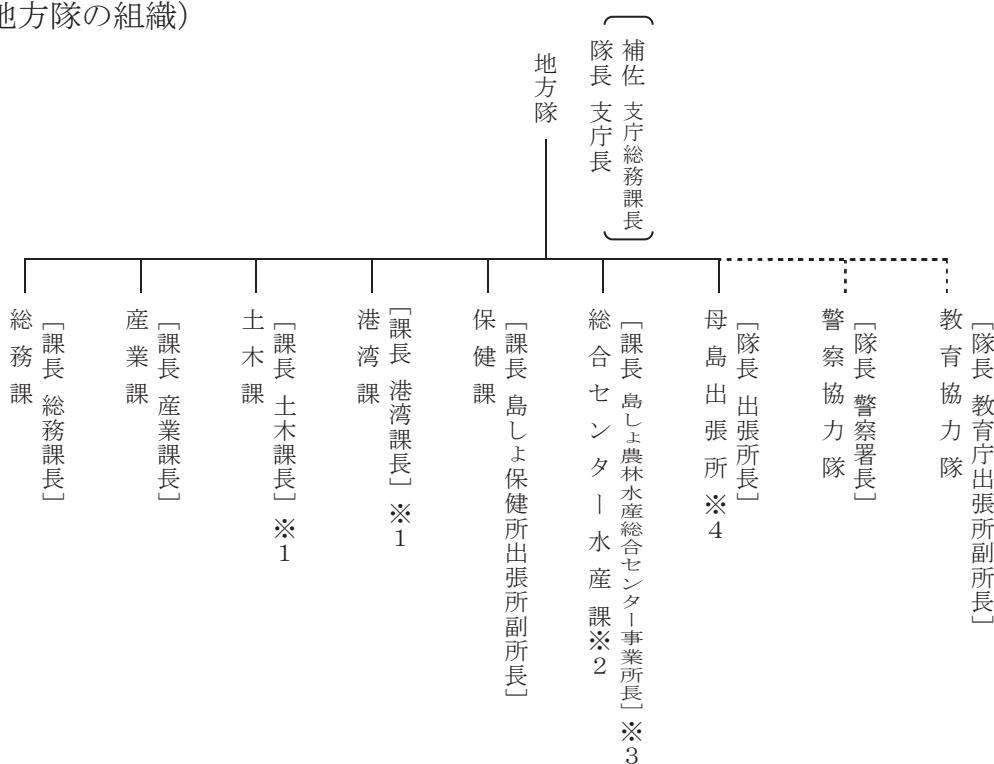
名称	管轄区域	分掌事務
大島地方隊	大島支庁の管轄区域 (大島町、利島村、新島村、神津島村)	
三宅地方隊	三宅支庁の管轄区域 (三宅村、御蔵島村)	
八丈地方隊	八丈支庁の管轄区域 (八丈町、青ヶ島村)	
小笠原地方隊	小笠原支庁の管轄区域 (小笠原村)	地方隊は本部の事務を分掌する。

第4章 南海トラフ地震等防災対策

第3節 災害応急対策

○ 地方隊の組織、分掌事務等は以下のとおりである。

(地方隊の組織)



※1 三宅地方隊においては土木港湾課長

※2 大島・八丈地方隊のみ

※3 小笠原地方隊においては小笠原水産センター所長

※4 小笠原地方隊のみ

(所掌事務)

- ア 都本部、推進地域指定島しょ町村及び防災機関との連絡・調整
- イ 被害状況・対応状況の把握及び被災住民への広報
- ウ 救助物資の確保、輸送及び配分
- エ 被災者の救助及び避難
- オ 医療及び防疫
- カ その他災害対策に必要な事項

(設置及び廃止)

- ア 支庁長は、都本部を設置する必要があると認めた時は、危機管理監に都本部の設置を要請する。
- イ 本部長は、本部が設置された時は、直ちに地方隊長（支庁長）に通知する。
- ウ 地方隊長は、地方隊が設置された時は、直ちに管轄区域内の町村長及び地方隊協力機関の長に通知する。
- エ 地方隊長は、必要に応じ、管轄区域内の島しょ町村の町村長又はその指定する職員に対し、地方隊長室の事務に協力するよう求めることができる。
- オ 地方隊は、当該災害に対する応急救助等の措置が終了し、都本部が廃止されたときは、廃止する。

(2) 島しょ町村の活動体制

- 島しょ町村は、津波災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、第一次の防災機関として、法令、都地域防災計画、町村地域防災計画等の定めるところにより、都、他区市町村、防災関係機関等の協力を得て、その有する全機能を發揮して災害応急対策の実施に努める。
- 島しょ町村は、上記の責務を遂行するため必要があるときは、災害対策本部（以下「町村本部」という。）を設置し、災害応急対策に従事する職員を配置する。
- 島しょ町村は、町村本部を設置し、又は廃止したときは、直ちに、知事にその旨を報告するとともに、警察署等の関係機関に通報する。
- 島しょ町村は、町村本部に関する組織を整備し、本部の設置又は廃止、非常事態に応ずる配備態勢、職員の配置及び服務等に関する基準を定める。
- 町村本部が設置される前又は設置されない場合における災害応急対策の実施は、町村本部が設置された場合に準じて処理する。
- 島しょ町村の地域に災害救助法が適用されたときは、町村長（町村本部長）は、知事（都本部長）の指揮を受けて、法に基づく救助事務を補助する。
- 島しょ町村は、夜間・休日等の勤務時間外の災害発生に備え、情報連絡体制を確保する。
- 災害が発生し、町村本部が設置されるまでは、町村長、支庁長及び警察署長からなる三者連絡会等を開催して災害情報の相互提供等を行う。

(3) 防災機関の活動体制

防災機関の活動体制は、都震災編第2部第6章「広域的な視点からの応急対応力の強化」第5節「具体的な取組」の定めるところによる。

4 救出・救助・救急活動体制

津波による被害を最小限にとどめるため、消防機関等の発災時の活動を予め定め、救出・救助活動を迅速かつ円滑に実施する体制を整備するとともに、都と島しょ町村及び関係機関は、相互に連携し、被災者の医療救護に万全を期することで、人命の安全を図る。

ここでは、次の事項を重点としてその対策を定めるものとする。

(1) 救出・救助活動

ア 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
都 総 務 局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 島しょ町村における消防機関の応援体制が必要となった場合に備え、応援体制の事前調整を図る。 ○ 他の道府県から緊急消防援助隊を受け入れることになった場合に備え、総務省消防庁及び東京消防庁と連携を図り、受け入れ態勢を確保 ○ 救出・救助に関し島しょ町村から要請があった場合は、関係機関に対し依頼 ○ 救出・救助に関する関係機関からの要請があった場合、協定団体（建設機械等を保有する団体等）等に対し協力を依頼
都 産 業 労 働 局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 津波災害等による操業漁船の遭難事故等について、島しょ農林水産総合センター大島事業所及び八丈事業所所属の漁業指導船を転用してこれに対応
警 視 庁	<ul style="list-style-type: none"> ○ 救出救助活動は、生存者の救出を最優先に部隊を投入 ○ 救出した負傷者は、速やかに現場救護所や医療機関に引継ぐ。 ○ 救出救助活動は、保有する資器材を有効に活用 ○ 関係機関と連携協力し、負傷者等の救出救助の万全を期する。
東 京 消 防 庁	<ul style="list-style-type: none"> ○ 島しょ町村から要請があった場合、東京消防庁と各島しょ町村間における消防応援協定及び「島しょにおける救急患者等の搬送業務の役割分担に関する協定」に基づき、関係機関と連携して対応 ○ ヘリコプターによる情報収集を状況に応じて実施するとともに、災害に対応した資器材を活用して、組織的な救出・救助活動を実施 ○ 傷病者の島外への搬送は、ヘリコプター等を活用して迅速に行う。 ○ 関係機関と協力し、負傷者等の救出・救助に当たる。

機関名	対策内容
島しょ町村	<ul style="list-style-type: none"> ○ 救出、救助活動の実施にあたり、関係機関と情報の共有その他緊密な連携をとり、運用の万全を図る。 ○ 被害その他の状況により、必要があると認めたときは、支庁を通じて都本部及び関係機関に対し、応援を要請 ○ 消防職員、団員は警察官と相互に連絡・協力し、住民の協力を得て被災者の救出に努める。 ○ 職員による救出班を編成し救出活動にあたる。
自衛隊	<ul style="list-style-type: none"> ○ 知事からの派遣要請に基づき、部隊を派遣する。主な活動は次のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 被害状況の把握 ・ 避難の援助 ・ 避難者等の捜索援助 ・ 人員及び物資の緊急搬送 ・ 応急医療、救護及び防疫など
第三管区海上保安本部 (東京海上保安部)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 遭難船舶、遭難者の救助は、巡視船艇、航空機等により行う。 ○ 被災者の救出活動は、被災者の乗下船の場所、運送方法等について、都本部と協議の上実施 ○ 都知事の要請に基づき、巡視船を活用した医療活動場所及び災害応急対策従事者への宿泊場所の提供

(2) - 1 医療救護活動

医療救護の必要を認めた場合には、医療救護班等を編成し医療救護活動を実施する。

ア 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
都支庁	<ul style="list-style-type: none"> ○ 支庁は、島しょ町村から医療救護に関する要請があったときは、都本部に連絡
都福祉保健局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 島しょ町村から応援要請があった場合、又は医療救護班等の応援が必要と認めた場合は、医療救護班等と医療用資器材の応援を行う。 ○ 都が派遣する医療救護班等は、島しょ町村の設置する医療救護所又はその指定する場所で医療救護活動を実施 ○ 必要に応じて都医師会、日赤東京都支部、関東信越厚

第4章 南海トラフ地震等防災対策

第3節 災害応急対策

機関名	対策内容
	生局等に医療救護班等を、都歯科医師会に歯科医療救護班を、都薬剤師会に薬剤師班の派遣を要請
島しょ町村	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療救護班の編成 ○ 当該島しょ町村の能力では医療救護活動が十分でないと認められるときは、都（支庁）に応援を要請
第三管区 海上保安本部 (東京海上保安部)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 救護を必要とする者については、東京海上保安部と日本赤十字社東京都支部との協定により、医師の派遣を求め、相互に協力するとともに、早急に医療機関に引き渡す必要のあるものについては、直ちにその措置を講じる。
日本赤十字社東京都支部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都からの要請又は自主的な判断に基づき、積極的に医療救護活動等に協力 ○ 医療救護班は、都と締結した「災害救助又はその応援の実施に関する業務委託契約」に基づき、医療及び助産救護活動を行う。 ○ 血液救護班は、災害時の救護活動における輸血用血液供給業務を行う。

イ 詳細な取組内容

《都福祉保健局》

- 医療救護班等は、島しょ町村長が設置した医療救護所において医療救護活動を実施することを原則とする。
- 島しょ保健所各出張所は、医療救護班に対する支援業務を行う。
- 被災者が、都内又は近県の施設へ島外避難した場合には、知事は、必要に応じて避難先県等の協力を求めて、医療の確保に万全を期する。
- 医療救護班等の活動内容及び編成については、都震災編第2部第8章第5節「1 初動医療体制等」に定めるところによる。
- 医療救護班等に関する総合的な指揮命令及び連絡調整は、都福祉保健局長が定める者が行う。

《島しょ町村》

- 島しょ町村は、災害時において即時に医療救護活動を行えるよう、現地で開業又は勤務する医師等の協力を得て、医療救護に必要な医療救護班を編成する。
- 救助・救急の実施要領は、次のとおりである。
 - ・ 障害物のため自力で脱出できない傷病者について、各種救助用資器材と人員を活用し、その危難を排除し生命身体の安全を確保する。
 - ・ 被災傷病者に対する止血、鎮痛処置、創症部位の保護、気道の確保、呼吸の維持、人工呼吸並びに緊急処置等、医療手術を受けるまで、症状悪化防止のため必要とする一般的救急処置を実施する。

- 救出された傷病者及び応急救護処置を施した傷病者を担架隊による救護所への搬送並びに医療機関等への緊急分散輸送を行う。

(2) - 2 負傷者等の取扱い

入院治療を必要とする負傷者など島内の医療機関で対応出来ない場合、都は、島しょ町村及び関係防災機関との密接な連携により、島外の医療機関に搬送する。

ア 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
都 支 庁	○ 管内町村長から負傷者等の島外への搬送等を要請されたときは、搬送手段及び受入医療機関の確保について、都本部に要請
都 本 部 (都 総 務 局) (都福祉保健局)	○ 被災地から島外医療機関までの負傷者等の搬送及び受入医療機関の確保に関する連絡調整
島 し ょ 町 村	○ 医療救護活動に従事する医師等の要請に基づき、負傷者等の搬送及び受入医療機関の確保を都(支庁)に要請

イ 詳細な取組内容

《都総務局》《都福祉保健局》

- 島しょ町村から負傷者等の搬送要請等を受けた場合、次のように対応する。
 - 航空又は海上輸送手段を有する関係防災機関の出動を要請し、迅速かつ的確な患者搬送を実施
 - 必要に応じて添乗医師を確保
 - 受入医療機関を確保

(2) - 3 医薬品・医療資器材の備蓄・供給体制

医療救護班が使用する医薬品・医療資器材は、都や島しょ町村がそれぞれ備蓄しているものを優先使用する。

当該町村長は、医薬品・医療資器材の不足により医療救護活動に支障をきたすと認めた場合は、支庁を通じ都本部に補給を要請する。

都は、医薬品・医療資器材に不足が生じた場合、供給協定を締結している関係団体等から調達するとともに、関係防災機関の協力を得て、迅速な輸送・供給体制を確保する。

5 相互応援協力・派遣要請

地震に伴う津波により被害を受け又は受けるおそれがある場合、国による支援のほか、地方公共団体間の広域的な相互応援協力又は各防災機関との連携により災害の拡大を防止するとともに、被災者の救援・救護に務め、被害の発生を最小限にとどめる必要がある。

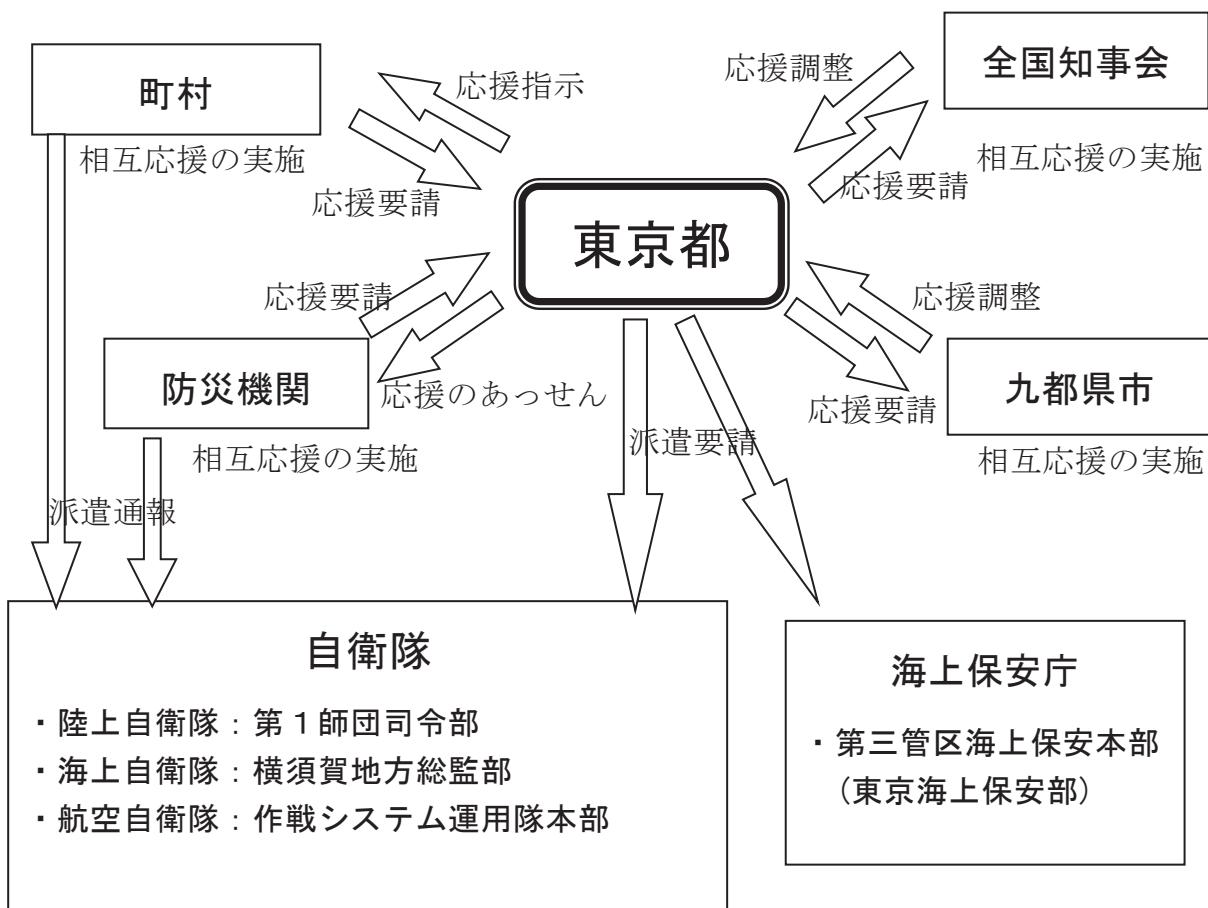
ここでは、相互応援協力・派遣要請について必要な事項を定める。

(1) 応援協力・派遣要請

ア 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
都 総 務 局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 区市町村に対し応援すべきことを指示し、又は防災機関の応援をあっせんする。 ○ 他の地方公共団体・九都県市・全国知事会との応援協力について実施 ○ 地震により災害が発生し人命若しくは財産の保護のために必要があると認めた場合、又は島しょ町村から災害派遣要請の要求があった場合は、自衛隊に対して災害派遣を要請
島 し ょ 町 村	<ul style="list-style-type: none"> ○ 知事に応援又は応援のあっせんを求める。 ○ 島しょ町村間相互の応援協力について実施 ○ 島しょ町村域内の応援協力について実施 ○ 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、町村長が応急措置を実施するため必要があると認めた場合、知事に対して自衛隊への災害派遣要請を要求 ○ いとまがない場合は、直接関係部隊へ通報し、速やかに知事に通知
自 衛 隊	<ul style="list-style-type: none"> ○ 部隊を派遣した場合は、知事に派遣部隊の指揮官の官職・氏名その他必要事項を通知
防 災 機 関	<ul style="list-style-type: none"> ○ 知事に応援又は応援のあっせんを求める。 ○ 防災機関相互の応援協力について実施 ○ 災害派遣の対象となる事態が発生し、自衛隊の災害派遣を依頼しようとする時は、知事に対して依頼 ○ いとまがない場合は、直接関係部隊へ通報し、速やかに所定の手続を行う。

【業務手順】

**イ 相互応援協力のための協定**

- 相互協力については、都震災編第2部第6章第5節に定めるところによるほか、以下のとおり相互応援協力のための協定を締結している。

項目	内容
島しょ町村の相互応援に関する協定	島しょ町村においては、その区域で災害が発生し、被災町村独自では応急措置ができない場合に、他の町村が、友愛精神に基づき相互に救援協力し、応急対策及び応急復旧を円滑に遂行するよう「島しょ町村災害時相互応援に関する協定」を締結している。
東京消防庁における協定	消防組織法第39条に基づく消防応援協定を締結している。 また、島しょ町村の救急患者搬送に関し、「島しょにおける救急患者等の搬送業務の役割分担に関する協定」を締結している。

(2) 自衛隊への災害派遣要請

- 知事は、地震により災害が発生し、人命若しくは財産の保護のために必要があると認めた場合又は島しょ町村から災害派遣要請の要求があった場合は、自衛隊に対し災害派遣を要請する。

- 事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合は、直ちにその旨を連絡する。

ア 災害派遣の範囲

自衛隊の災害派遣には災害の様相等に対応して、次のような方法がある。

- 知事の要請による災害派遣
 - ・ 災害が発生し、知事が人命又は財産の保護のため必要があると認めて自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
 - ・ 災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合で、知事が予防のため自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
 - ・ 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、島しょ町村長が応急措置を実施するため必要があると認めて、知事に対して災害派遣を要請するよう求め、これを受けた知事が自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
- 知事が要請するいとまがない場合における災害派遣
 - ・ 災害に際し、通信の途絶等により、知事との連絡が不能である場合に、町村長又は警察署長その他これに準ずる官公署の長から災害に関する通報を受け、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
 - ・ 災害に際し、通信の途絶等により、知事との連絡が不能である場合に、部隊による収集その他の方法により入手した情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
 - ・ 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合
 - ・ 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められる場合
 - ・ 災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、知事からの災害派遣要請を待ついとまないと認められる場合
 - ・ 庁舎・営舎その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に災害が発生し、自衛隊が自主的に派遣する場合

イ 災害派遣要請の手続等

- 知事は、次に掲げる事項を明らかにした文書をもって要請する。ただし、緊急を要する場合には、電話又は口頭をもって要請し、事後速やかに文書を送達する。
 - ・ 災害の情況及び派遣を要請する事由
 - ・ 派遣を希望する期間
 - ・ 派遣を希望する区域及び活動内容
 - ・ その他参考となるべき事項
- 町村長は、当該町村の地域に災害が発生し、知事に災害派遣の要請がで

きない場合には、直接関係部隊に通報する。この場合、速やかに知事に通知する。

- 災害派遣の対象となる事態が発生し、防災機関の長（東京海上保安部長及び東京空港事務所長を除く。）が自衛隊の災害派遣を依頼しようとするときは、上記に掲げる事項を明らかにし、電話又は口頭をもって都総務局（総合防災部防災対策課）に依頼する。
 - 緊急避難及び人命救助の場合で事態が急迫し、知事に要請するいとまがない場合は、直接関係部隊等に通報するものとし、事後所定の手続を速やかに行う。
- （資料第15「災害派遣要請の手続等」）
- 知事の派遣要請又は自衛隊の自主的決定により、部隊を派遣した場合は、速やかに知事に派遣部隊の指揮官の官職、氏名その他必要事項を通知する。

ウ 自衛隊との連絡

- 都総務局及び自衛隊は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、各種情報を迅速、的確に把握し、相互に絶えず情報の交換をする。
- 都総務局は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、陸上自衛隊第1師団司令部、海上自衛隊横須賀地方総監部及び航空自衛隊作戦システム運用隊本部に対し、都本部への連絡班（員）の派遣を要請する。
- 都は自衛隊の要求により、自衛隊の主要な活動地区へ都の連絡班を派遣し、派遣要請等の接受及び資器材等の迅速な措置がなされるようとする。
- 災害の規模が甚大な場合、自衛隊は、自衛隊災害派遣業務を一元的に調整し、また迅速化を図るため、都庁内に自衛隊現地調整所（東部方面総監部）を設置する。
- 東京地域において大規模地震が発生した場合、地震発生後速やかに都本部に第一師団直轄の連絡班を派遣する。

エ 災害派遣部隊の受入体制

- 知事及び各防災機関の長は、自衛隊の活動が他機関と競合重複しないよう重点的・的確・効率的な作業分担となるよう配慮する。
- 各防災機関の長は、いかなる状況において、どのような分野（救助、救急、応急医療、緊急輸送等）について、派遣要請を行うのか、平常時より計画しておくとともに、必要な資器材を準備し、また、施設の使用に際して管理者の了解を得る。
- 救助・救急部隊が使用する重機類等に不足が生じる場合は、都総務局は解体業者等の協力を得て、確保に努める。
- 知事及び各防災機関の長は、派遣された部隊が効率的かつ円滑に活動ができるよう、自衛隊の活動拠点、ヘリポート、宿舎等必要な設備について、

その候補地を平素から計画しておくとともに、災害時には、速やかにその施設等の被害状況及び使用の可否を確認し、島しょ町村と協議の上、使用調整を実施し部隊に通報する。

オ 災害派遣部隊の撤収要請を行う場合の協議

- 知事は災害派遣部隊の撤収要請を行う場合は、民心の安定、民生の復興に支障がないよう各機関の長及び派遣部隊の長並びに自衛隊連絡班又は現地調整所と協議して行う。

カ 経費の負担

- 自衛隊の救援活動に要した次に列挙する経費は、原則として派遣を受けた機関が負担するものとし、2以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は、関係機関が協議して定める。
- これによりがたい場合には、知事は、陸上自衛隊第1師団長又は海上自衛隊横須賀地方総監及び航空自衛隊作戦システム運用隊長等と協定を締結する。
 - ・ 派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資器材(自衛隊装備品を除く。)等の購入費、借上料及び修繕費
 - ・ 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物、岸壁、曳船等の使用及び借上料
 - ・ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話料等
 - ・ 天幕等の管理換に伴う修理費
 - ・ 島しょ部に係る輸送料等
 - ・ その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義がある場合は、自衛隊と派遣を受けた機関が協議する。

【災害派遣部隊の活動内容】

区 分	活 動 内 容
都 の 域 内 を 担 当 す る 組 織	<ul style="list-style-type: none">○ 陸上自衛隊 第1師団司令部 なお、災害の規模が甚大で、第1師団のみでは対応できない場合には、東部方面総監部が担当する。○ 海上自衛隊 横須賀地方総監部○ 航空自衛隊 作戦システム運用隊本部
被 害 状 況 の 把 握	<ul style="list-style-type: none">○ 車両、航空機等の手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握
避 難 の 援 助	<ul style="list-style-type: none">○ 避難命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助
避 難 者 等 の 搜 索 援 助	<ul style="list-style-type: none">○ 行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。

区分	活動内容
水防活動	○ 堤防、護岸等の決壊に対しては、土のうの作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消防活動	○ 火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具(空中消火が必要な場合は航空機)をもって、消防機関に協力して消火に当たる(消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用)。
道路又は水路の障害物除去	○ 道路若しくは水路が損壊し、又は障害がある場合は、それらの障害物除去に当たる。
応急医療、救護及び防疫	○ 被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う(薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用)。
人員及び物資の緊急輸送	○ 緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
被災者生活支援	○ 被災者に対し、炊飯、給水、入浴及び宿泊等の支援を実施
救援物資の無償貸付又は譲与	○ 防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令(昭和33年総理府令第1号)に基づき、被災者に対し、救援物資を無償貸付又は譲与
危険物の保安及び除去	○ 能力上可能なものについて火薬類、爆発物、有毒ガス等危険物の保安措置及び除去を実施
その他臨機の措置等	○ その他、自衛隊の能力で対処可能なものについては、臨機に所要の措置をとる。 ○ 災害対策基本法第63条第3項、第64条第8項から第10項まで及び第65条第3項に基づき、町村長、警察官又は海上保安官がその場にいない場合に限り、自衛隊は町村長に代わって警戒区域の設定等の必要な措置をとる。

(資料第16「陸上・航空自衛隊航空機能基準」)

(資料第17「陸上自衛隊車両・舟艇等能力基準」)

(資料第18「海上自衛隊艦艇・航空機の能力基準」)

(資料第19「ヘリコプター発着場基準及び表示要領」)

(資料第20「震災時の即時救援主要部隊の態勢図」)

6 警備・交通規制

津波災害発生時には、さまざまな社会的混乱や交通の混乱等の発生が予測される。このため、都民の生命、身体及び財産の保護を図るため、速やかに各種の犯罪の予防、取締り、交通秩序の維持その他公共の安全と秩序を維持し、治安の維持の万全を期することが必要である。

(1) 警備

ア 警備活動

機 関 名	対 策 内 容
警 視 庁	<p>1 津波災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、関係機関と緊密な連携を保持しながら、早期に警備態勢を確立して次の警備活動を行う。</p> <p>(1) 被害実態の把握及び各種情報の収集並びに的確な情報発信 (2) 交通規制 (3) 被災者の救出救助及び避難誘導 (4) 行方不明者の捜索及び調査 (5) 遺体の調査等及び検視 (6) 公共の安全と秩序の維持</p> <p>2 災害現場において、町村長若しくはその職権を行う当該町村の吏員が現場にいないとき、又は、これらの者から要求があつて防災上必要と認めるときは、警戒区域を設定するとともに、直ちにその旨を当該町村長に通知</p>
第三管区海上保安本部	<p>1 津波情報等の伝達に関すること 2 震災に関する情報の収集に関すること 3 海難救助(人命救助、危険物流出対応、火災対応等)に関すること 4 排出油の防除(調査及び指導、防除措置の指導等)に関すること 5 海上交通安全の確保(船舶交通の整理指導・制限等、航路障害物の除去、危険物積載船の保安措置、工事作業等の再開、水路の検測及び航路標識等の復旧)に関すること 6 海上における治安の維持に関すること 7 緊急輸送(人員及び救援・災害復旧資材の輸送)に関すること 8 その他、震災応急対策に必要な事項</p>

イ 詳細な取組

《警視庁》

- 島しょ部警察署は、災害事務の処理に必要な最小限の要員を除いて部隊を編成し、被害実態の把握、交通規制、救出救助、避難誘導等の措置をとる。
- 必要に応じて機動隊、警視庁特殊救助隊等の支援部隊を島しょ部警察署に派遣する。

- 住民等の生命、身体、財産の保護及び被災地における治安維持に万全を期す。
 - (資料第8「警備活動用資機材の整備」)
 - (資料第9「ヘリコプターの機種及び性能基準」)
 - (資料第10「警備艇の性能等」)

(2) 交通規制

ア 交通対策（警視庁）

(ア) 交通情報の収集と交通統制

交通情報の収集に努めるとともに、道路障害の実態把握を速やかに行い、その状況を知事（都本部長）に通報する。

(イ) 交通規制

被災地を管轄する警察署長は、危険箇所の標示、局地的な通行禁止、一方通行等適切な交通規制を行い、被災地及びその周辺における交通の安全と円滑に努める。

イ 海上交通規制（第三管区海上保安本部）

(ア) 航行情報の収集伝達

- 第三管区海上保安本部は、航路障害物の発生及び航路標識の異常等、船舶交通の安全に重大な影響を及ぼす事態の発生を知ったとき、又は船舶交通の制限若しくは禁止に関する措置を講じたときは、速やかに安全通報を行うとともに、海事関係団体及び都本部に伝達し、併せて巡視船艇の配備など必要な措置を講じる。
- 大量の油の流出、放射性物質の放出等により、船舶、水産資源及び公衆衛生等に重大な影響を及ぼすおそれのある事態の発生を知ったときは、速やかに安全通報を行うとともに、海事関係団体及び都本部に伝達し、併せて巡視船艇による周知活動など必要な措置を講じる。

(イ) 規制措置

- 船舶が輻輳する海域に巡視船艇を配置して、船舶交通の整理指導を行うとともに、次に掲げる場合で船舶交通に危険が生じるおそれのあるときは、必要に応じて船舶交通を制限又は禁止する。
 - ・ 船舶海難の発生
 - ・ 岸壁等係留施設、その他海上構造物の損壊
 - ・ 大量の危険物の海上流出
 - ・ いかだ、木材、コンテナ及びその他の航路障害物の海上流出
- 緊急物資輸送船舶を、状況により巡視船艇による直接警戒等を実施して、都港湾局の開設する広域輸送基地（ふ頭）に着岸できるよう措置をとる。

(ウ) 広報活動

- 気象、津波、高潮、波浪等に関する警報及び災害に関する情報の通報を受けたときは、船舶等に対し航行警報、安全通報及び巡視船艇により伝達するとともに、必要に応じ関係事業者に周知する。
なお、津波警報等については、各放送機関との間で締結している「災害時における放送要請に関する覚書」により速やかに行う。

ウ 航空機対策（島しょ空港）

運航対策

島しょにおいて津波災害が発生した場合、島しょの都営空港は、国及び地方自治体の応急対策活動又は緊急輸送活動が終了するまで、空港を使用できる運航者を制限する。

7 飲料水・食料・生活必需品等の供給

被害が広域かつ甚大な場合、サプライチェーンの寸断から物資が絶対的に不足する。特に、島しょ地域は、船舶を利用した物資輸送が不可欠であることから、津波により港湾施設等が大きな被害を受けた時、長期間にわたり、飲料水・食料・生活必需品等が不足することが予測される。

そのため、発災後1週間程度は原則として地域内で対応できることを目標に、自助、共助、公助が相互に補完できる体制を整備するなど効率的、効果的に飲料水、食料、生活必需品等を確保するとともに、公助においては、地域特性を踏まえ、都及び島しょ町村の役割分担等を整理した上で、飲料水、食料、生活必需品等を確実に確保する。

また、他道府県等からの支援は西日本に集中することが想定されるため、定期航路を持つ民間の輸送事業者を最大限に活用し、迅速かつ的確に避難者へ供給する。

(1) 飲料水及び生活用水の供給

島しょ町村は、災害時の応急給水のため給水計画を定め、給水態勢を確立する。

また、都は、発災時において、物資の調達、保管、搬送など物資対策全般を一体的に運用するため、都災害対策本部の下に物資・輸送調整チームを設置し、関係機関と連携しながら、島しょ町村の要請に対し、必要な応援給水を実施する。

ア 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
都本部	<ul style="list-style-type: none">○ 国・他道府県等との連絡調整○ 支庁の要請を取りまとめ

機関名	対策内容
	○ 関係機関等と連携し、あらかじめ協力依頼している協定団体等へ要請
都 支 庁	○ 管内町村の要請に応じ、当該町村に対して給水用資器材の調達、供給等の応援及び都総務局との連絡調整 ○ 被害状況に応じ、資器材等を輸送
都 水 道 局	○ 都総務局からの応援要請があった場合は、都水道局が保有する資器材等による応援を実施
島しょ町村	○ 非常災害用井戸等の整備等により生活用水の確保に努める。 ○ 事前に給水計画を作成し、飲料水の確保を図る。 ○ 給水拠点で応急給水 ○ 支庁に給水や資器材等の応援を要請

イ 詳細な取組内容

《都本部》

- 必要に応じて、国・他道府県等に物資の調達を要請する。
- 物資についての調達の依頼があった場合は、物販事業者（小売事業者等）に物資の調達を要請する。

《都支庁》

- 都支庁は、管内町村から給水状況の報告を求め、原水の確保ができない等の状況が生じたときは、都総務局へ連絡し、水の確保に向けた応援を要請する。

《都水道局》

- 都総務局の要請に応じ、島しょ町村への応援を行う。
- 資器材の輸送については、都本部と調整し実施する。

《島しょ町村》

- 被災者に給水を行う場所は、給水拠点とする。
- 給水拠点は、町村役場、同出張所又は指定避難所等とする。
- 震災時における飲料水の給水基準は、1日1人当たり3リットルとする。
- 水の輸送は、給水車及びポリタンク等により行う。

(2) 食料、生活必需品等の供給

津波等により指定避難所等で生活をする被災者に対して、速やかに食料、生活必需品等の配布ができるよう、平素から食料、生活必需品等を備蓄するほか、緊急に食料、生活必需品等を調達しうる措置を講じておき、物資の確保に努める。

また、都は、発災時において、物資の調達、保管、搬送など物資対策全般を一体的に運用するため、都災害対策本部の下に物資・輸送調整チームを設置し、関係機関と連携しながら、島しょ町村の要請に対し、必要な食料、生活必需品等

第4章 南海トラフ地震等防災対策

第3節 災害応急対策

を調達する。

ア 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
都本部	<ul style="list-style-type: none">○ 国・他道府県等との連絡調整○ 支庁の要請を取りまとめ○ 関係機関等と連携し、あらかじめ協力依頼している協定団体等へ要請
都支庁	<ul style="list-style-type: none">○ 支庁の備蓄物資を管内の町村へ放出
都福祉保健局	<ul style="list-style-type: none">○ 島しょ町村と連携して、分散備蓄等により物資を確保○ 備蓄倉庫は浸水から免れる高台や建物の浸水が及ばない階への設置に努める。○ 都備蓄物資を島しょ町村へ放出
島しょ町村	<ul style="list-style-type: none">○ 都と連携して、分散備蓄等により物資を確保○ 備蓄倉庫は浸水から免れる高台や建物の浸水が及ばない階への設置に努める。○ 備蓄物資を被災者へ給（貸）与

イ 詳細な取組内容

《都本部》

- 必要に応じて、国・他道府県等に物資の調達を要請する。
- 食料、生活必需品等の応急生活物資についての調達の依頼があった場合は、物販事業者（小売事業者等）に物資の調達を要請する。

《都福祉保健局》

- 島しょ町村の指定避難所等やその近隣に、物資を分散して備蓄することにより、発災時において避難者に迅速に物資を提供できるよう、島しょ町村と連携して、分散備蓄等により発災後1週間程度の物資の確保に努める。
- 備蓄物資の不足に備えて、物資の調達体制を整備する。
- 食料の備蓄においては、高齢者等に配慮した食料の供給を図るため、クラッカー、アルファ化米、即席めんのほか、お粥やアレルギー対応食など要配慮者のニーズを踏まえた食料を確保する。
- 災害救助法適用後、島しょ町村から要請があった場合は、都福祉保健局が備蓄している物資を放出する。
- 島しょ町村の被災状況を鑑みて緊急を要し、島しょ町村からの要請又は要求を待ついたまがないと認められるときは、要請又は要求を待たずに、必要な物資の供給など必要な措置（プッシュ型支援）を講じる。

《島しょ町村》

- 島しょ町村は都と連携して、分散備蓄等により発災後1週間程度の物資の確保に努

める。

- 必要備蓄量の算出に当たっては、都の被害想定を踏まえ、島しょ町村の地域特性に応じた最大の避難者数等を基準とする。
- 備蓄物資の不足に備えて、物資の調達体制を整備する。
- 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえるとともに、要配慮者や女性・子供など様々な避難者のニーズに対応した物資の確保に留意する。
- 備蓄倉庫については、指定避難所等として指定した学校の余裕教室等を活用し、浸水から免れる高台又は建物の浸水が及ばない階に設置するなどして、分散備蓄の確保に努める。
- 震災時における被災者への食料、生活必需品等の給(貸)与については、都震災編第2部第11章第5節「1 食料及び生活必需品等の確保」に定めるところによる。

(3) 物資の輸送体制

- 島しょ地域へ救援物資等の応急対策に必要な物資を輸送する場合は、海上輸送に伴う荷役が発生するなど、複数の事業者が関係し、調整に時間を要することが想定される。
一方、災害時においては、迅速性又は融通性がより一層求められることから、関係する事業者と横断的に調整を図り、迅速に輸送体制を構築する必要がある。
- そのため、既存の協定等に基づく輸送体制をより一層強化するため、臨時便の増発、船舶のチャーター、航空機等による輸送手段を確保し、輸送体制の迅速化及び複線化を図る。

ア 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
都本部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広域輸送基地（東京都多摩広域防災倉庫）の運営 ○ 輸送に必要な船舶、航空機等を関係各局及び関係機関に要請
都支庁	<ul style="list-style-type: none"> ○ 島しょ町村の選定した地域内輸送拠点を把握 ○ 島しょ町村から物資の受入れについて支援要請があつた場合、支庁倉庫等を活用 ○ 物資の輸送に必要な車両、船舶等を調達 ○ 島しょ町村からの要請も含め輸送手段の確保が困難な場合は、都総務局に要請
都福祉保健局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都備蓄物資の本土側港湾までの陸上輸送を協定団体に要請 ○ 広域輸送基地（トラックターミナル）を開設し、協定民間物流事業者に調達物資等の本土側港湾までの陸上輸送を要請

第4章 南海トラフ地震等防災対策

第3節 災害応急対策

機関名	対策内容
都港湾局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 受入れ場所(広域輸送基地)の開設、支援物資の受入れ・荷さばき等作業を関係団体、協定団体に要請 ○ 島しょ港湾・漁港施設については、被害状況を的確に把握するとともに、応急対策に必要な技術的判断と援助を実施し、特に緊急物資輸送対応施設の応急対策を行って広域輸送基地を確保
島しょ町村	<ul style="list-style-type: none"> ○ 島しょ町村の備蓄(都の事前配置分を含む。)・調達する食料、生活必需品等の輸送等の方法について定める。 ○ 交通及び連絡に便利な公共施設等を災害時における地域内輸送拠点として選定し、支庁に報告 ○ 島内の輸送手段について、車両の調達先及び調達予定期数を定めておくとともに、災害時において車両が調達できない場合は、支庁に対し調達あっせんを要請
関東地方整備局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急輸送に必要な船舶の情報を収集
関東運輸局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時における輸送用船舶のあっせん
日本通運 ヤマト運輸 福山通運 佐川急便 西濃運輸 東海汽船 都トラック協会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時における食料、生活必需品等の輸送

イ 詳細な取組内容

《都本部》

- 東京都多摩広域防災倉庫を開設し、拠点運営及び、本土側港湾までの物資輸送について、協定団体と調整する。
- 他道府県及び関係防災機関から船舶の供与があったときは、船舶の把握を行う。また、都各局は、他から船舶の供与があった場合は、都総務局へ報告する。
- 各局の用途別必要船舶数を把握して都港湾局に通知し、調達を指示する。
- 都港湾局が調達した船舶及び他道府県及び関係防災機関から都に供与された船舶について、配分する。

《都支庁》

- 食料、生活必需品等の輸送に必要な車両、船舶等を調達する。
- 輸送手段の確保に当たっては、支庁保有の車両又は島内漁業協同組合所属の漁船を活用する。
- なお、車両、船舶等を調達する際には、島しょ町村の調達計画に競合しないよう、独

自の調達計画を策定し調達する。

《都福祉保健局》

- 都備蓄倉庫の備蓄物資の本土側港湾まで輸送を、協定団体に要請する。
- 調達物資等の一時積替基地として、トラックターミナルに広域輸送基地を開設し、協定民間物流事業者に本土側港湾までの陸上輸送を要請する。トラックターミナルにおける荷役作業は協定民間事業者が行うものとする。

《都港湾局》

- 東海汽船又は協定締結団体（関東旅客船協会、日本船主協会、日本外航客船協会及び日本内航海運組合連合会）から必要な船舶を調達し、調達した船舶名、運行事業者、使用開始場所等を都総務局に回答する。
- 支援物資受入れのため必要な荷役態勢の確保を、関係団体に依頼する。
- 依頼を受けた関係団体は、災害発生時より、ふ頭の状況を把握し、その情報を都港湾局に提供するとともに、都港湾局が指定する受入場所において、荷役に必要な態勢を整える。
- 荷役に必要な態勢を確保するために必要な港湾荷役災害対策拠点の設置・運営について、関係団体に協力する。

《関東地方整備局》

- 港湾関係者と連携し、緊急輸送に必要な船舶が確保されるよう努める。

《関東運輸局》

- 都総務局の指示に基づいた都港湾局の要請により、船舶の調達あっせんを行う。

8 水道、下水道、電気、ガス、通信施設等の応急・復旧対策等

水道、下水道、電気、ガス、通信等の施設は、日常生活の基幹をなすものであり、これらの施設が被災した場合、その影響は極めて大きい。このため、これらの施設において、広域的な連携活動体制を早期に確立し、全国から要員又は資機材の確保を行うとともに、人命に直接関わる重要施設に関するライフライン等の応急対策活動を迅速に実施しなければならない。

また、危険物、毒劇物取扱施設等においても、施設の実態に応じた措置が必要である。

（1）水道施設

災害時における飲料水の確保及び被害施設の応急復旧に対処するため、島しょ町村は、これに必要な人員、車両及び資器材の確保、情報の収集連絡体制等を確立し、実情に即した判断のもとに、緊急配水調整を行い、断水区域を限定した上、応急・復旧対策を実施する。

ア 対策内容と役割分担

第4章 南海トラフ地震等防災対策

第3節 災害応急対策

機関名	対策内容
島しょ町村	○ 水道の施設を災害から防護し、また、災害発生の場合は速やかに応急復旧を行い、その機能を維持
都支庁	○ 島しょ町村の要請に応じ、当該町村に対して給水用資材の調達、供給等の応援及び都本部との連絡にあたる。 ○ 被害状況に応じ、資機材の輸送を行う。
都水道局	○ 島しょ町村及び都本部からの要請に応じ、当該町村への技術支援を実施
都福祉保健局 (島しょ保健所)	○ 必要に応じて、飲料水の衛生管理指導を行う。

(2) 下水道施設等

公共下水道及び浄化槽の復旧活動等については、町村の定める地域防災計画による。

(3) 電気施設

《東京電力グループ》

- 「被災しにくい設備づくり」「被災時の影響軽減」「被災設備の早期復旧」を基本方針として実施する。
- 災害が発生した際は、各島嶼事務所にて設備巡視を強化し、切れた電線による感電等の二次災害防止対策を実施する。
- 復旧活動は、被害状況に応じて対応にあたる。また、復旧規模に応じて、都区内等からの応援を動員し応急復旧にあたる。
- 復旧要員、復旧資機材及び燃料の輸送は船艇のほか、ヘリコプター等の機動力を活用し対応にあたる。
- 津波被害を受けた発電所に対する暫定的な対応として、電源車の活用及びその稼動に必要となる燃料の調達について検討する。

(4) ガス施設

《都環境局》

- LPガスの使用の再開に当たっては、安全の確認を十分に行う必要がある。このため、都は、一般社団法人東京都LPガス協会の点検体制の構築について支援を行う。

(5) 通信施設

《各通信事業者》

- 災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、重要通信を確保し、又は被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、次の情報を収集し、応急復旧対策を実施する。
 - ・ 気象状況、災害予報等
 - ・ 電気通信設備等の被害状況、疎通状況及び停電状況

- ・ 当該組織の災害応急復旧計画及び措置状況
- ・ 被災設備、回線等の復旧状況
- ・ 復旧要員の稼働状況
- ・ その他必要な情報
(資料第11「通信事業者等の活動態勢」)
(資料第12「通信事業者等の応急対策」)

(6) 危険物、毒劇物施設等

《消防本部等》

- 危険物施設及び毒劇物施設等の管理者等に対して、地震発生後の津波等の襲来に備え、避難に要する時間を十分確保した上で当該危険物施設及び毒劇物施設等の実態に応じた措置を講じるよう指導する。

9 公共施設等の応急・復旧対策

道路、港湾等の公共施設は、島民が生活を行う上で重要な役割を担っており、これらが地震・津波により被災した場合、救出・救助・救急活動に重大な支障を及ぼすこととなる。

このため、被害が発生した場合、津波警報等の解除など安全が確認された後、速やかに応急措置を行い、復旧を図る必要がある。

(1) 道路

- 津波災害により道路が被害を受けた場合、道路管理者は、津波警報等の解除等の安全を確認した後、道路交通の確保を図るため、速やかに被害状況の調査を行い次のような応急活動を実施して被害箇所を復旧する。また、道路状況の広報活動を迅速に行う。
 - ア 津波による浸水、砂礫等の道路上の障害物除去
 - イ 路面の陥没、決壊、亀裂等の損傷及び津波による道路埋没の復旧
 - ウ その他道路施設における損傷の復旧

(2) 港湾・漁港

- 地震・津波災害により、港湾・漁港施設が被害を受けた場合又はそのおそれがある場合、港湾・漁港管理者は、津波警報等の解除等の安全を確認した後、速やかに被害状況を調査し、関係機関に周知するとともに、被災施設については関係機関と協力して直ちに必要な応急措置及び応急復旧を行う。
- 都港湾局は、被災状況を的確に把握し、応急対策に必要な技術的判断と援助を行う。
- 特に、公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある施設は、次のとおりである。
 - ア 係留施設の被害で船舶・漁船の係留又は荷役に重大な支障を与えているもの

- イ 臨港交通施設・輸送施設の被害でこれによって当該施設による輸送が不可能又は著しく困難であるもの（他の施設による輸送が著しく困難でない場合を除く。）
- ウ 港湾・漁港の埋そくで船舶・漁船の航行又は停泊に重大な支障を与えるもの
- エ 外郭施設の被害でこれを放置すると著しい被害を生ずるおそれがあるもの

(3) 海岸

- 海岸法で定めた海岸保全施設の管理者は、地震・津波により被災した海岸保全施設について、速やかにその被災状況を調査し主管部署へ報告するとともに、直ちに被災施設の復旧を行う。特に、次の施設については、緊急施工により応急対策を行う。
 - ア 海岸護岸の施設機能が著しく低下しており、決壊又は倒壊のおそれがあるもの
 - イ 津波により、護岸前面が埋そく又は洗堀され、これを放置すると越波や波浪浸食により護岸背後地の保全施設に著しい被害を与えるおそれがあるもの
 - ウ その他、新たな被害発生の要因となるおそれがあるもの
- ※ 海岸管理者の所管区域は次のとおり
 - ・ 都建設局・・・伊豆諸島の25海岸
 - ・ 都港湾局・・・港湾区域及び港湾に関わる区域並びに港湾局所管の漁港区
域に関わる区域
 - ・ 関東地方整備局・・・小笠原諸島の1海岸

(4) 河川

- 津波災害により、堤防護岸等が被害を受けた場合、各施設の管理者は、津波警報等の解除等の安全を確認した後、被災状況を速やかに調査し、その施設を復旧する。
- 特に公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は以下のとおりである。
 - ア 堤防の破損、護岸又は自然河岸の欠壊で住民の日常生活に重大な影響を与えるもの
 - イ 堤防護岸等の欠壊で、破堤のおそれがあるもの
 - ウ 河川の堤防護岸等の脚部の深掘れで根固めをする必要があるもの
 - エ 河川の埋そくで、流水の疎通を著しく阻害するもの
 - オ 護岸又は自然河岸等の全壊又は欠壊で、これを放置すると著しく被害を生じるおそれがあるもの

(5) 空港

- 地震が発生した場合、空港管理者は、所管する施設の巡回、点検、整備等

必要な措置、その他空港内における応急救護活動等の措置を行う。

- 空港が被害を受けた場合は、都港湾局が応急復旧計画を立案し、早期復旧、供用に努める。
- 東京航空局は、所管する施設の巡回、点検、整備等必要な措置を行う。また、航空保安無線施設又は管制施設等が破壊され、航空機の離着陸に重大な支障を与えていた場合は、速やかに応急復旧を実施する。
- 気象施設が破壊され、航空機の離着陸に重大な支障を与えていた場合は、東京管区気象台は、速やかに応急復旧を実施する。
- 空港において、滑走路、着陸帯、誘導路、駐機場、照明施設などの基本施設が破壊され、航空機の離着陸に重大な支障を与えていた場合は、都支庁及び都港湾局は、速やかに応急復旧を実施する。

資料編

資料
編

資料第1 南海トラフ地震防災対策推進地域（都総務局）

指定・公示日 平成26年3月31日（内閣府告示第21号）

都府県	市町村
東京都	大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御藏島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
茨城県	水戸市、日立市、ひたちなか市、鹿嶋市、神栖市、鉾田市、東茨城郡大洗町、那珂郡東海村
千葉県	銚子市、館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、南房総市、匝瑳市、山武市、いすみ市、大網白里市、山武郡九十九里町、同郡横芝光町、長生郡一宮町、同郡長生村、同郡白子町、夷隅郡御宿町、安房郡鋸南町
神奈川県	横浜市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、秦野市、厚木市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、三浦郡葉山町、高座郡寒川町、中郡大磯町、同郡二宮町、足柄上郡中井町、同郡大井町、同郡松田町、同郡山北町、同郡開成町、足柄下郡箱根町、同郡真鶴町、同郡湯河原町
山梨県	甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市、西八代郡市川三郷町、南巨摩郡早川町、同郡身延町、同郡南部町、同郡富士川町、中巨摩郡昭和町、南都留郡道志村、同郡西桂町、同郡忍野村、同郡山中湖村、同郡鳴沢村、同郡富士河口湖町
長野県	岡谷市、飯田市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市、茅野市、南佐久郡川上村、同郡南牧村、諏訪郡下諏訪町、同郡富士見町、同郡原村、上伊那郡辰野町、同郡箕輪町、同郡飯島町、同郡南箕輪村、同郡中川村、同郡宮田村、下伊那郡松川町、同郡高森町、同郡阿南町、同郡阿智村、同郡平谷村、同郡根羽村、同郡下條村、同郡壳木村、同郡天龍村、同郡泰阜村、同郡喬木村、同郡豊丘村、同郡大鹿村、木曽郡上松町、同郡南木曽町、同郡大桑村、同郡木曽町
岐阜県	岐阜市、大垣市、多治見市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、本巣市、郡上市、下呂市、海津市、羽島郡岐南町、同郡笠松町、養老郡養老町、不破郡垂井町、同郡関ヶ原町、安八郡神戸町、同郡輪之内町、同郡安八町、揖斐郡揖斐川町、同郡大野町、同郡池田町、本巣郡北方町、加茂郡坂祝町、同郡富加町、同郡川辺町、同郡七宗町、同郡八百津町、同郡白川町、同郡東白川村、可児郡御嵩町
静岡県	全域
愛知県	全域
三重県	全域
滋賀県	全域

京都府	京都市、宇治市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、南丹市、木津川市、乙訓郡大山崎町、久世郡久御山町、綴喜郡井手町、同郡宇治田原町、相楽郡笠置町、同郡和束町、同郡精華町、同郡南山城村
大阪府	大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、三島郡島本町、豊能郡豊能町、泉北郡忠岡町、泉南郡熊取町、同郡田尻町、同郡岬町、南河内郡太子町、同郡河南町、同郡千早赤阪村
兵庫県	神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、伊丹市、相生市、加古川市、赤穂市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、加西市、南あわじ市、淡路市、加東市、たつの市、加古郡稻美町、同郡播磨町、揖保郡太子町
奈良県	全域
和歌山県	全域
岡山県	岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、浅口市、和気郡和気町、都窪郡早島町、浅口郡里庄町、小田郡矢掛町
広島県	広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、安芸郡府中町、同郡海田町、同郡熊野町、同郡坂町、豊田郡大崎上島町
山口県	下関市、宇部市、山口市、防府市、下松市、岩国市、光市、柳井市、周南市、山陽小野田市、大島郡周防大島町、玖珂郡和木町、熊毛郡上関町、同郡田布施町、同郡平生町
徳島県	全域
香川県	全域
愛媛県	全域
高知県	全域
福岡県	北九州市、行橋市、豊前市、京都郡苅田町、築上郡吉富町、同郡築上町
熊本県	宇城市、阿蘇市、天草市、阿蘇郡高森町、上益城郡山都町、球磨郡多良木町、同郡湯前町、同郡水上村、同郡あさぎり町、天草郡苓北町
大分県	大分市、別府市、中津市、佐伯市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市、東国東郡姫島村、速見郡日出町、玖珠郡九重町
宮崎県	全域
鹿児島県	鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、阿久根市、指宿市、西之表市、垂水市、摩川内市、日置市、曾於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、奄美市、南九州市、伊佐市、姶良市、鹿児島郡三島村、同郡十島村、薩摩郡さつま町、出水郡長島町、姶良郡湧水町、曾於郡大崎町、肝属郡東

	串良町、同郡錦江町、同郡南大隅町、同郡肝付町、熊毛郡中種子町、同郡南種子町、同郡屋久島町、大島郡大和村、同郡宇検村、同郡瀬戸内町、同郡龍郷町、同郡喜界町、同郡徳之島町、同郡天城町、同郡伊仙町、同郡和泊町、同郡知名町、同郡与論町
沖縄県	名護市、糸満市、豊見城市、うるま市、宮古島市、南城市、国頭郡国頭村、同郡東村、島尻郡与那原町、同郡渡嘉敷村、同郡座間味村、同郡南大東村、同郡北大東村、同郡伊平屋村、同郡八重瀬町、宮古郡多良間村

南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域

指定・公示日 平成 26 年 3 月 31 日（内閣府告示第 22 号）

都府県	市町村
東京都	大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御藏島村、八丈町、青ヶ島村
千葉県	館山市、南房総市、安房郡鋸南町
神奈川県	横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、三浦郡葉山町、中郡大磯町、同郡二宮町、足柄下郡真鶴町、同郡湯河原町
静岡県	静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、伊東市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、袋井市、下田市、湖西市、伊豆市、御前崎市、牧之原市、賀茂郡東伊豆町、同郡河津町、同郡南伊豆町、同郡松崎町、同郡西伊豆町、榛原郡吉田町
愛知県	豊橋市、田原市、知多郡南知多町
三重県	津市、四日市市、伊勢市、松阪市、鈴鹿市、尾鷲市、鳥羽市、熊野市、志摩市、三重郡川越町、多気郡明和町、度会郡大紀町、同郡南伊勢町、北牟婁郡紀北町、南牟婁郡御浜町、同郡紀宝町
兵庫県	洲本市、南あわじ市
和歌山县	和歌山市、海南市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、有田郡湯浅町、同郡広川町、日高郡美浜町、同郡日高町、同郡由良町、同郡印南町、同郡みなべ町、西牟婁郡白浜町、同郡すさみ町、東牟婁郡那智勝浦町、同郡太地町、同郡古座川町、同郡串本町
徳島県	徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、海部郡牟岐町、同郡美波町、同郡海陽町、板野郡松茂町
愛媛県	宇和島市、八幡浜市、西予市、西宇和郡伊方町、南宇和郡愛南町
高知県	高知市、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香南市、安芸郡東洋町、同郡奈半利町、同郡田野町、同郡安田町、同郡芸西村、高岡郡中土佐町、同郡四万十町、幡多郡大月町、同郡黒潮町

大分県	大分市、佐伯市、臼杵市、津久見市
宮崎県	宮崎市、延岡市、日南市、日向市、串間市、児湯郡高鍋町、同郡新富町、同郡川南町、同郡都農町、東臼杵郡門川町
鹿児島県	西之表市、志布志市、曾於郡大崎町、肝属郡東串良町、同郡南大隅町、同郡肝付町、熊毛郡中種子町、同郡南種子町

資料第2 島しょ港湾・漁港の緊急輸送用岸壁整備計画（都港湾局）

(平成31年4月1日現在)

地域名	島名	港名
伊豆諸島	大島	岡田港岸壁(-7.5m)
	利島	利島港岸壁(-7.5m)
	新島	新島港岸壁(-7.5m)
	式根島	野伏漁港-7.5m岸壁
	神津島	神津島港岸壁(-7.5m)
	三宅島	阿古漁港-7.5m岸壁
	御蔵島	御蔵島港岸壁(-7.5m)
	八丈島	神湊港岸壁(-7.5m)、八重根漁港-5.5m岸壁
	青ヶ島	青ヶ島港岸壁(-6.0m)
小笠原諸島	父島	二見港岸壁(-7.5m)
	母島	沖港(-5.0m)

※「伊豆・小笠原諸島における港湾等防災対策基本方針(平成26年1月東京都港湾局離島港湾部計画課)」より

資料第3 島しょ港湾・漁港けい船施設現況（都港湾局）

(令和2年4月1日現在)

島名	港名	区分	水深(m)	延長(m)	備考	島名	港名	区分	水深(m)	延長(m)	備考
大島	元町港	岸壁	-7.5	300	5,000t級	三宅島	三池港	岸壁	-7.5	150	5,000t級
		〃	-6.0	160	500t級		〃	〃	-6.0	80	500t級
		物揚場	-3.0	50	小型船		大久保港	物揚場	-3.0	30	休止中
	岡田港	岸壁	-7.5	150	5,000t級		湯の浜漁港	岸壁	-3.0	210	小型船
		〃	-6.5	125	4,000t級		伊ヶ谷漁港	〃	-7.5	150	5,000t級
		〃	-5.0	110	500t級		物揚場～岸壁	-2.0～-3.0	148		小型船
		〃	-4.5	45	500t級		大久保漁港	物揚場	-2.0	101	〃
	波浮港	〃	-6.5	135	4,000t級		坪田漁港	岸壁	-3.0	225	〃
		物揚場	-3.0	757	小型船		物揚場	-2.0～-2.5	210		〃
	元町漁港	岸壁	-3.0	187	〃		阿古漁港	岸壁	-7.5	150	5,000t級
	岡田漁港	〃	-3.0	284	〃		〃	-5.0	120	小型船	
	野増漁港	〃	-3.0	140	〃		〃	-3.0	790	〃	
	差木地漁港	〃	-3.0	111	〃	御藏島	御藏島港	岸壁	-7.5	300	5,000t級
	泉津漁港	〃	-3.0	90	〃		物揚場	-3.0	162	小型船	
	利島	〃	-7.5	450	5,000t級		神湊港	岸壁	-7.5	150	5,000t級
		〃	-6.0	80	500t級		八重根港	〃	-6.0	160	500t級
		物揚場	-3.0	137	小型船		洞輪沢漁港	〃	-7.5	150	5,000t級
新島	新島港	岸壁	-7.5	300	5,000t級		中之郷漁港	〃	-6.5	80	500t級
		〃	-6.0	80	500t級		神湊漁港	〃	-3.0	229	小型船
		物揚場	-3.0	200	小型船		中之郷漁港	〃	-3.0	105	〃
	若郷漁港	岸壁	-6.0	45	小型船		神湊漁港	〃	-5.0	105	〃
		〃	-4.5	51	小型船		神湊漁港	〃	-4.5	114	〃
		〃	-3.0	448	小型船		神湊漁港	〃	-3.0	809	〃
式根島	羽伏漁港	〃	-7.5	155	5,000t級		八重根漁港	〃	-3.0	752	〃
		〃	-3.0	295	小型船	青ヶ島	青ヶ島港	〃	-3.0	54	〃
	式根島港	〃	-7.5	150	5,000t級		大千代港	〃	-3.0	50	〃
		物揚場	-3.0	80	小型船		二見港	〃	-7.5	200	10,000t級
		岸壁	-7.5	195	5,000t級		二見港	〃	-5.0	140	500t級
神津島	野伏漁港	〃	-3.0	380	小型船		物揚場	-3.0	130	小型船	
		〃	-3.0	93	〃		岸壁	-4.5	90	小型船	
		物揚場	-2.0	110	〃		二見漁港	物揚場～岸壁	-2.0～-4.0	627	〃
	小浜漁港	岸壁	-7.5	440	5,000t級		岸壁	-4.5	180	500t級	
		物揚場	-2.0～-3.0	617	小型船		物揚場	-3.0	363	小型船	
	三浦漁港	岸壁	-7.5	155	5,000t級	父島	二見漁港	岸壁	-3.0	180	500t級
		〃	-5.0	150	500t級		物揚場	-2.0～-4.0	627	〃	
		〃	-3.0	766	小型船	母島	沖港	物揚場	-3.0	363	小型船

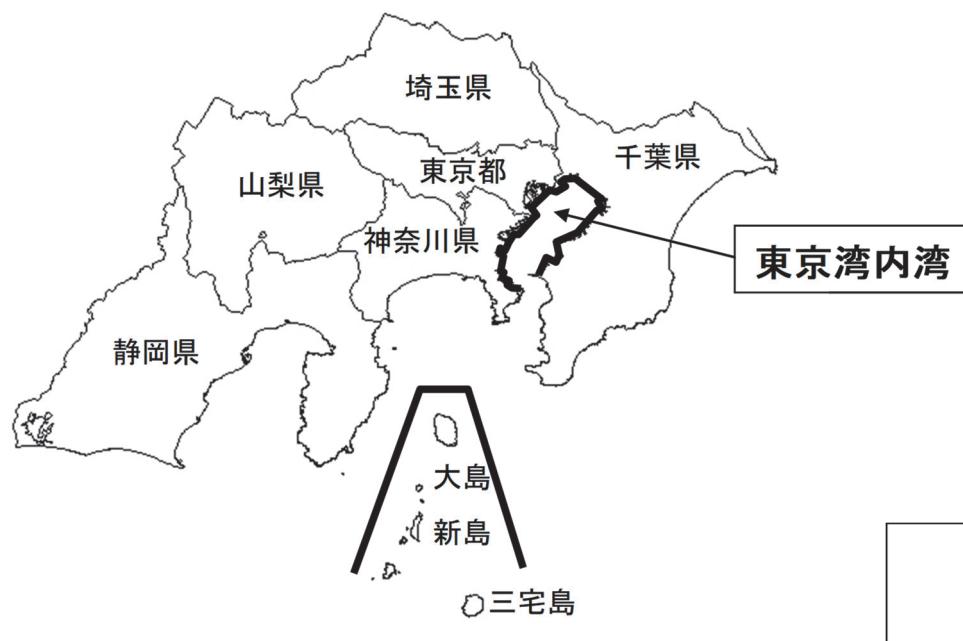
資料第4 「津波警報等の種類、標識」(東京管区気象台)

種類	発表基準	発表される津波の高さ		標識	
		数値での発表 (津波の高さ予想 の区分)	巨大地震 の場合の 発表	鐘音	サイレン音
大津波警報 ※	予想される津波の 高さが高いところ で3mを超える場合	10m超 (10m < 予想高さ)	巨大		(約3秒)
		10m (5m < 予想高さ ≤ 10m)			
		5m (3m < 予想高さ ≤ 5m)			
津波警報	予想される津波の 高さが高いところ で1mを超えて、3m以 下の場合。	3m (1m < 予想高さ ≤ 3m)	高い		(約5秒)
津波注意報	予想される津波の 高さが高いところ で0.2m以上、1m以 下の場合であって、 津波による災害の おそれがある場合。	1m (0.2m ≤ 予想高さ ≤ 1m)	(表記し ない)		(約10秒)
津波注意 報・津波警報 及び大津波 警報解除					(約10秒) (約1分)

※ 大津波警報を津波特別警報に位置づけている。

注) 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかつたとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

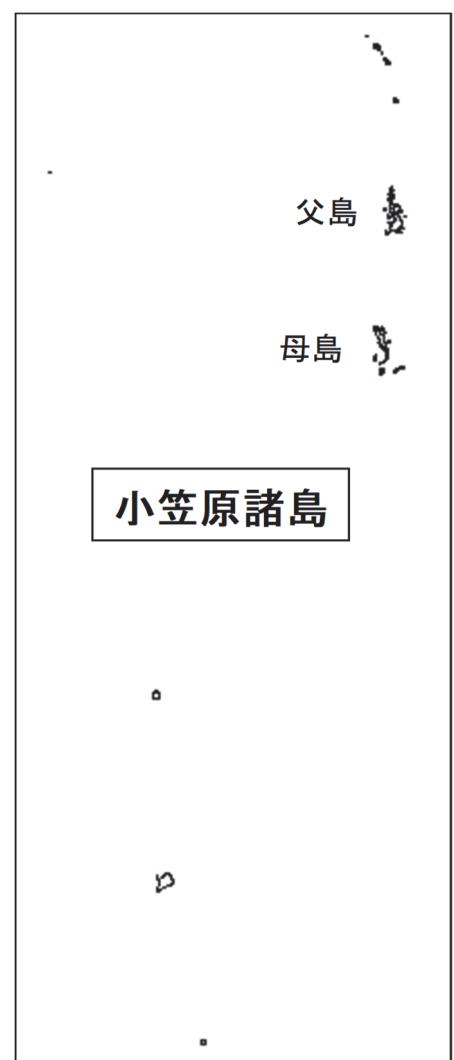
資料第5 東京都の津波予報区（気象庁）



伊豆諸島

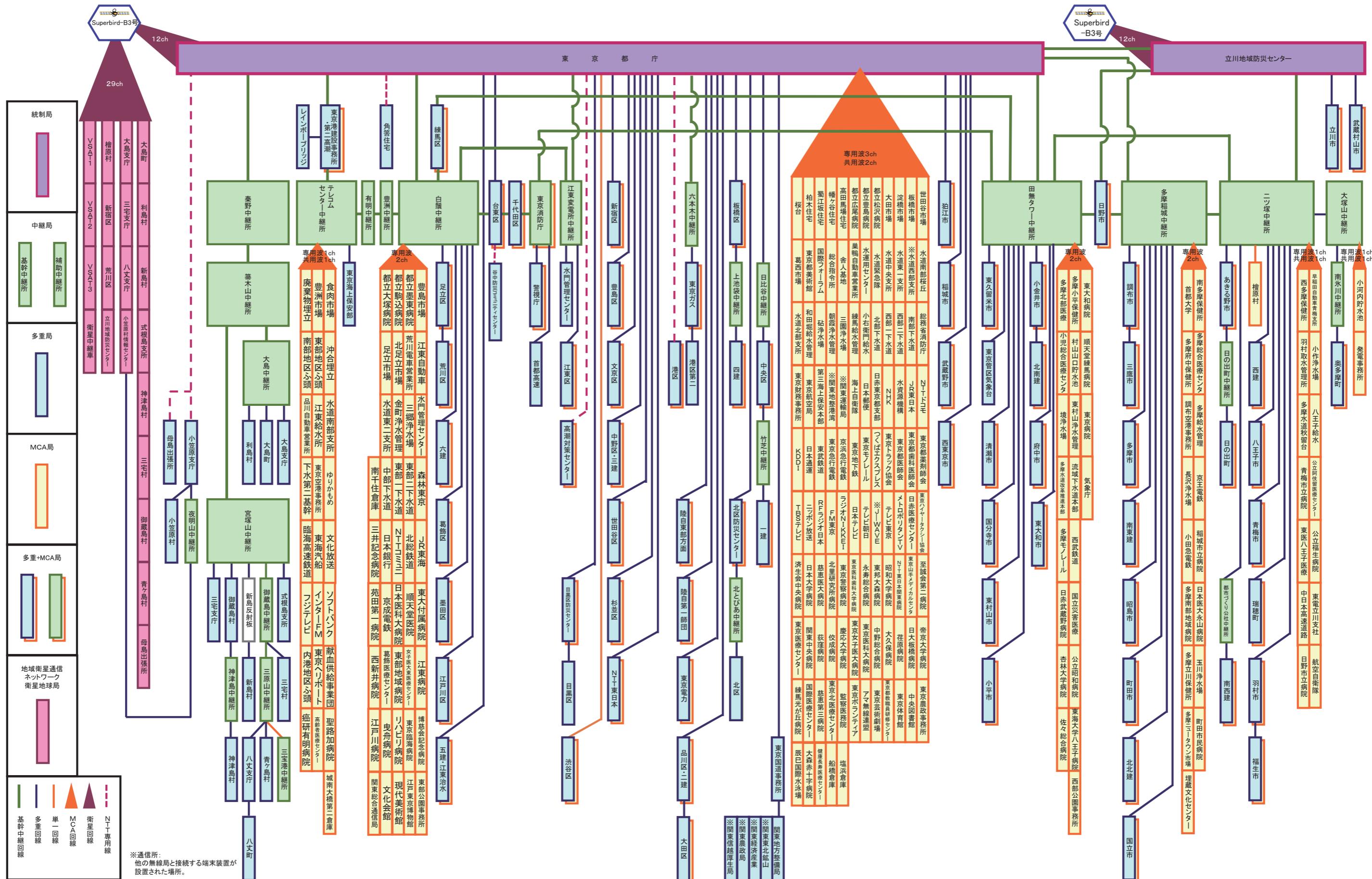
東京都が該当する津波予報区

津波予報区	区域	対応する東京都の区市町村
東京湾内湾	千葉県（富津岬西端以北の東京湾沿岸に限る。）、東京都（特別区に限る。）、神奈川県（観音崎東端以北の東京湾沿岸に限る。）	江戸川区、江東区、中央区、港区、品川区、大田区
伊豆諸島	東京都（大島支庁、三宅支庁及び八丈支庁に限る。）	大島町、新島村、利島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村
小笠原諸島	東京都（小笠原支庁に限る。）	小笠原村



資料第6 東京都防災行政無線回線構成図（都総務局）

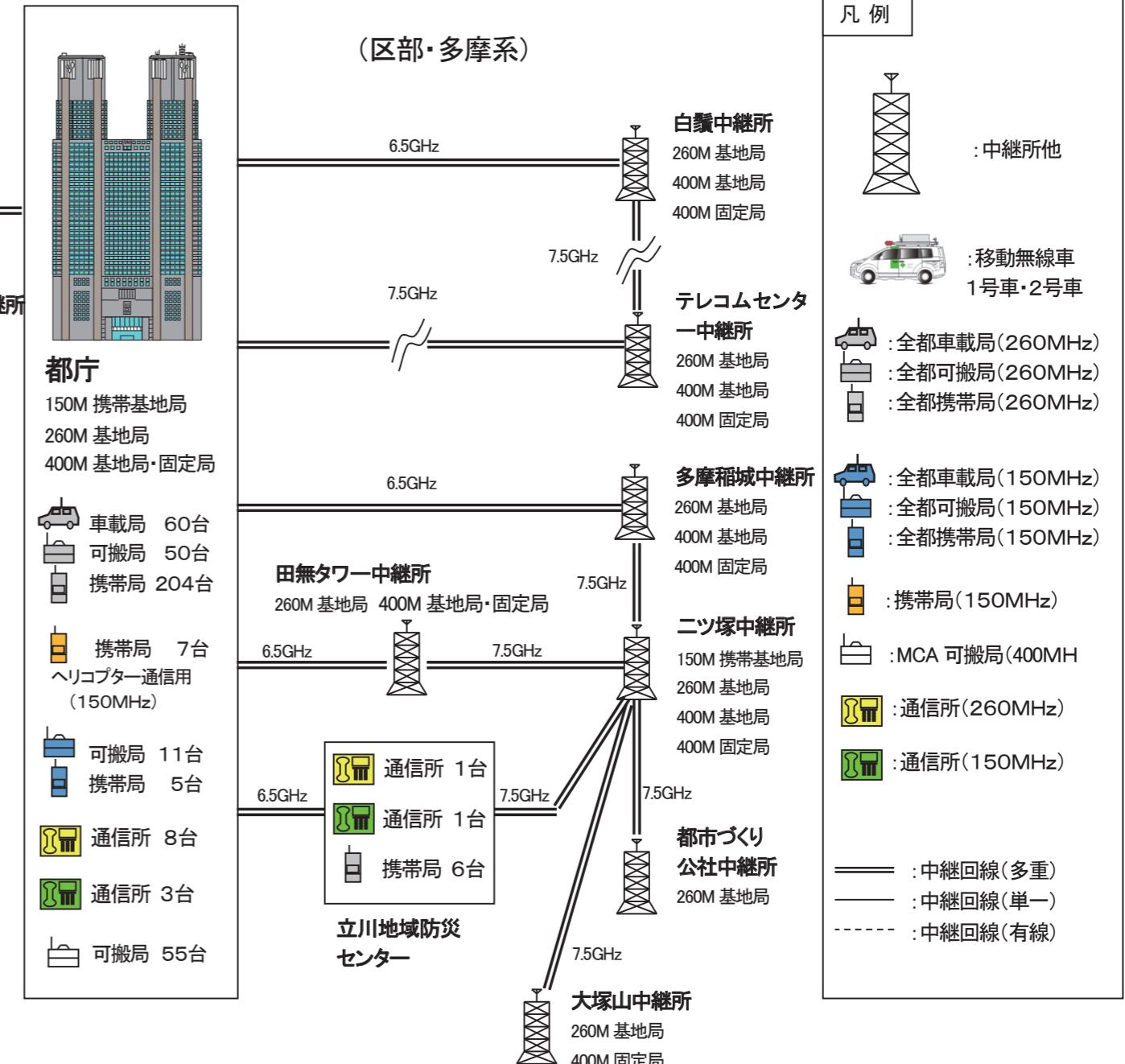
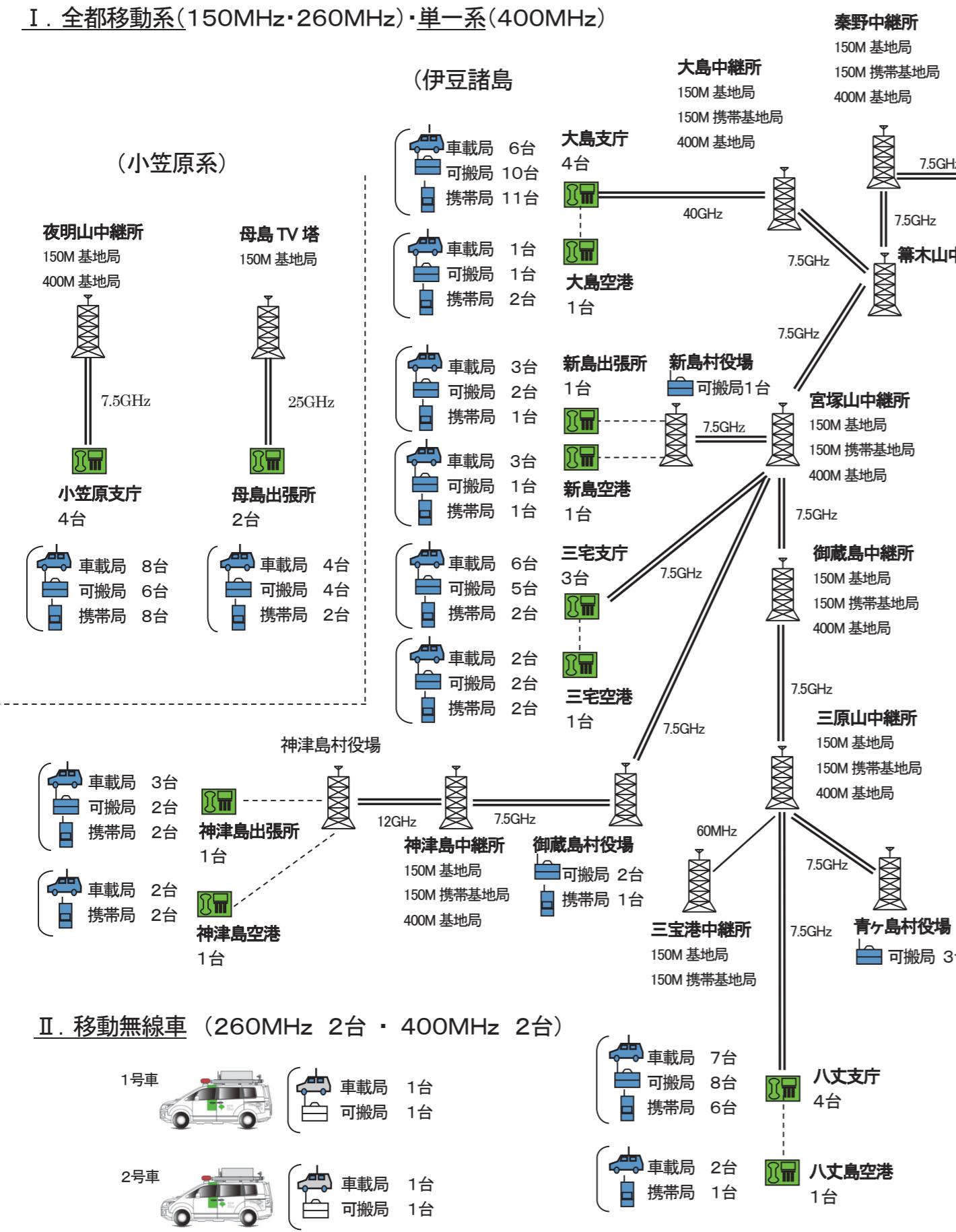
平成31年4月1日



資料第7 東京都防災行政無線移動系回線構成図（都総務局）

平成31年4月1日

I. 全部移動系(150MHz·260MHz)・单一系(400MHz)



全部移動系無線局數

種別	全都移動島しょ系 (150MHz)				全都移動都内系 (260MHz)		携帯局
	伊豆 諸島	小笠原	都内	小計	都内	小計	
基地局	7	2	—	9	8	8	9
車載	35	12	—	47	62	62	—
可搬	37	10	5	52	50	50	6
携帯	31	10	5	46	210	210	7
小計	103	32	10	145	322	322	13
計※	110	34	10	154	330	330	22

单一系無線局数内訣

種 別	单一系 (400MHz)			
	伊豆 諸島	小笠原	都内	小計
基地局 (中継所)	6 (6)	1 (1)	6 (7)	13 (14)
可搬局 (移動車含む)	-	-	57	57
計 ※ (中継所計)	6 (6)	1 (1)	63 (64)	70 (71)

※1 島しょ系の全都移動局基地局と携帯局の基地局は同一設備

資料第8 警備活動用資機材の整備（警視庁）

区分	配備数（平成31年4月現況）
ヘリコプター	14機
警備艇	22隻
車両	指揮用車 273台 警ら用無線自動車 1,292台 交通取締用自動二輪車 958台 警備用自動二輪車 52台 機動救助車 10台 機動救助資材車 12台 輪送車 422台 クレーン・レッカー 41台 ショベル車 21台 災害用資材車 112台 災害用広報車 10台 多目的災害用車 10台 水難救助車 3台 山岳救助車 3台 災害用投光車 2台 衛星通信車 1台 給水車 4台
資材	救命ボート 415 船外機 196 救命索発射器 67 救命胴衣 2,600 スコップ・ハンマー 4,496 牽引車補助車 520 バール 1,167 自動膨張式救命浮環 2,137 チェンソー 289 エンジンカッター 400 担架 542 渡河橋 1 テント 347 土のう袋 74,634 可搬式膨張堰 45

資料第9 ヘリコプターの機種及び性能基準（警視庁）

1 機種

- | | |
|--------------|------------------------|
| (1) はやぶさ1・3号 | レオナルド式 A109S型 |
| (2) はやぶさ2号 | ユーロコプター式 EC135T2+型 |
| (3) はやぶさ4号 | アグスタ式 A109E型 |
| (4) おおとり1号 | ユーロコプター式 EC155B1型／ |
| (5) おおとり5号 | エバース・ヘリコプターズ式 EC155B1型 |
| (6) おおとり4号 | アグスタ・ベル式 AB139型／ |
| (7) おおとり2・3号 | アグスタ・ウェストランド式 AW139型 |
| (8) おおとり7・8号 | ベル式 412EP型 |
| (9) おおぞら1号 | ※ AS332L1型で令和2年度更新予定 |

2 機種別の性能

区分	はやぶさ				おおとり								おおぞら														
	1号	2号	3号	4号	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	1号	2号													
巡航速度	280 km/h	257 km/h	280 km/h	285 km/h	271 km/h	290 km/h				271 km/h	290 km/h	226 km/h															
航続時間	3:00	3:30	3:00	3:00	4:30	5:10				4:30	5:10	3:30															
有効搭載量	1019 kg	1012 kg	1019 kg	855 kg	1642 kg	2132 kg				1642 kg	2132 kg	1801 kg	1815 kg	未定	4218 kg												
座席数	8席	8 席			14 席			17 席	14 席			13 席			21 席												
離着陸面積	江東飛行センター（駐機スポット38） 立川飛行センター100m×60m（駐機スポット10）																										
使用燃料	航空用ジェットA-1																										
耐風性	15.3 m/s	15.3 m/s			18 m/s	23 m/s				18 m/s	23 m/s	18 m/s	未定	18 m/s													
最小視程	通常は5km以上、緊急時は1.5km以上																										
最低雲高	300m以上																										
夜間飛行	法に定められた地上設備を有する場所であれば離着陸可能																										
山間部飛行	視程、風速等気象上の制約がなければ上昇性能、停止飛行可能範囲で可能																										
テレビカメラ搭載装置	○					—	○			—																	
救助用吊上装置	—	230kg	—	272kg																							
吊下装置（カーゴフック）	—	1300kg	—	1000kg	1600kg	—	2200kg	—						3600kg													
担架装置（リッターキット）	—	1人	—	1人	—	1人	—						3人														
投光機（サーチライト）	○	○											未定	○													
拡声器（スピーカー）	○	○						—							○												
地震判読システム搭載用装置	○	—	○	—	○	—	○	—																			
備考	1 飛行速度、航続時間、搭載量等の性能は、各項目単独の性能であり、燃料や積載重量、外気温度等により飛行性能は制限される。 2 性能はいずれも標準大気15°Cを基準としており、温度が上昇すれば効率は低下する。																										

資料第10 警備艇の性能等（警視庁）

船名	全長 (m)	トン数 (t)	搭載 人員	巡航速力		主燃料	航行 区域
				Knot	Km		
ふじ	20.05	29.00	30	25.7	47.5	軽油	沿海
あおみ	18.55	21.00	11	37.9	70.1	軽油	沿海
だいば	14.00	10.00	14	35.2	65.2	軽油	限定沿海
しおかぜ	14.00	10.00	14	35.2	65.2	軽油	限定沿海
ひので	12.20	12.00	15	26.2	48.5	軽油	限定沿海
たかお	13.35	10.00	14	35.0	64.8	軽油	限定沿海
あさしお	12.00	7.30	14	26.0	48.1	軽油	限定沿海
つきしま	12.00	7.30	14	26.0	48.1	軽油	限定沿海
かわせみ	10.00	4.50	9	36.3	67.2	軽油	限定沿海
はくちょう	10.00	4.50	9	36.3	67.2	軽油	限定沿海
わかちどり	10.00	4.50	9	36.3	67.2	軽油	限定沿海
ゆりかもめ	9.90	4.80	8	34.7	64.1	軽油	限定沿海
らいちょう	9.99	4.60	8	35.0	64.8	軽油	限定沿海
いそちどり	9.99	4.60	8	35.0	64.8	軽油	限定沿海
みやこどり	9.95	4.60	8	35.0	64.8	軽油	限定沿海
はまちどり	7.20	2.60	8	22.7	41.9	ガソリン	限定沿海
すみれ	9.99	4.60	8	35.0	64.8	軽油	限定沿海
あじさい	9.60	3.70	8	35.9	66.4	軽油	限定沿海
すいせん	9.90	4.80	8	34.7	64.1	軽油	限定沿海
なでしこ	7.20	2.60	8	22.7	41.9	ガソリン	限定沿海
きく	5.81	1.30	6	24.0	44.4	ガソリン	限定沿海
ひめゆり	5.44	1.50	5	23.6	43.6	軽油	限定沿海

22隻

資料第11 通信事業者等の活動態勢（通信事業者等）

機関名	実施内容
日本郵便株式会社 東京支社	<p>1 非常災害対策本部等の設置</p> <p>(1) 業務運営に重大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認められる災害等の緊急事態が発生した場合には、非常災害対策本部又はそれに準ずる対策機関を設けて、当該緊急事態に的確に対応する。</p> <p>(2) 非常災害対策本部等においては、各機関内部、各機関相互間及び関係行政機関等又は関係事業者と密接な連絡及び協力をを行い、迅速かつ的確に被災現地の状況を把握し、適切な災害応急対策及び災害復旧活動を行う。</p> <p>2 非常参集体制等</p> <p>速やかに社員の非常参集、情報収集連絡体制の確立等必要な体制をとる。また関係行政機関等との間において、緊密な連携の確保に努める。</p> <p>3 通信手段の確保</p> <p>災害発生後は、直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。</p> <p>4 災害に関する情報の収集及び伝達</p> <p>災害発生時においては、災害の状況を的確に把握し、災害応急対策を迅速かつ適切に講じ得るよう、災害に関する情報の収集及び伝達を行う。特に、災害発生直後においては、郵便局等における被害状況、ライフライン被害等の関連情報の収集に当たる。</p> <p>5 災害の拡大防止活動</p> <p>災害発生中にその拡大を防止することが可能な災害については、その拡大を防止するため、必要な対策を講ずる。</p> <p>6 救助・救急及び消火活動</p> <p>災害発生後、被災者に対し救助・救急活動を行うとともに、発災後初期段階においては、自発的に初期消火活動を行うとともに、消防機関に協力するよう努める。</p> <p>7 避難活動</p> <p>災害が発生し、又はそのおそれがある場合は、郵便局等の不特定多数の者が利用する施設においては、利用者等を避難場所に適切に誘導するものとする。特に、大地震発生時に津波のおそれのある地域においては、津波警報、地方公共団体からの避難命令等の情報収集に万全を期すこととする。なお、その際には、高齢者、障害者等の災害時要援護者に十分配慮する。</p> <p>8 施設及び設備の応急復旧活動</p> <p>災害発生後は、災害の種類及び被害状況に応じ、専門技術を持つ社員等を活用して施設及び設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に、応急復旧を速やかに行う。</p> <p>9 災害時における広報活動</p> <p>災害時においては、業務に係る当該災害による被害、応急対策の措置状況等並びに事業の運営状況及びその見通し等について、適切かつ効果的な広報活動を行う。</p>

機関名	実施内容																									
NTT東日本 NTTコミュニケーションズ NTTドコモ	<p>1 非常態勢の区分 災害が発生するおそれがある場合、又は発生した場合は、次に定める態勢により対処する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>非常態勢の区分</th> <th>非常事態の情勢</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>準備</td> <td>警戒態勢</td> <td>・災害の発生が予想される場合</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">アクション</td> <td>第1非常態勢</td> <td>・激甚災害（国に緊急災害対策本部が設置される規模の災害）が発生した場合</td> </tr> <tr> <td>第2非常態勢</td> <td>・大規模な災害が発生した場合 ・警戒宣言が発せられた場合</td> </tr> <tr> <td>第3非常態勢</td> <td>・中規模な災害が発生した場合</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 災害対策組織 (1) 非常態勢に対応する災害対策組織をあらかじめ編成しておく。 (2) 対策組織を次のとおり区分する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対策組織</th> <th>機能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>情報連絡室</td> <td>・非常災害の発生に備えた対策活動及び情報共有活動の実施 ・非常災害の発生時の対策活動及び情報共有活動の実施</td> </tr> <tr> <td>支援本部</td> <td>・非常災害対策活動の支援</td> </tr> <tr> <td>地震災害警戒本部</td> <td>・大規模地震の発生に備えた対策活動の実施</td> </tr> <tr> <td>災害対策本部</td> <td>・非常災害対策活動の実施</td> </tr> <tr> <td>緊急災害対策本部</td> <td>・緊急災害対策活動の実施</td> </tr> </tbody> </table>		非常態勢の区分	非常事態の情勢	準備	警戒態勢	・災害の発生が予想される場合	アクション	第1非常態勢	・激甚災害（国に緊急災害対策本部が設置される規模の災害）が発生した場合	第2非常態勢	・大規模な災害が発生した場合 ・警戒宣言が発せられた場合	第3非常態勢	・中規模な災害が発生した場合	対策組織	機能	情報連絡室	・非常災害の発生に備えた対策活動及び情報共有活動の実施 ・非常災害の発生時の対策活動及び情報共有活動の実施	支援本部	・非常災害対策活動の支援	地震災害警戒本部	・大規模地震の発生に備えた対策活動の実施	災害対策本部	・非常災害対策活動の実施	緊急災害対策本部	・緊急災害対策活動の実施
	非常態勢の区分	非常事態の情勢																								
準備	警戒態勢	・災害の発生が予想される場合																								
アクション	第1非常態勢	・激甚災害（国に緊急災害対策本部が設置される規模の災害）が発生した場合																								
	第2非常態勢	・大規模な災害が発生した場合 ・警戒宣言が発せられた場合																								
	第3非常態勢	・中規模な災害が発生した場合																								
対策組織	機能																									
情報連絡室	・非常災害の発生に備えた対策活動及び情報共有活動の実施 ・非常災害の発生時の対策活動及び情報共有活動の実施																									
支援本部	・非常災害対策活動の支援																									
地震災害警戒本部	・大規模地震の発生に備えた対策活動の実施																									
災害対策本部	・非常災害対策活動の実施																									
緊急災害対策本部	・緊急災害対策活動の実施																									
KDDI	<p>1 災害対策本部の設置及び運営 (1) 災害が発生し、通信サービスを確保するための応急復旧活動が必要であると判断された場合、あるいは国から大規模地震に関する警戒宣言が発せられた場合本社に災害対策本部を設置する。 (2) 同本部は、社長を長とし、通信の疎通確保に関する対策、営業、管財、広報、管理及び救護に関する対策等、災害対策に関する一切の活動を組織的かつ統一的に指揮する。 (3) 関係事業所には必要に応じて現地対策室を設置し、災害対策本部の指示の下に災害復旧活動を行う。 (4) 都本部並びに国等の関係防災機関との連絡・調整を行う。</p> <p>2 災害対策要員の招集と任務 (1) 実施する応急復旧の内容に応じて、あらかじめ定めておいた所定要員を非常招集する。 (2) 対策要員は災害対策本部長の指揮の下所定業務を遂行する。</p> <p>3 情報連絡活動 (1) 社外関係機関との連絡・調整は、東京都の防災行政無線、内閣府の中央防災無線等を利用する。 (2) 社内及び社外間の連絡は社内連絡網、災害時優先指定済の加入電話、携帯電話、衛星携帯電話、ファクシミリ等を利用する。</p>																									

機関名	実施内容												
ソフトバンク	<p>1 緊急事態区分</p> <p>災害が発生するおそれがある場合、又は発生した場合（以下「緊急事態」という。）は、次に定める緊急事態により対策組織を確立して被災の回復又は予防の措置を講ずる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>緊急態勢区分</th><th>緊急事態の情勢</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>レベルIV</td><td>激甚災害（国に緊急災害対策本部が設置される規模の災害）が発生した場合</td></tr> <tr> <td>レベルIII</td><td>大・中規模な災害が発生した場合</td></tr> <tr> <td>レベルII</td><td>小規模な災害が発生した場合</td></tr> <tr> <td>レベルI</td><td>災害の発生が予想される場合</td></tr> </tbody> </table>		緊急態勢区分	緊急事態の情勢	レベルIV	激甚災害（国に緊急災害対策本部が設置される規模の災害）が発生した場合	レベルIII	大・中規模な災害が発生した場合	レベルII	小規模な災害が発生した場合	レベルI	災害の発生が予想される場合	
緊急態勢区分	緊急事態の情勢												
レベルIV	激甚災害（国に緊急災害対策本部が設置される規模の災害）が発生した場合												
レベルIII	大・中規模な災害が発生した場合												
レベルII	小規模な災害が発生した場合												
レベルI	災害の発生が予想される場合												
<p>2 緊急事態に対応する対策組織を次のとおりあらかじめ編成しておく。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対策組織</th><th>機能</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急対策本部</td><td>事業全体の災害対策活動の実施</td></tr> <tr> <td>災害対策本部</td><td>業務部門の災害対策活動の実施</td></tr> <tr> <td>エリア復旧本部</td><td>地域内の復旧に特化した災害対策活動の実施</td></tr> <tr> <td>事故対策本部</td><td>軽微な災害に対する対策活動の実施</td></tr> <tr> <td>事故対策本部（警備）</td><td>災害の発生に備えた警備活動の実施</td></tr> </tbody> </table>		対策組織	機能	緊急対策本部	事業全体の災害対策活動の実施	災害対策本部	業務部門の災害対策活動の実施	エリア復旧本部	地域内の復旧に特化した災害対策活動の実施	事故対策本部	軽微な災害に対する対策活動の実施	事故対策本部（警備）	災害の発生に備えた警備活動の実施
対策組織	機能												
緊急対策本部	事業全体の災害対策活動の実施												
災害対策本部	業務部門の災害対策活動の実施												
エリア復旧本部	地域内の復旧に特化した災害対策活動の実施												
事故対策本部	軽微な災害に対する対策活動の実施												
事故対策本部（警備）	災害の発生に備えた警備活動の実施												

資料第12 通信事業者等の応急対策（通信事業者等）

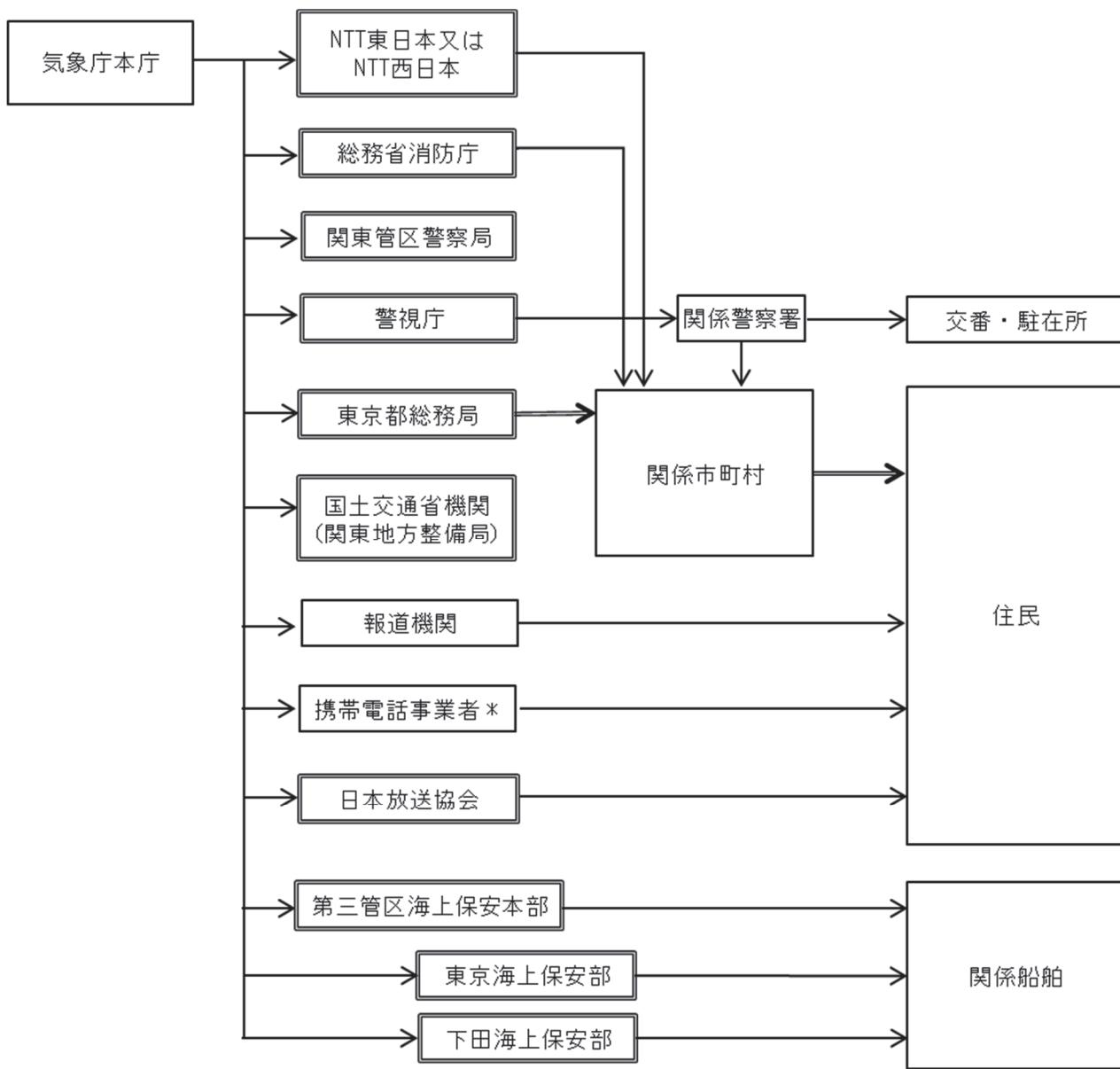
機関名	実施内容
日本郵便株式会社 東京支社	<p>1 災害に関する情報の収集及び伝達</p> <p>災害発生時においては、災害の状況を的確に把握し、災害応急対策を迅速かつ適切に講じ得るよう、災害に関する情報の収集及び伝達を行う。特に、災害発生直後においては、郵便局における被害状況、ライフライン被害等の関連情報の収集に当たる。</p> <p>2 郵便物の送達の確保</p> <p>災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、郵便物の送達を確保するため、次の措置を講ずる。</p> <p>(1) 被災地における郵便物の運送及び集配の確保又は早期回復を図るため、災害の態様及び規模に応じて、運送又は集配の経路若しくは方法の変更、郵便物の区分方法の変更、臨時運送便又は臨時集配便の開設等機宜の応急措置を講ずる。</p> <p>(2) 郵便物の運送又は集配の委託を受けた者が運送又は集配に当たって災害に遭遇した場合は、その業務の継続又は郵便物の保全等のために必要な措置をとるよう、指示を行う。</p> <p>(3) 災害時において、重要な郵便物の送達の確保又は交通の途絶のため、やむを得ないと認められる場合は、災害の規模及び郵便事業施設の被災状況に応じ、地域及び期間を限って郵便物の運送若しくは集配便を減便し、又は運送業務若しくは集配業務を休止する。また、郵便の利用を制限し、又は郵便の業務の一部を停止する措置をとる。</p> <p>3 窓口業務の維持</p> <p>災害時において、被災地における郵便局の窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった郵便局について、仮局舎急設による窓口業務の迅速な再開、臨時窓口の開設、窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずる。</p> <p>4 その他</p> <p>郵便業務の確保を図るため、社員の非常服務体制の確立、滞留郵便物の配送処理等のために必要な要員の確保、郵便物等の応急保全、郵便機械類の応急復旧、事業用品の応急調達及び緊急輸送等の災害応急対策に関する措置をとる。</p>

機関名	実施内容
NTT東日本	<p>1 通報、連絡 各対策組織相互の通報、連絡は情報を統括する組織を窓口として行う。</p> <p>2 情報の収集、報告 災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、重要通信の確保、若しくは被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、次の情報を収集し、対策組織の長に報告するとともに関係組織相互間の連絡、周知を行う。 (1) 気象状況、災害予報等 (2) 電気通信設備等の被害状況、そ通状況及び停電状況 (3) 当該組織の災害応急復旧計画及び措置状況 (4) 被災設備、回線等の復旧状況 (5) 復旧要員の稼動状況 (6) その他必要な情報</p> <p>3 警戒措置 災害予報が発せられた場合、報道された場合、若しくはその他の事由により災害の発生が予想されるときは、その状況に応じて、次に掲げる事項について警戒の措置をとる。 (1) 情報連絡用回線を作成するとともに、情報連絡要員を配置すること。 (2) 異常事態の発生に備えた監視要員を配置し、又は防災上必要な要員を待機させること。 (3) 重要回線、設備の把握及び各種措置計画の点検等を行うこと。 (4) 災害対策用機器の点検と出動準備、若しくは非常配置並びに電源設備に対し必要な措置を講ずること。 (5) 防災のために必要な工事用車両、資材等を準備すること。 (6) 電気通信設備等に対し必要な防護措置を講じること。 (7) その他、安全上必要な措置を講じること。</p> <p>4 重要通信のそ通確保 災害等に際し、次により臨機に措置をとり、通信ふくそうの緩和及び重要通信の確保を図る。 (1) 応急回線の作成、網措置等そ通確保の措置をとること。 (2) 通信のそ通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、電気通信事業法第8条第2項及び電気通信事業法施行規則第56条の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置をとること。 (3) 非常、緊急電報は電気通信事業法第8条第1項及び電気通信事業法施行規則第55条の定めるところにより、一般の電報に優先して取扱うこと。 (4) 警察、消防、その他の諸官庁等が設置する通信網との連携をとること。 (5) 電気通信事業者及び防災行政無線等との連携をとること。</p> <p>5 災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置 被災救助法が適用された場合等には避難場所に、り災者が利用する災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置に努める。</p> <p>6 災害用伝言ダイヤル等の提供 地震（震度6弱以上）や日本国内にて「津波警報」以上が発表された場合、あるいはその他災害等発生により著しく通信ふくそうが発生した（恐れ含む）場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル等を速やかに提供する。</p>

機関名	実施内容
NTTドコモ	<p>1 通報、連絡 各対策組織相互の通報、連絡は情報を統括する組織を窓口として行う。</p> <p>2 情報の収集、報告 災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、重要通信の確保、若しくは被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、次の情報を収集し、対策組織の長に報告するとともに関係組織相互間の連絡、周知を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 気象情報、災害予報等 (2) 電気通信設備等の被害状況、疎通状況及び停電状況 (3) 当該組織の災害応急復旧計画及び措置状況 (4) 被災設備、回線等の復旧状況 (5) 復旧要員の稼動状況 (6) その他必要な情報 <p>3 重要通信の疎通確保 災害等に際し、次により臨機に措置をとり、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 応急回線の作成、網措置等疎通確保の措置を執ること。 (2) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第8条第2項及び電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）第56条の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置を執ること。 (3) 非常、緊急通話は、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第8条第1項及び電気通信事業法施工規則（昭和60年郵政省令第25号）第55条の定める所により、一般的な通話に優先して取り扱うこと。 (4) 警察、消防、その他の諸官庁等が設置する通信網との連携をとること。 (5) 電気通信事業者及び防災行政無線等との連携をとること。 <p>4 携帯電話の貸出し 災害救助法が適用された場合等には避難場所、現地災害対策本部機関等への携帯電話の貸出しに努める。</p>
NTTコミュニケーションズ	<p>1 通報、連絡 各対策組織相互の通報、連絡は情報を統括する組織を窓口として行う。</p> <p>2 情報の収集、報告 災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、重要通信の確保、若しくは被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、次の情報を収集し、対策組織の長に報告するとともに関係組織相互間の連絡、周知を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 気象状況、災害予報等 (2) 電気通信設備等の被害状況、そ通状況及び停電状況 (3) 当該組織の災害応急復旧計画及び措置状況 (4) 被災設備、回線等の復旧状況 (5) 復旧要員の稼動状況 (6) その他必要な情報 <p>3 重要通信のそ通確保 災害等に際し、次により臨機に措置をとり、通信ふくそうの緩和及び重要通信の確保を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 応急回線の作成、網措置等そ通確保の措置をとること。 (2) 通信のそ通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、電気通

機関名	実施内容
	<p>信事業法第8条第2項及び電気通信事業法施行規則第56条の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置をとること。</p> <p>(3) 非常、緊急通話は電気通信事業法第8条第1項及び電気通信事業法施行規則第55条の定めるところにより、一般の通話に優先して取扱うこと。</p> <p>(4) 警察、消防、その他の諸官庁等が設置する通信網との連携をとること。</p> <p>(5) 電気通信事業者及び防災行政無線等との連携をとること。</p>
K D D I	<p>1 通信疎通の管理、制御等 電話用の疎通状態を24時間体制で監視し、異常が発生すれば通信疎通の制御、疎通ルートのう回措置及び代替回線の設定等の措置を早急に実施する。</p> <p>2 災害用伝言板の運用 災害発生時の運用基準に従い、災害被害者の安否確認の手段として災害用伝言板の運用を行なう。</p> <p>3 災害対策資機材の利用 災害対策用資機材として緊急連絡用設備、災害対策車両、緊急輸送用ヘリコプター、車載型無線基地局、移動電源車等を配備し、対策要員の活動のための装備品、備蓄食糧等を貯蔵しているのでこれらを使用し対応する。</p> <p>4 通信サービスの利用制限 通信の疎通が著しく困難な状態となった場合には、重要通信の確保を前提に、通信の利用を一部制限する場合がある。</p> <p>5 携帯電話等の貸出し 指定行政機関、地方公共団体などから要請を受けた場合、貸出し用の携帯電話・衛星携帯電話の貸し出しに努める。</p>
ソフトバンク	<p>1 通信の利用制限等の措置 電気通信疎通が著しく困難になった場合は、地震防災応急対策の実施上重要な通信を確保するため、利用制限等臨機の措置を取る。</p> <p>2 災害用伝言板及び音声お届けサービス等の運用 状況に応じて、災害用伝言板及び音声お届けサービス等の運用を開始する。</p> <p>3 対策要員の確保 状況に応じて、あらかじめ決められた要員が対策組織毎に参集する。</p> <p>4 災害対策用機器等の配備および災害対策用資機材の確保 地震災害発生時等において、重要通信を確保し、また災害を迅速に復旧するため、非常用無線装置、非常用電源装置等の災害対策用機器を事前に配備する。 災害復旧等に係る組織において、災害対策用資機材、車両等の所在および数量等を確認し、必要な手配等を実施する。</p> <p>5 通信建物・設備等の巡視と点検 通信建物および重要通信設備について巡視し、必要な点検を実施する。</p> <p>6 携帯電話等の貸出 地方公共団体などから要請を受けた場合、携帯電話・衛星携帯電話の貸し出しに努める。</p>

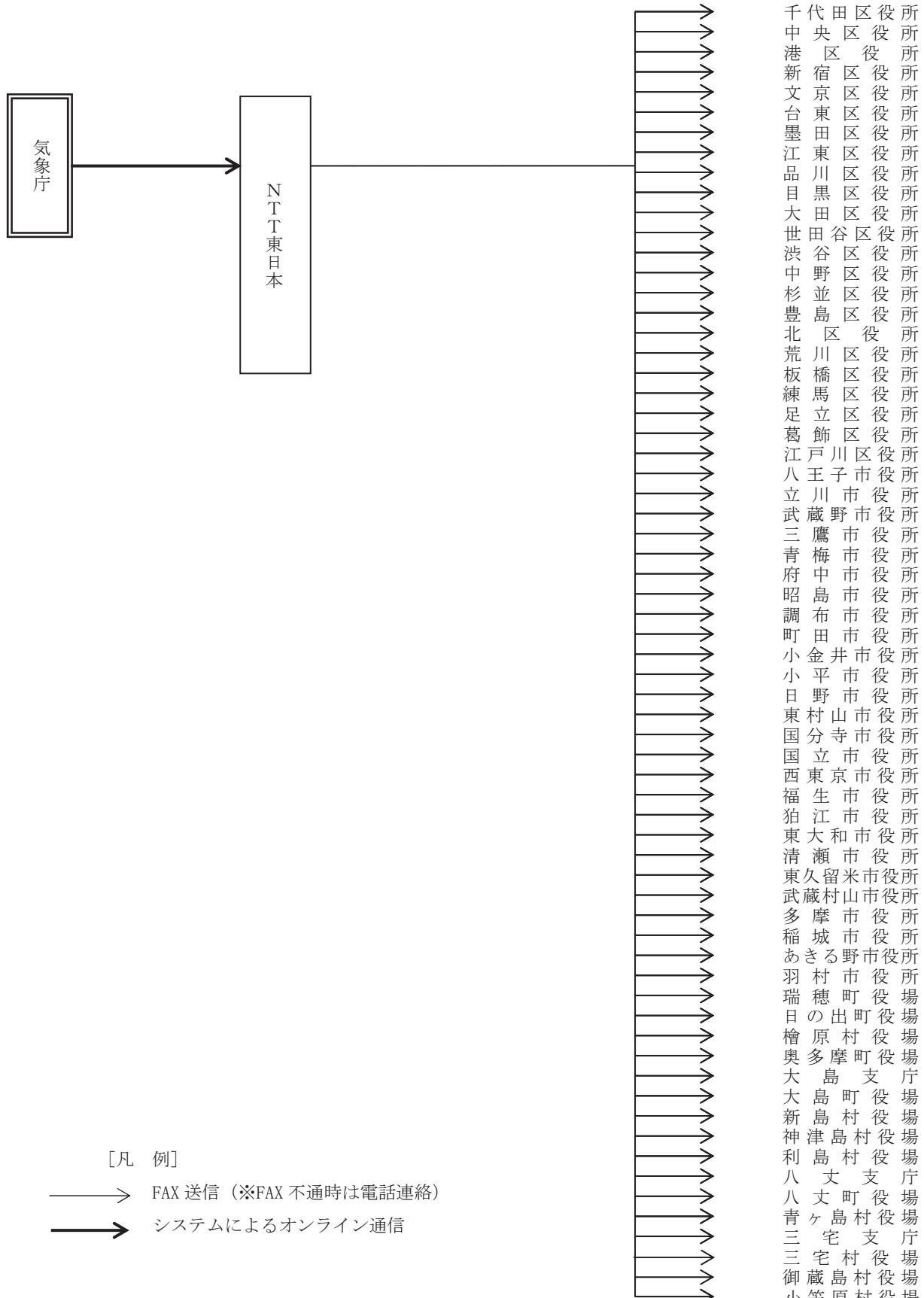
**資料第13 関係防災機関その他に対する地震及び津波に関する情報の伝達系統図
(東京管区気象台)**



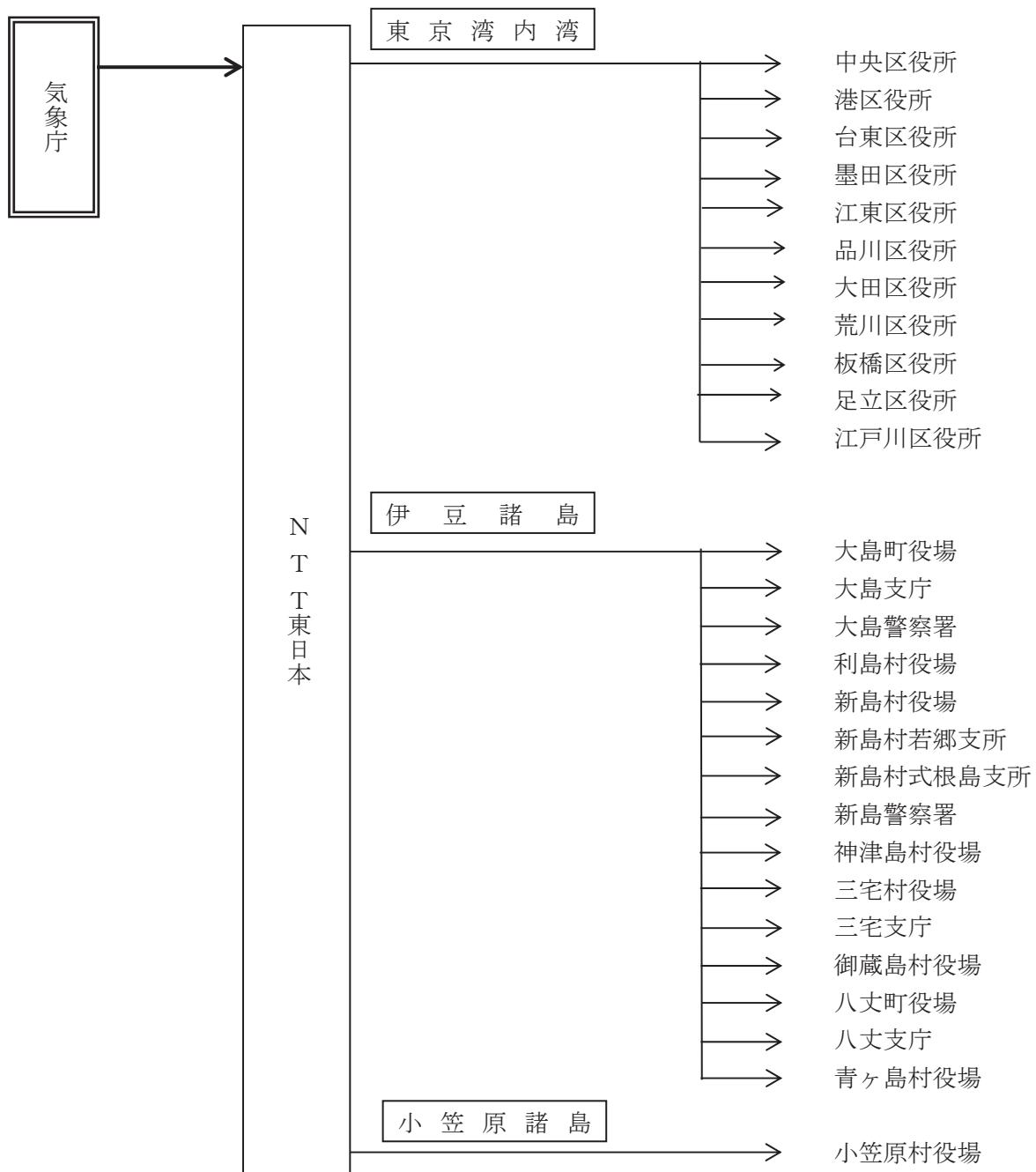
- ※ 緊急速報メールは、大津波警報、津波警報が発表されたときに、気象庁から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信する。
- ※ 二重線でかこまれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。
- ※ 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

資料第14 FAXによる気象等警報等の伝達系統図（NTT東日本）

(1) 津波関係を除く警報等



(2) 津波関係警報



〔凡例〕

- FAX 送信 (※FAX 不達時は電話連絡)
 → システムによるオンライン送信

資料第15 災害派遣要請の手続等（自衛隊）

①緊急の場合の連絡先

部 隊 名 等 (駐屯地・基地名)	連絡責任者		
	時 間 内	時 間 外	
陸上自衛隊	第1師団司令部 (練馬)	第3部長又は同部防衛班長 (3933)1161 内線 2230・2750	司令部当直長 (3933)1161 内線 2708
	第1普通科連隊 (練馬)	第3科長又は運用訓練幹部 (3933)1161 内線 2503・2531	部隊当直司令 (3933)1161 内線 2505
	第1後方支援連隊 (練馬)	第3科長又は通信施設整備幹部 (3933)1161 内線 2403・2436	部隊当直司令 (3933)1161 内線 2405
	第1施設大隊 (朝霞)	第3係主任又は連絡幹部 048(460)1711 内線 4830・4832	部隊当直司令 048(460)1711 内線 4898
海上自衛隊	横須賀地方総監部 (横須賀)	防災主任 046(822)3522	オペレーション当直幕僚 046(823)1009
	自衛艦隊司令部 (横須賀)	防災総括幕僚 046(861)8281 内線 6226	オペレーション当直幕僚 046(861)8286
	航空集団司令部 (厚木)	運用支援幕僚A 0467(78)8611 内線 4433	当直幕僚 0467(78)8611 内線 4421, 4422
	第4航空群司令部 (厚木)	作戦幕僚 0467(78)8611 内線 2213	群当直士官 0467(78)8611 内線 2222
	第21航空群司令部 (館山)	運用幕僚A 0470(22)3191 内線 213	群当直士官 0470(22)3191 内線 222
	第31航空群司令部 (岩国)	運用幕僚B 0827(22)3181 内線 6223	群当直士官 0827(22)3181 内線 6222
航空自衛隊	作戦システム運用隊 (横田)	企画科長又は防衛班長 042(553)6611 内線 2259・2604	作戦システム運用隊当直 042(553)6611 内線 2348

(注) 第1普通科連隊、第1後方支援連隊、第1施設大隊への連絡については、都震災編第6章第5節3 (3) ク (オ) の関係担任地区市町村に限る。

②要請文の宛先（自衛隊）

区分	宛 先	所 在 地	活 動 内 容
陸上自衛隊に 対するもの	第 1 師 団 長	〒179-0081 練馬区北町 4-1-1	車両・舟艇・航空機・地上部隊による各種災害の救援活動
海上自衛隊に 対するもの より 状況 に	横須賀地方総監	〒238-0046 横須賀市西逸見町 1 丁目無番	艦艇又は航空機をもつてする人員・物資の輸送、状況偵察、通信応援等
	自衛艦隊司令官	〒237-0076 横須賀市船越町 7-73	
	第 4 航空群司令	〒252-1101 神奈川県綾瀬市厚木航空基地内	
	第 21 航空群司令	〒294-8501 館山市宮城無番地	
航空自衛隊に 対するもの	作戦システム運用隊司令 (連絡窓口)	〒197-8503 福生市大字福生 2552	主として航空機による偵察・人員物資の輸送
	航空総隊司令官		
	航空支援集団司令官	〒183-8521 府中市浅間町 1-5-5	
	中部航空方面隊司令官	〒350-1394 狭山市稻荷山 2-3	

資料第16 陸上・航空自衛隊航空機能力基準（自衛隊）

(平成31年4月現在)

機種	性能					飛行制限		部隊
	巡航速度 km/h	航続時間 h 又は航続距 Km	搭載能力: 人 (物資:kg)	離着陸場所 要面積 長さ×巾m	使用燃料	最小視程 km	最低雲高 m	
回転翼機 (ヘリコプター)	O H - 6 D (中型ヘリ)	239	435Km	2+2	30×30	J P - 4	5.0 VMC基準	陸上自衛隊
	O H - 1			2+0	35×35	"		
	U H 1 H (中型ヘリ)	215	420Km	2+11	40×40	"	"	
	U H 1 J (中型ヘリ)	216	370Km	2+11	40×40	"	"	
	6 0 J A (中型ヘリ)	240	470Km	2+12	40×40	"	"	
	C H 4 7 J (大型ヘリ)	267	537Km	3+55	100×100	"	"	
	C H 4 7 J A (大型ヘリ)	257	1,037Km	3+55	100×100	"	"	
	A H - 1 S (対戦車ヘリ)	233	520Km	2+0	40×40	"	"	
	C H - 4 7 (大型)	270	2.0	48	100×100	J P - 4 A	"	
	C H 4 7 J (大型ヘリ)	257	1,111Km	3+55	100×100	"	"	
固定翼機 (レシプロ及びジェット) (J)	U H - 6 0 J (中型)	243	463Km	2+0	100×100	"	"	航空自衛隊
	L R - 1 (連絡偵察機)	460	1,325Km	2+5	滑走420	J P - 4	"	
	L R - 2 (連絡偵察機)	440	1,800Km	2+8	滑走1,006	"	"	
	U - 4 (J) (多用途支援機)	M0.8	6,575Km	15	2,000×45	J P - 4 A	"	
	U - 1 2 5 A (J) (捜索救難機)	820	4,000Km	4	1,500×45	"	"	
	Y S - 1 1 (輸送機)	432	2.7	46 (4,600)	870×45	"	"	
	C - 1 (J) (輸送機)	570	3.2	64 (8,000)	640×45	"	"	
	C - 1 3 0 H (輸送機) 愛知県小牧基地	620	4,000Km	72	1,500×45	"	"	
	T - 4 0 0 (J) (輸送機) 鳥取県美保基地	870	3,000Km	6	1,500×45	"	"	
	T - 4 (J) (複座連絡機)	640	1.5	2	610×45	"	"	
	R F - 4 E (J) (複座偵察機)	720	1.5	2	800×45	"	"	
	C - 2	890	7,600km	110 (32000)	500×45	"	"	

資料第17 陸上自衛隊車両・舟艇等能力基準（自衛隊）

(平成31年4月現在)

区分	主要作業区分	能 力	使用燃料	重 量	備 考
大型トラック	輸送一般	積載重量 6 t	軽 油	8. 2 t～	通称3トン半
特大型トラック	輸送一般	積載重量 8. 8 t	〃	10. 8 t～	小数保有
大型ダンプ	工事一般	積載重量 5 t	〃	9. 4 t	3トン半ダンプ型
特大型	工事一般	積載重量 7 t	〃		7トンダンプ型
大型水タンク車	給水・配水	積載水量 5 t	〃	7. 8 t	数量保有
水タンクトレーラ	給水・配水	積載水量 1 t	〃	1 t	牽引式
中型救急車	患者輸送	人員 11人	〃	3. 9 t	中型トラック
軽レッカ一車	重量物吊上げ	吊上力 4. 8 t	〃	14. 2 t	民間型と同等
クレーン	重量物吊上げ	吊上力 20 t	〃		民間型と同等
装甲人員輸送車	危険地域の 人員等輸送	人員 10人	〃	11. 8 t	小数保有
ドーザ	土木作業一般 障害物除去等	アタッチメント有	〃	5～19. 2 t	各形式有り
特大型セミトレーラ	重量物輸送	搭載量 40 t	〃	17. 8 t	小数保有
油圧ショベル	土木工事一般 土砂作業等	バケット 0. 8 m ³	〃	20 t	民間型と同等
バケットローダ	土木工事一般 土砂積込み等	バケット 1. 5 m ³	〃	10. 8 t	民間型と同等
グレーダ	土木工事一般 整地作業等	ブレード幅 3. 7 m	〃	11. 5 t	民間型と同等
自走架柱橋	応急架橋	6.0 m×6. 7 m	〃		橋梁等級 4. 2
0.7機動支援橋	応急架橋	6.0 m×4. 5 m	〃		橋梁等級 6. 0
MGB	架設架橋	4.2 m×4. 0 m	〃		橋梁等級 7. 0
9.2式浮橋		1個セット 10.4 m×4. 0 m			橋梁等級 6. 0
渡河ボート	1 人員輸送 2 捜索救助	26人又は3. 8 t	手漕又 は動力		2個1セット 舷外機をつけ動力運行
偵察ボート	捜索救助	5人又は0. 9 t	手漕		ゴムボート式
除染車	化学剤中和	積載水量 2. 5 t	軽 油	9. 8 t	有毒化学剤の除染
冷凍冷蔵車	給食一般	積載重量 3. 5 t	〃	9. 5 t	民間型と同等
野外炊具1号	給食一般	200人分／45分	灯 油 ガソリン	大型トラックで 牽引	トレーラ型
浄水セット	浄水・給水	7. 5 t／60分	ガソリン	大型トラックで 輸送	珪藻土式
入浴セット	入浴支援	50人／60分	軽 油 ガソリン	大型トラックで 輸送	練馬の湯
野外手術システム	野外施術	10～15人／1日	軽 油 ガソリン	大型トラック× 4で構成	現行法では、手術不可

備考： 1 上記以外に自衛隊は各種の装備・資機材を保有しているが、関東地区の自衛隊の保有する災害用として
使用する一般的なものを記載した。

2 能力の数値等は、新旧等又は、用途により各種のモデルがあり、一部概数

資料第18 海上自衛隊艦艇・航空機の能力基準（自衛隊）

(平成31年4月現在)

部隊名	艦艇				航空機			
	護衛艦	掃海艇 (艦)	輸送艦	その他	哨戒機	ヘリコプター		輸送機
						UH-60J SH-60J/K	(M) CH-101	
自衛艦隊等	11隻	4隻	0隻	6隻	約10機	約35機		2機
横須賀地方隊		2隻	0隻	5隻			2機	
合計	11隻	6隻	0隻	11隻	約10機	約35機	2機	2機
人員輸送能力 (1隻(機)当り)	約400～ 2,200人	約100人	約850人	約50～ 850人	8人	4～8人	約20人	約40人
物資搭載能力 (1隻(機)当り)	約70～ 2,000 t	約15 t	約2,000 t	約15～ 300 t	約2 t	約1 t	約2 t	約3 t

(注) 1 この表は、主に関東周辺在籍の艦艇・航空機であり、災害発生時の行動、修理等の状況により派遣可能数は変わることがある。

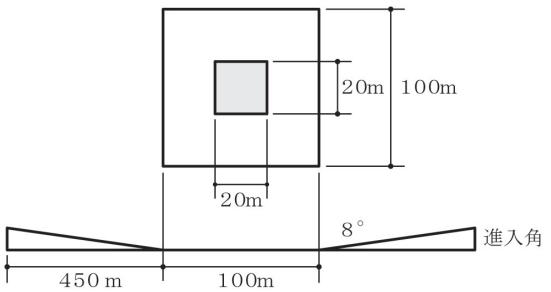
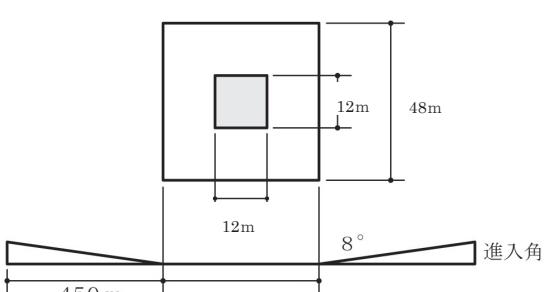
- 2 艦艇・航空機の搭載可能人員及び搭載可能物資は、いずれか1つの場合の基準を示す。
- 3 艦艇輸送能力は、海上平穏な場所における一日以内の輸送能力の基準を示すものであって、艦艇の種別、日数、気象状況、物資の形状等によって変動することがある。
- 4 航空輸送能力は、気象状況、飛行距離、高度、物資の形状等によっては、基準以下となる。
- 5 横須賀地方隊のヘリコプターは、碎氷艦「しらせ」に搭載のものである。
- 6 護衛艦、輸送艦は、小型舟艇2～3隻を搭載している。

海上自衛隊艦艇の接岸上の要件

	護衛艦			掃海艇	輸送艦
	DDH (約19,950 t)	DDG (約7,300/7,700 t)	DD (約5,100/4,600 t/3,000 t)	MSC (約500 t)	LST (約9,000 t)
必要な水深	約12m	約13m	約12m	約6m	約10m
艦艇の長さ	約248m	約160m	約150m (130)	約60m	約180m
タグボートの要否 (型×隻数) 大型：約1,800ps 小型：約 400ps	要 (大型×4) ※特大防舷 物×2が必 要	要 (大型×2)	要 (大型×2)	否	要 (大型×2) LCACによる ピーチング可 能

資料第19 ヘリコプター発着場基準及び表示要領（自衛隊）

区分	条件	標	準
発着基準	OH-6 D (小型機)	<p>着陸点</p> <p>離陸帯</p> <p>着陸点</p> <p>5 m</p> <p>30 m</p> <p>450 m</p> <p>30 m</p> <p>10° 進入角</p>	
	OH-1	<p>着陸点</p> <p>離陸帯</p> <p>6 m</p> <p>36 m</p> <p>450 m</p> <p>36 m</p> <p>8° 進入角</p>	
	UH-1 H (J) (中型機)	<p>着陸点</p> <p>離陸帯</p> <p>6 m</p> <p>36 m</p> <p>450 m</p> <p>36 m</p> <p>8° 進入角</p>	
	UH-60 J SH-60 J SH-60 K (中型機)	<p>着陸点</p> <p>離陸帯</p> <p>15 m</p> <p>60 m</p> <p>450 m</p> <p>60 m</p> <p>5° 進入角</p>	

	CH-47J CH-47JA (大型機)	
	EC-225	
表示要領		<p>1 着陸点：着陸点付近のほぼ中央に石灰等で直径4m以上の円を描き、中央にHと記す。</p> <p>2 風向指示器：着陸点付近（着陸点からなるべく離れた地点）に吹き流し、又は旗を立てる</p> <p>(1) 布製</p> <p>(2) 風速25m/秒に耐えられる強度</p>

資料第20 震災時の即時救援主要部隊の態勢図（自衛隊）



令和3年1月 発行

印刷物規格表第2類

印刷番号(2)104

東京都南海トラフ地震防災対策推進計画

編集発行 東京都防災会議

(東京都防災会議事務局) 東京都総務局総合防災部
〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
電話 03(5321)1111(代) 内線25-017

印 刷 株式会社まこと印刷
〒105-0001 東京都港区虎ノ門3-19-7
電話 03(6230)9590



この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。



古紙パルプ配合率70%再生紙を使用しています